

令和元年度

包括外部監査結果報告書

児童虐待関連施策に関する事務の執行について

令和元年度 高知市包括外部監査人

中 橋 紅 美

目 次

第1章 包括外部監査の概要 ······	1 頁
第1 監査の種類	
第2 監査のテーマ	
第3 監査対象期間	
第4 監査体制	
第5 利害関係	
第6 包括外部監査の実施期間	
第2章 監査のテーマを選定した理由 ······	2 頁
第1 社会情勢 ······	2 頁
第2 人権保護 ······	5 頁
第3 高知県における虐待死事件 ······	7 頁
第4 監査の意義 ······	8 頁
第5 監査の対象 ······	9 頁
第6 監査の視点 ······	9 頁
第7 監査の方法 ······	10 頁
第3章 高知市の子ども施策のあらまし ······	11 頁
第1 高知市の子ども施策のあらまし ······	11 頁
第2 「高知市子ども・子育て支援事業計画 平成 27~31 年度」の実施状況 ·	14 頁
第4章 子ども家庭支援センターの概要 ······	19 頁
第1 子ども家庭支援センターの沿革 ······	19 頁
第2 子ども家庭支援センターの役割について ······	22 頁
第3 ケースワーカーの職務について ······	25 頁

第5章 監査結果	28頁
第1 高知市における虐待対応窓口の現状について	28頁
一 子ども家庭支援センターの見学	28頁
二 子ども家庭支援センター職員の労働環境	32頁
三 子ども家庭支援センター職員の労務体制	46頁
四 ケース管理システム	48頁
第2 高知市における虐待相談から支援に至るまでの流れについて	51頁
一 虐待相談から支援に至るまでのモデル	51頁
二 高知市の虐待相談・通告から支援に至るまでの実態	53頁
第3 高知市の要保護児童対策地域協議会について	80頁
一 要保護児童対策地域協議会とは	80頁
二 要対協の意義	82頁
三 対象者	83頁
四 要対協の設立	83頁
五 要対協の運営	86頁
六 関係機関に対する協力要請	90頁
七 要保護児童対策調整機関	91頁
八 高知市における要対協の状況について	93頁
第4 高知市が外部委託している事業・業務について	119頁
一 児童虐待対応研修	119頁
二 子育て短期支援事業	125頁
三 養育支援訪問事業	129頁
四 児童相談システム	144頁
第6章 終わりに	151頁

第1章 包括外部監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

第2 監査のテーマ

児童虐待関連施策に関する事務の執行について

第3 監査対象期間

平成30年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

ただし、必要に応じて過年度及び令和元年度の一部についても。

第4 監査体制

包括外部監査人 中橋紅美（弁護士）

外部監査人補助者 澤田宗佑（弁護士）

外部監査人補助者 本澤友彬（弁護士）

第5 利害関係

外部監査人および補助者は、いずれも監査対象との間で地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

第6 包括外部監査の実施期間

自 令和元年7月10日 至 令和2年2月13日

第2章 監査のテーマを選定した理由

第1 社会情勢

一 重大虐待事件の発生

平成30年3月に発生した東京都目黒区の女児虐待死事件、平成31年1月に発生した千葉県野田市の女児虐待死事件等、近年、世間の注目を集める重大な児童虐待死事件が頻発し、その後も毎日のように全国各地で児童虐待に関する報道がなされている。

これらの事件の内情については、多くの場合、マスコミの報道等によって知ることに限られるが、報道されている内容の範囲においても、最悪の事態に至る前に何か打つ手はなかったのか、慚愧に堪えない。

二 事件の概要

近年発生した上記2つの虐待死事件においては、いずれも、事件前に、既に行政が虐待の兆候を察知し、何らかの形で、その親子・家庭に関わっていたことが報道されている。にも関わらず、残念ながら事件を防ぐことができなかつたものであり、行政の事務執行が適切だったのか問題提起されている。

以下、簡単に、上記2つの事件の概要に触れておく。

1 東京都目黒区女児虐待死事件の概要

東京都目黒区で平成30年3月、当時5才の女児が死亡し、虐待の疑いで、女児の父母が逮捕された事件である。

女児一家は、同年1月に東京に転居するまでは、香川県善通寺市に住んでいた。

女児の初めての虐待認知(疑い)は、平成 28 年夏、近所からの通報によるものであった。この時は、簡易な事案として様子を見ることになった。

同年 9 月に、女児の弟が出生した。

同年 12 月 25 日、女児が一人で外に出ているところを、近所の人が目撃し、香川県警が女児を保護、女児の体に軽度の傷が確認されたため、虐待ケースとして児童相談所に一時保護された。その後、平成 29 年 2 月 1 日、一時保護が解除された。

同年 3 月 19 日、一人で外にいた女児を警察官が目撃、女児にけががあり、女児が父親の暴力を訴えたことから、2 回目の一時保護が決定した。その後、同年 7 月 31 日に一時保護が解除された。

女児は、家に戻ってからも、週に 1 ~ 2 回程度、善通寺市の施設や医療センターに通っていた。平成 29 年 8 月 30 日及び同年 9 月 13 日に、女児の体にけがが見つかったが、いずれも一時保護には至らなかった。

平成 30 年 1 月中旬、女児一家が東京に転居した。

善通寺市は、転居先を管轄する品川児童相談所へ連絡、平成 30 年 1 月 29 日には「緊急性の高い案件」としてケース移管し、平成 28 年 8 月からの女児に関する全記録を品川児童相談所へ送付した。品川児童相談所では緊急受理会議が開かれ、ケース移管の受理が決定した。

平成 30 年 2 月 9 日に品川児童相談所が家庭訪問をしたが、女児には会えなかった。女児は幼稚園や保育園にも通わず、弟の健診にも、そして平成 30 年 2 月 20 日にあった小学校の説明会にも現れなかった。

同年 3 月 2 日、女児が死亡した。

2 千葉県野田市女児虐待死事件の概要

千葉県野田市で、平成 31 年 1 月、当時 10 才の小学生女児が死亡し、虐待の疑いで、女児の父母が逮捕された事件である。

女児一家は、平成 29 年 8 月下旬に千葉県野田市に転居するまでは、沖縄県糸満市に住んでいた。

女児の両親は、父親の母親に対するドメスティックバイオレンス(DV)により、平成 21 年、母親が女児を連れて別居、平成 23 年に離婚していた。

しかし、平成 28 年頃から、父親が母親と女児の自宅に出入りするようになり、平成 29 年に再婚、同年 6 月中旬に女児の妹が出生した。

同年 7 月、女児の親族が、糸満市に、父親の DV と女児への恫喝の相談をし、市は児童相談所に伝えた。それを受け児童相談所は、父親との間で家庭訪問の約束をしたが実現しなかった。

同年 8 月、産後の体調が優れない母親を残して、父親と女児・妹が、千葉県野田市に転居、母親はその後同年 9 月に野田市に転居した。

糸満市は、転居に伴い、父親による夫婦間の DV を野田市に伝えたが、女児に対する恫喝については、事実確認ができなかつたとして情報提供しなかつた。

同年 11 月、女児が、小学校のいじめアンケート調査に、父親からの暴力を記入していたことから虐待の可能性が浮上、小学校より野田市へ虐待通告がされ、市が児童相談所に送致し、女児の一時保護が開始した。

しかし、同年 12 月に、女児が親族宅で生活すること等を条件に一時保護が解除され、児童相談所による継続指導が開始された。

平成 30 年 1 月 15 日、野田市教育委員会が、女児の書いたアンケートのコピーを父親に渡した。その直後に女児は小学校を転校した。

同年 2 月、女児が一緒に生活していた親族の体調不良等により、女児の一時保護が検討されたが、虐待の再発は認められない等の理由で、自宅へ戻すことになった。

平成 31 年 1 月 7 日、父親より小学校に、女児の親族の体調が悪く、女児を 1 月末まで欠席させるとの連絡があった。このことは、小学校より野田市へ情報提供されたが、野田市は児童相談所へ連絡をしていなかった。

同年月 24 日、女児が死亡した。

三 行政の対応

これら虐待死事件において、その虐待親が非難されることはもちろんであるが、一方で、行政は当該児童や保護者に継続的に関わりを持っていたものであり、このような最悪の事態に至る前に、行政において、これを回避する機会・手段があったのではないかとも思われる。

以上のこととは、決して他人事ではなく、高知市でも、児童虐待は日々発生しており、そういうた児童虐待に対し、高知市においては、どのような体制が組まれ、どのような対策が立てられ、どのような対応が取られているのか、そしてそれらが適切に運用されているのか興味を持った。これが、今回のテーマ選定のきっかけである。

第 2 人権保護

児童虐待とは、子どもを守るべき保護者（親や親に代わる養育者）が、子どもの心や身体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為をいう。

児童虐待は、子どもの尊厳を傷つける著しい人権侵害行為であり、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えると共に、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすとされており（「児童虐待の防止等に関する

法律」第1条), 法律上も禁止されている許されない行為である。したがって, 子どもの健全な成長, 将来の世代の育成のためにも, 児童虐待への対応は, 国及び地方公共団体において積極的に取り組むべき課題である。

国において平成6年に批准した「子どもの権利条約」では, 第19条第1項において, 「締約国は, 児童が父母, 法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において, あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力, 傷害若しくは虐待, 放置若しくは怠慢な取扱い, 不当な取り扱い又は搾取(性的虐待を含む。)からその児童を保護するためすべての適当な立法上, 行政上, 社会上及び教育上の措置をとる。」と規定している。

また, 平成12年に制定された「児童虐待の防止等に関する法律」では, 第4条第1項において, 「国及び地方公共団体は, 児童虐待の予防及び早期発見, 迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援(児童虐待を受けた後18歳となった者に対する自立の支援を含む。(中略))並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため, 関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化, 民間団体の支援, 医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。」と定めている。

このように, 児童虐待は, 人権保護の観点から絶対起こってはならない事態である。しかし一方で, 前記のような社会情勢が現実問題として存在しており, そういった中で, どのようにして子どもの人権を保護していくべきか, 人権保護の観点からも, 本テーマに关心を持った次第である。

第3 高知県における虐待死事件

一 事件の発生

残念ながら、高知県においても重大な虐待死事件が発生している。

平成20年に発生した小学生男児虐待死事件、平成26年に発生した女児虐待死事件、平成27年に発生した女児虐待死事件は記憶に新しいところである。

これらの事件においては、それぞれ検証委員会が設置され、各委員会から様々な提言がなされているが、特に市町村に向けた主な提言は以下のとおりである。

二 各提言の概要

1 平成20年小学生男児虐待死事件

主体的意識が欠如していた、地域の問題であるという認識がなかった、要保護児童対策地域協議会の組織を実質的に機能させていなかった等の指摘がなされ、自分たちが子どもを守るという基本姿勢を再確認して、児童虐待などに実質的に対応できるシステムを作り、専門性を確保するよう提言されている。

2 平成26年女児虐待死事件

児童相談所との情報共有のあり方や連携のあり方について改善が必要、重要な判断を児童相談所任せにする傾向がある、関係機関との間で見立てを一致させ、総合的、統一的な支援につなげる要の役割を十分發揮できなかつたこと等が指摘され、専門性を高める努力を行うこと、会議が形式的

なものとならないよう運営について工夫すること等の提言がなされている。

3 平成 27 年女児虐待死事件

児童相談所と相互補完的に子どもや家庭の支援にあたり、共同して相互の専門性や役割を理解するための研修等を積み重ねること、児童相談所と連携することはもちろんのこと、時には、児童相談所に対して積極的な対応をとる必要があること、特に、市町村については、要保護児童や特定妊婦といった支援を要する家庭に対し、一番身近な場面で支援する役割を持っていることを自覚し、虐待予防を含めた家庭に対する積極的な支援に取り組むこと等が指摘されている。

第4 監査の意義

平成 16 年の児童福祉法改正により、法律上も児童虐待に関して、自治体が第一義的な役割を担うことになった。

上記のような社会情勢と共に、高知県においても虐待に関して市町村に対する提言等がなされている中、これまで、高知市の包括外部監査において、児童虐待防止関連施策の事務の執行状況等に関する検証がされたことはなかった。

そこで、上記提言や法改正から一定期間経過した現在において、高知市として、児童虐待に対し、十分な役割を果たしているのか、適切な対応ができるのか、検証する意義は高いと思料する。

第5 監査の対象

高知市内における児童虐待対応を行っている高知市こども未来部内の子ども家庭支援センター及びその他関係機関を対象に、以下の点を監査した。

顕在化した虐待事例や緊急の事案については、一時保護施設等の機能が整っている高知県の施設である児童相談所が関与しており、高知市が関わるのは、主にそこまでには至っていない要保護児童（保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（児童福祉法第6条の3））が中心である（ただし、高知市要保護児童対策地域協議会設置要綱第1条における「要保護児童」とは、同法第6条の3に規定する要保護児童のうち、「虐待あるいは虐待を受けている恐れのある児童」及び「養育困難家庭児童」に限定した扱いとされている。）。

そこで、本監査においては、高知市が関与する虐待事例ないし虐待認定されるまでには至っていない潜在的な虐待疑い事例がどのように把握され、どのように予防されているのか、監査の対象は、主として、要保護児童の各ケースを高知市がどのように把握し、どのように管理し、どのように見守っているのかという点とし、これに関わる職員、外部の委託業者の諸業務とした。

第6 監査の視点

児童虐待に関する各事業につき、以下の基本的視点から監査を実施した。

一 法令違反の事務処理はないか（地方自治法第2条16項、適法性）

法令、政令、省令、条例の条文はもちろんのこと、それらの立法目的にも遡って、行財政活動の適法性、公正性、公平性の視点から監査とともに、更に広く法律違反のおそれの有無の視点も重視して監査する。

二 最少の経費で最大の効果を挙げているか（同法第2条第14項，3E（経済性，効率性，有効性））

事務処理の適法性を検証しつつ、その一方で、当該行政目的を実現する手段として諸施策が経済的か、効率的か、有効的か（3E）の視点で監査する。

三 組織及び運営の合理化が図られているか（同法第2条第15項、合理化）

組織及び運営の合理化が図れているか、実質的な動きができているかといった視点で監査を実施する。特に、自治体間や、民間の支援団体等との間ににおける連携や役割分担等を踏まえ、組織及び運営の合理化が図られているかといった視点で監査をする。

第7 監査の方法

監査対象機関からヒアリングを行うとともに、関連法令、契約関連文書や報告文書等の関連資料の提出を求め、提出された資料を分析、検討した。また、可能な限り実施現場に赴き、現地で説明を受けるなどして、事業の実態を把握するよう努めると共に、現場で働く職員に直接話を伺うなど、現場の生の意見を収集することに努めた。なお、必要に応じて、対象機関以外の部署からも資料収集を行った。

第3章 高知市の子ども施策のあらまし

第1 高知市の子ども施策のあらまし

我が国における急速な少子化の進行に対し、国においては、子育て支援社会の構築を目指して、様々な対策が実施されているところ、高知市においても、子ども・子育て支援に関し、以下のような施策が策定されてきた。

一 「高知市子育て支援計画～すこやか安心エンゼルプラン～」の策定

高知市では、平成10年3月に「高知市子育て支援計画～すこやか安心エンゼルプラン～」を策定し、これをもとに、子どもを生み育てやすいまちづくりを目指して、子育てを支援するために様々な施策・事業を推進してきた。

二 「高知市子ども未来プラン～すくすくとさっこ21～」の策定

そして、平成17年3月には、次世代育成支援対策推進法に定める市町村行動計画に対応し、市町村保育計画と母子保健計画を内包した計画として、上記平成10年に策定した「高知市子育て支援計画～すこやか安心エンゼルプラン～」を改定し、平成17年度から平成21年度までの5年計画による「高知市子ども未来プラン～すくすくとさっこ21～」を策定して、施策を拡充し、様々な事業を推進してきた。

この中の重点施策の1つとして、児童虐待が取り上げられ、「児童虐待のないまちづくりを進めます。」として、子育て支援事業や母子保健活動の充実を図り、子育て家庭を支えていくと共に全市的な児童虐待予防ネットワークを構築し、関係機関・団体と連携しながら虐待の予防、早期発見、早期対応の体制作りに取り組むこと、また、児童虐待の防止等に関する法律の改正等を踏まえ、児童相談体制の強化を図ると共に、児童相談所の設置について研究・

検討を進めることができた。そして、その実現のため、以下の具体的な取り組みが挙げられた。

- ・児童虐待予防ネットワークの推進
- ・児童相談体制の整備強化
- ・育児支援家庭訪問事業の導入
- ・子育て支援事業の充実（地域子育て支援センター、一時保育、保育所や幼稚園の子育て相談・園庭開放、子育て支援情報の提供等）
- ・母子保健活動の充実

三 「高知市子ども未来プラン 2010～すぐとさっこ 21～」の策定

さらに、平成 22 年 3 月には、上記平成 17 年に策定した「高知市子ども未来プラン～すぐとさっこ 21～」における施策の取り組み成果を踏まえ、各施策の評価や課題分析、ニーズ調査を実施し、これらの結果や意見をもとに、「全ての子どもと子育て家庭を社会全体で支えるまちづくり」を総合的かつ計画的に推進するために、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年計画で、「高知市子ども未来プラン 2010～すぐとさっこ 21～」が策定された。

この中では、年々児童相談対応件数や虐待認定件数が増加している状況を踏まえ、要保護児童等への支援の充実が基本施策の 1 つとして取り上げられ、「虐待予防についての正しい理解に向けた広報啓発を行うとともに、育児不安解消や子育て家庭の育児力の向上を図り、児童虐待を未然に防ぐよう取り組みます。」として、①児童虐待の予防・啓発と、②要保護児童への早期対応の二つが重点施策として挙げられた。

1 児童虐待の予防・啓発

児童虐待の早期発見・早期対応とその啓発のために、以下の取り組みが挙げられた。

- ・園庭開放・子育て相談事業
- ・一時預かり事業
- ・地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター）事業
- ・児童虐待予防推進事業
- ・親子絵本ふれあい事業
- ・赤ちゃん誕生おめでとう訪問事業
- ・継続看護連絡票
- ・育児相談
- ・離乳食教室
- ・1歳10か月児健康診査・3歳児健康診査

2 要保護児童への早期対応

要保護児童への早期対応のため、以下の取り組みが挙げられた。

- ・養育支援訪問事業
- ・児童虐待予防推進事業
- ・児童家庭相談
- ・要保護児童対策地域協議会
- ・専門医相談事業

四 「高知市子ども・子育て支援事業計画 平成27～31年度」の策定

そして、平成27年3月、上記平成22年に策定した「高知市子ども未来プラン 2010～すくすくとさっこ 21～」における施策の取り組み成果を踏まえ、子ども・子育て支援法に定める市町村事業計画などに対応した高知市における

る子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に推進するために、平成27年度から平成31年度までの5年計画で、「高知市子ども・子育て支援事業計画 平成27～31年度」が策定された。

これが、高知市において現在遂行されている計画である。

第2 「高知市子ども・子育て支援事業計画 平成27～31年度」の実施状況

一 計画策定の経緯

平成24年8月に成立し、公布された子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正法）」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法のことをいう。）に基づき、社会全体で子どもの健やかな成長や子育てを支援するための新たな仕組みを構築し、幼児期における質の高い学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の充実を推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から実施された。

かかる新制度においては、市町村が実施主体となり、地域の様々な子ども・子育て支援のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務づけられた。

そこで、高知市は、子ども・子育て支援法に定める市町村事業計画などに対応した高知市における子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に推進する

ため、平成 27 年 3 月、「高知市子ども・子育て支援事業計画 平成 27～31 年度」を策定した。

「高知市子ども・子育て支援事業計画 平成 27～31 年度」においては、「希望溢れる未来に向けてみんなで支え育ちあう子ども・子育て支援のまちづくり」という基本理念のもと、様々な施策を行っている。

そして、「高知市子ども・子育て支援事業計画 平成 27～31 年度」においても、児童虐待の発生予防は重点施策として位置づけられた。なお、「要保護児童への早期対応」は重点施策からは外れているものの、施策項目の一つとして位置づけられている。

二 施策の実施状況

1 関係機関との連携強化（児童虐待の予防・要保護児童への早期対応）

高知市では、児童虐待の相談・通告を受理した後、安否確認や調査等の初期対応から支援・見守りを実施し、関係機関との連携を図りつつ継続的に家庭への支援を行っている。

2 高知市要保護児童対策地域協議会の設置

虐待予防・対応ネットワークとして、平成 19 年度に高知市要保護児童対策地域協議会（要保護児童の早期発見並びに適切な保護並びに要保護児童及びその保護者への適切な支援を図るため設置された協議会。市、児童相談所、学校、警察等、児童に関わる団体等をもって組織され、情報交換や支援内容の協議等を行う。詳細は後述する。）を設置し、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童等の早期発見や適切な支援を図っている。

同協議会は、構成員の代表者による会議（代表者会議）、実務担当者による会議（実務者会議）、個別の事例について担当者レベルで具体的な支援策等を検討する会議（個別ケース会議）の三層構造で運営されており、要保護児童等に関する情報共有や連携支援の取組を進めている。

3 講演会や研修会の開催等

市民及び子どもに関わる関係者が、児童虐待についての正しい理解と認識を深めることができるよう、講演会や研修会の開催など広報・啓発活動を実施し、地域社会全体で子育て家庭を見守るとともに、妊娠・出産・子育てに関する相談支援体制の強化をしている。

4 妊娠期の相談支援・養育支援訪問事業の実施

高知市においては、妊娠期の相談支援や、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、指導・助言等により養育能力を向上させるための支援を行う養育支援訪問事業（養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、専門的な相談や援助等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業）により、虐待の発生を予防する取組を行っている。

5 児童相談システムの導入（要保護児童への早期対応）

虐待が発生している家庭に対しては、保護者の悩みや育児の困難性を把握した上で、援助方針や関係機関の役割分担などを決定し、継続的な支援を行い、虐待の深刻化や再発の防止に取り組んでいる。これらの家庭に対して効率的・効果的に対応していくために、平成25年度に児童相談システム（要保護児童等に関する情報を記録する児童家庭相談台帳を専用

ソフトによりシステム化したもの。ケースの情報管理・進行管理機能や検索・統計機能などを備えている。) を導入し、適切なケース進行管理を行っている。

6 主な関連事業等一覧

施策に基づく主な関連事業等は以下の通りである。

(1) 児童虐待発生の予防

- ・園庭開放・子育て相談事業
- ・一時預かり事業（幼稚園）
- ・一時預かり事業（その他）
- ・地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
- ・児童家庭相談
- ・児童虐待予防推進事業
- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組などを実施する事業）
- ・養育支援訪問事業
- ・親子絵本ふれあい事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・継続看護連絡票
- ・子育てひろば
- ・離乳食教室
- ・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査での啓発

(2) 児童虐待への早期対応

- ・養育支援訪問事業
- ・児童家庭相談
- ・児童虐待予防推進事業
- ・要保護児童対策地域協議会

第4章 子ども家庭支援センターの概要

第1 子ども家庭支援センターの沿革

一 組織の沿革について

高知市では、増加する児童虐待に対応していくため、平成16年10月に「高知市児童虐待予防ネットワーク会議」を設置した。

その後、平成16年の児童福祉法の改正により、平成17年4月から市町村が児童虐待の通告先に位置付けられることとなり、児童虐待に専門的に対応するため、子育て支援室と児童家庭相談室が統合して、同年5月に高知市子ども家庭支援センターが設立された。この当時、子ども家庭支援センターは、子ども福祉課内に設置されていた。

翌年の平成18年4月、子ども福祉課を廃止し、子育て支援の専門部署として、子育て支援課を新設した。子ども家庭支援センターは、子育て支援課内の係として位置付けられることとなった。

平成19年12月には、「高知市児童虐待予防ネットワーク会議」が、児童福祉法に定められた法定の協議会である「高知市要保護児童対策地域協議会」に移行し、平成20年4月に、子ども家庭支援センターは係から室へと課内の位置付けが変更された。

平成26年4月、高知市の機構改革により、こども未来部が新設され、子ども家庭支援センターは、こども未来部内の一つの課となった。これ以降、子ども家庭支援センターの組織概要は変更されていない。

子ども家庭支援センターの沿革図

平成 16 年 10 月 「高知市児童虐待予防ネットワーク会議」設置

子育て支援課



平成 17 年 5 月 「子ども家庭支援センター」設立

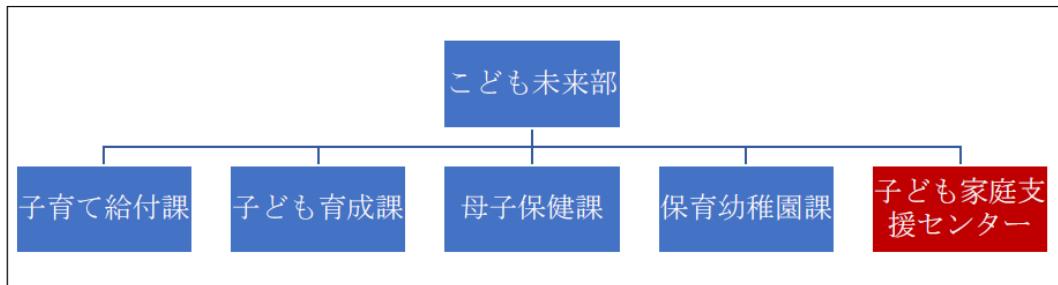
児童家庭支援室

平成 19 年 12 月 「高知市児童虐待予防ネットワーク会議」



「高知市要保護児童対策地域協議会」

平成 26 年 4 月 こども未来部新設



二 人員配置について

1 職員体制の現況について

子ども家庭支援センターでは、児童虐待の防止や児童家庭相談に対応するため、対象児童毎に担当のケースワーカーを置いている。このケースワーカーは、高知市の常勤職員が担っている。

その他に、子育ての悩みや心配事等の電話相談及び来所での相談窓口担当として、子ども家庭支援相談員を置いている。子ども家庭支援相談員は、社会福祉士や保健師、幼稚園教諭等の専門資格を有する非常勤職員が担っている。

平成 30 年 4 月時点で、所長 1 名、副所長 1 名、係長 2 名（うち 1 名保健師）、ケースワーカー 10 名（うち 保健師 2 名、教員 1 名、事務職 7 名）、子ども家庭支援相談員 3 名（非常勤職員）、事務職 2 名（うち 1 名任期付職員）が、子ども家庭支援センターに配属されている。

2 職員体制の変遷について

子ども家庭支援センターが発足した当初は、ケースワーカーはわずか 1 名であった。また、事務職ではなく、専門職（保健師）がケースワーカーの任に就いていた。

その後、ケースワーカーの数は、平成 19 年 4 月に 1 名増員され 2 名に、平成 22 年 4 月には更に 2 名増員され 4 名になり、ついには、平成 23 年 4 月からは、5 名となり、専門職（保健師）に加え、事務職もケースワーカーの任に就くこととなった。

また、平成 23 年 4 月からは、高知県（児童相談所）との人事交流も開始された。初年度は、高知県（児童相談所）から派遣を受けた職員を児童家庭相談専任の係長として迎え、スーパーバイズ（指導・助言）体制の強化を図るとともに、高知県（児童相談所）との連携を強めた。

平成 26 年 4 月からは、ケースワーカーに教員を配置し、高知市教育委員会及び学校との連携強化を図っている。

なお、平成 31 年 4 月現在では、平成 30 年度よりケースワーカーが 1 人増え、計 11 名配置されている。その内訳は、事務職 7 名、教員 1 名、専門職（保健師）2 名、専門職（保育士）1 名となっている。もっとも、専門職（保育士）は、再任用の職員で、実際には個別のケースの担当はしておらず、前出の子ども家庭支援相談員と同様の対応を行っている。よって、実際に個別のケースを担当しているケースワーカーは昨年度と同じ 10 名である。

第2 子ども家庭支援センターの役割について

一 業務の概要について

子ども家庭支援センターは、児童家庭相談、児童虐待防止対策、要保護児童等の支援の実施機関としての役割と高知市要保護児童対策地域協議会の調整機関としての役割、大きく分けて二つの役割を担っている。

二 実施機関としての役割について

実施機関としての業務内容は、主に、①児童家庭相談、②児童虐待防止対策、③母子生活支援施設、④子育て短期支援事業、⑤要支援児童、要保護児童等の支援の5つである。

1 児童家庭相談

本章「第1 子ども家庭支援センターの沿革」中の「二 人員配置」のところでも少し説明したように、社会福祉士や保健師、幼稚園教諭等の専門資格を有する子ども家庭支援相談員や再任用職員が、子育ての悩みや心配事等の相談を行っている。

2 児童虐待防止対策

子ども家庭支援センターは、高知県中央児童相談所と共に、虐待相談・通告の窓口となっている。

虐待相談・通告があった場合には、関係機関と連携を図りながら、情報収集や調査を行い、虐待の事実を確認する。また、対応の必要性がある事例については、継続支援のため、担当のケースワーカーを付けて対応をしている。

虐待対応の詳しい内容については、次章「第2 高知市における虐待相談から支援に至るまでの流れについて」及び「第3 高知市の要保護児童対策地域協議会について」において詳しく説明することとする。

3 母子生活支援施設

子ども家庭支援センターでは、18歳未満の児童を養育している母子家庭で、子どもの養育が十分にできない家庭を対象に、母子生活支援施設の入所に関する相談等に対応する。

なお、高知市内には、社会福祉法人が運営する母子生活支援施設ちぐさが存在するが、DV案件に関しては、広域入所を行う場合もある。

4 子育て短期支援事業

子ども家庭支援センターは、一時的に子育てが困難となった場合に、当該家庭の子どもを一時的に預かる事業を行っている。

もっとも、子ども家庭支援センターが、実際に子どもを預かる訳ではなく、子どもの預け先については、外部委託している。

この点については、次章「第4 高知市が外部委託している事業及び児童相談システムについて」において詳しく説明することとする。

5 要支援児童、要保護児童等の支援

子ども家庭支援センターは、養育支援を特に必要とする家庭を対象に、当該家庭を訪問し、養育に関する種々の支援を行う養育支援訪問事業を行っている。

この事業も外部委託している。詳細は、次章「第4 高知市が外部委託している事業及び児童相談システムについて」の部分において詳しく説明することとする。

三 調整機関としての役割について

子ども家庭支援センターは、「高知市要保護児童対策地域協議会」（以下、「要対協」という。）の調整機関を担っている。

要対協とは、児童福祉法第25条の2第1項において、各地方公共団体において設置するよう努めるとされている法定の協議会である。

また、同条第4項では、協議会を構成する関係機関等のうちから、要保護児童対策調整機関を指定するものとされており、高知市においては、こども未来部が、前記調整機関として指定されている（高知市要保護児童対策地域協議会設置要綱第4条）。なお、本章「第1 子ども家庭支援センターの沿革」の部分でも説明したように、子ども家庭支援センターは、こども未来部に属していることから、現状、前記調整機関としての役割は、子ども家庭支援センターが行っている。

要対協は、高知県中央児童相談所や警察、教育委員会等25以上の機関・団体等によって組織されており、要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容の協議を行う機関である。

支援が必要な要保護児童等については、要対協管理ケースとして、要対協に登録され、各機関で情報共有を図りながら、協力して支援等を行うこととなる。

子ども家庭支援センターは、要対協の3つの会議、すなわち代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の事務局の役割を担っている。

また、子ども家庭支援センターは、要対協に登録されたケースの進行管理等の役割も担っている。

第3 ケースワーカーの職務について

子ども家庭支援センターの重要な使命は、児童虐待の防止にある。

そして、児童虐待防止のために、直接の支援を行い、また、関係機関との連携や調整を主に担当しているのはケースワーカーである。

そこで、以下、ケースワーカーの職務について紹介することとする。

一 ケースワーカーの配置について

高知市を中学校の学区を基準として、東西南北の4つのブロックに分け、各ブロックに10名のケースワーカーをそれぞれ配置している。

その上で、ケースワーカーへのスーパーバイザーとして、北と東を担当する係長、南と西を担当する係長の計2名の係長がいる。

ケース数は、各家庭が基準となるのではなく、児童が基準となって決定される。すなわち、仮にA君B君の2人兄弟の家庭があり、その内のA君が身体的虐待を受けている場合、A君を虐待案件ケースとして1つの独立したケースとしている。加えて、A君への虐待の影響で、B君に心理的な影響が出ている場合には（通常は、心理的影響が出ていることがほとんどのようである）、B君は心理的虐待として、これもまた、独立したケースとなる。

そのため、1つの家庭に複数のケースが混在することも、頻繁に生じ得る。

二 ケースの受理

担当する学区内の児童に関して虐待相談や通告があった場合、ケースワーカーはまずその内容の聴き取りを行う。

なお、平日の業務時間中の虐待相談や通告については、子ども家庭支援センターの業務電話番号で受付をしているが、業務時間外や休日は、業務電話から専用の携帯電話に電話が転送されることとなっている。そして、副所長

以下の子ども家庭支援センターの常勤職員が前記携帯電話を携帯し、持ち回りで電話当番をしている（休日・夜間電話当番）。休日・夜間の虐待相談や通告であっても、平日の日中と同様に、内容の聴き取りを行っている。

その後、当該事例について、速やかにセンター内で緊急受理会議を開催し、安全確認の方法と時期、緊急性の判断、初期調査の内容、担当者を決め、まずは児童の安全確認（目視）を実施する。

初期調査・アセスメントの結果、一時保護が必要と判断されるような緊急の対応が必要な場合は、児童相談所に相談又は送致する。ケースワーカーにおいては、関係機関と連携を図りながら、情報収集や調査を行うとともに、面接等により子どもや保護者から状況の確認等を行う。また、調査対応の過程で必要に応じて個別ケース検討会議を開催する。

三 要対協への登録

ケースワーカーは、自らが担当者となったケースについて、実施した調査や情報収集の結果を踏まえて、支援方針を検討し、支援計画（案）を作成する。

その後、子ども家庭支援センター内の支援方針会議の中でアセスメント（分析・評価・査定等）を行い、要保護児童・要支援児童等として継続支援・指導等が必要か否かを検討する。

その結果、支援方針会議で、継続支援・指導等が必要と判断されたケースについては、前記支援計画（案）に基づき作成される支援計画により、ケースワーカーが要対協の進行管理台帳に登録し、その後の進行管理を行うこととなる。

具体的には、ケースワーカーは、担当のケースについて、家庭や学校への訪問を行ったり、関係機関、例えば、学校や保育園等と連携を取ったりしながら、虐待の防止を図っていく。

また、要対協の実務者会議において、ケース支援の進行状況を報告することや、個別ケース検討会議を開催することもケースワーカーの職務となる。

以上のように、ケースワーカーは、支援の実施を行うと共に、要対協の主催者として、責任をもってケース管理を行っていくこととなる。

第5章 監査結果

第1 高知市における虐待対応窓口の現状について

一 子ども家庭支援センターの見学

高知市における虐待対応窓口である子ども家庭支援センターの現状を知るべく、今回の包括外部監査の中で、子ども家庭支援センターを訪問し、職場環境や備品、ケース記録の保管状況等について調査を行った。

1 職場環境

(1) 監査の結果

子ども家庭支援センターには、職員の勤務スペースの他に、面接室が2部屋用意されていた。面接室の間仕切り壁の上部には、消防法の関係で60cm程度の隙間が空いていた。2部屋ある面接室の1つにはベビーベッドが置かれていた。面接室は、相談者が来所した際に、相談スペースとして使うとのことであった。

職員の勤務スペースは、担当する東・西・南・北の地区毎にいわゆる「島」を作っていた。そして、各島に2台ずつ、また、所長・副所長の席と庶務事務席に各1台ずつの計10台の固定電話が備え付けられていた。

計10台の固定電話に対して電話回線は4回線あるとのことであった。見学時には、関係機関からの電話や児童家庭相談等の電話が頻繁にかかるてきていた。

(2) 監査人の意見

ア 面接室

面接室の会話は、相談者にとって他人に聞かれたくない内容を多分に含むものである。そのため、プライバシー保護の観点から、面接室は防音性に優れた部屋であることが望ましい。

この点、旧庁舎の面接室は、消防法の規制により、間仕切り壁上部に隙間が空いており、上記プライバシー保護の観点からは問題が生じていた。

もっとも、新庁舎の面接室は、独立した部屋となっており、防音性等に特段の問題が生じないレイアウトとなっていた。

そこで、監査人としては、新庁舎の面接室は、面談者のプライバシーに配慮された適切な設備であると評価する。

イ 電話回線

① 指摘 1

子ども家庭支援センターにおける電話回線を増加すべきである
(合理化の観点からする指摘)。

子ども家庭支援センターは、要対協の調整機関を担うという職務上、各関係機関との連絡を密に取る必要がある。また、その連絡内容は多岐に渡り、1回の電話の使用時間も長くなることが想定される。その上、児童家庭相談等の電話は、相談電話が短時間で終わることは稀であり、長時間回線を占拠することも珍しくない。

そのような中で、養育に悩んだ保護者からの電話がかかってきたとしても、回線が全て使用中であるとの理由で、子ども家庭支援センターに繋がらなかった場合、支援の機会を逃すことにもなり得る。

また、使用可能な電話回線が少ないことで、電話を使用したいと思うタイミングで電話を使用できず、円滑な業務の遂行を阻害する事態も招きかねない。

現状、20人前後の職員数に対し、電話回線4つというのは、業務の性質上少な過ぎるよう感じられる。

そこで、できるだけ早期に電話回線を増加するよう要望する。

2 備品等

(1) 監査の結果

子ども家庭支援センターには、携帯電話が4台、公用車2台、原動機付自転車が4台あるとのことであった。

公用車及び原動機付自転車については、公用車と分かる表示はなく、高知市の車とは分からぬようになっているとのことであった。

携帯電話の内、1台は、休日・夜間電話当番用として利用している。なお、平成30年に携帯電話を2台追加して4台となったとのことである。携帯電話が4台となったことにより、ケースワーカーが、外出先から関係機関や関係者に対し直接連絡が取れる環境が整ったとのことであった。

これら備品の台数については、特に業務上の支障は生じていないようであり、現状においては適切に配備されているものと評価できる。引き続き、職務の状況等を勘案して、適切な台数が確保されていくことを望む。

3 ケース記録の保管状況

(1) 監査の結果

ケース記録及び相談票（以下、「ケース記録等」という。）は、鍵のかかるロッカーに整然と保存されていた。

鍵は、管理職において管理しており、また、ケース記録が机の上に乱雑に置かれているという様子もなかった。

また、ケース記録等については、子ども家庭支援センター設立以来、廃棄を行ったことはなく、全て紙の記録で保管されているとのことであった。

（2）監査人の意見

② 指摘 2

ケース記録等は、一定の期間経過により破棄する等ケース記録の保管について一定のルール作りをすることことを検討すべきである（適法性の観点、合理化の観点からする指摘）。

③ 意見 1

ケース記録等の保存方法は、紙面ではなく、データ化した上の保存も検討するべきである（3Eの観点、合理化の観点からする意見）。

子ども家庭支援センター内における現在のケース記録等の保管方法は、適切であると評価できる。

もっとも、今までのケース記録等を全て保管している現状において、早晚記録の保管場所の問題が生ずることが予想されるため、ケース記録廃棄に係る一定のルールを作成すべきである。

この点について、子ども家庭支援センターからは、要保護児童が成人した後に、特定妊婦として、またその子が要保護児童として支援の対象

としてあがってくるケースがあることから、記録を廃棄することについて躊躇するとの意見があった。

確かに、このようなケースにおいて、適切な支援を施すためには、過去のケース記録等が重要な情報となることは否定できない。もっとも、上述したスペースの問題もある上、公権力が一度収集した個人情報を未来永劫保有し続けることには、抑制的でならなければならないとも考える。

よって、一定期間の経過により記録を破棄する等、記録の保管についてルールの策定を検討すると共に、記録をデータ化する等効率的な保存方法を検討すべきである。

二 子ども家庭支援センター職員の労働環境

1 監査の結果

今回の包括外部監査にあたって、子ども家庭支援センター職員の業務状況及び労務環境を把握するため、所長及び副所長を除く係長以下全員（非常勤職員も含む。）を対象に、面談を行った。

面談に先立って、ケースワーカーに向けて、以下の内容の事前調査票を配布した。

面談は、記入済みの事前調査票を参考に、1名につき、約20分の時間をかけて行った。

<事前調査票>

1 現在、担当している管理ケース数をお教えください。	総数 ()	主担当 ()
2 上記1で記載した担当ケース数は、適當だと感じますか。 該当する方に○をつけてください（はい・いいえ）。	<u>(上記2で「いいえ」とお答えになった方)</u>	
3—① 適當であると感じる担当ケース数はいくつですか。 ()		
—② 担当ケース数が適當でないことで、どのような点に不都合、不安を感じますか。		
—③ 多くの案件を処理するために、工夫していることはありますか。		
4 日常業務の中で、一番時間を費やすのはどのような業務ですか。また、その負担を減らすための提案があればお教えください。		
5 日常業務の中で、一番負担を感じるのはどのような業務ですか。また、その負担を減らすための提案があればお教えください。		
6 個別ケースの情報の取扱いにおいて、気を付けていることはありますか。個人情報の取扱いで悩んだ事例があればお教えください。		
7 業務を通じて、身の危険を感じたことがありますか。身の危険を感じたのは、どのような場面でしたか。また、そのような場面に出くわさないために必要だと思う支援があればお教えください。		
8 要保護児童本人または要保護児童の関係者と接する中で対応に困った経験はありますか。特に、どのような事案で対応に困ることが多いですか。		
9 業務の中で、過度な精神的負担を感じたことはありますか。負担を感じたことがあるという場合は、どのような場面で感じたかお教えください。		
10 現在の職場環境の中で改善を望む点があれば、お教えください。		

(1) 担当ケース数について

各ケースワーカーにおいて主担当となっているケース数は、概ね 25～50 ケースの範囲におさまっていた。多くのケースワーカーは、35 前後のケースを担当しているようであった。

ほとんどのケースワーカーは、担当しているケース数につき、適当であると回答していた。もっとも、35 以上のケースを抱える職員は、適当でないと回答していた。

適当でないと答えた職員の中からは、「緊急性のあるケースの対応を優先してしまい、その他のケースへの対応が遅れがちになる。」、「緊急性がないと判断しているケースについても、対応の遅れや情報不足によりリスク判断を誤ってしまう可能性がある。」等の意見が寄せられた。

(2) 日常業務の中で時間を費やす業務について

大半の職員がケース記録の作成に最も多くの時間を費やすと回答した。なお、ケースワーカーだけではなく、非常勤職員も相談対応等をした場合、ケース記録を作成することのことであった。

また、ケース会議や家庭訪問、学校訪問等の外勤や電話対応等にも業務時間を割かれるということであったが、これらの業務は、業務の性質上、減らすことができないため、ケース記録をいかに効率よく作成するかが、業務の効率化のポイントとなることであった。

ケース記録作成業務効率化のために、記録の取り方は要点を押さえて入力すると答えた職員がいる一方、ケースの概要を伝えるためには、事細かく記録を取る必要があると話す職員もいた。

また、電話対応しながら電話対応記録が入力できるような設備（例えば、ヘッドフォン等）が欲しいとの意見が多く寄せられた。

(3) 日常業務の中で負担を感じる業務内容について

支援への拒否感が強い家庭、支援の必要性を感じないと話す保護者への対応が負担となると答えた職員が多かった。

事前に対応が難しいことが判明している家庭への訪問等については、上司に同行を依頼する等により対応しているとのことであった。そのため、現在、4地区に係長が2名しかいないが、東西南北の4地区にそれぞれ係長がいれば心強いとの声も聞かれた。

また、面談の中で、新生児の養育に課題のある世帯対応では、常に緊張感を感じるという話も出た。

係長からは、負担軽減の対策として、職場で声を掛け合い一人で抱え込まないよう配慮しているとの話があった。他方で、電話対応では、相手方の様子が判らないため、一人で抱え込まないよう、メモを回す等の配慮も行っているとのことであった。

(4) 個人情報の取扱い

職員がケースの管理担当者となっている要対協の会議等では、会議の冒頭に守秘義務について周知しているとのことであった。

また、電話対応や来客対応時には、子ども家庭支援センター外に漏れ聞こえないように、声量についても気を付けているという職員もいた。

さらに、来客の際には、子ども家庭支援センター内の個人情報を保護するため、窓口で待機させず、速やかに面談室へ通すよう心掛けているという話も聞くことができた。

他方、個人情報の取扱いに迷う事例としては、ヘルパー等の要対協の構成機関でない機関の方がケース会議に出席した際に、情報をどこまで開示できるか悩むという話や、要対協の構成機関以外の出席者からは配布した資料は回収しているという声も聞かれた。

ただ、個人情報の取扱いに悩む事例では、必ず上司に確認しているとほとんどの職員が回答した。

(5) 身の危険について

大半の職員は、身の危険を感じたことはないと回答であった。

もっとも、薬物の常用が疑われる保護者のいる家庭訪問や家庭訪問中夫婦喧嘩で刃物が出てきた等の危険に遭遇した職員もいた。

家庭訪問は、複数での対応を原則としているが、事前に危険が想定できる家庭訪問においては、複数対応に加え、上司や男性職員の同行を要請する等の対策を行っているとのことであった。

(6) 要保護児童やその保護者等と接する際に困った経験について

要保護児童や保護者にどのように接することが適切であるか、具体的にどのような言葉をかけば良いのかという事に悩んでいる職員が多いとの印象を受けた。

例えば、子育ての経験がない中で子育て相談を受けることには躊躇があるとか、(要保護児童やその保護者との)対応の仕方について研修を受けてはいるが、本来的には、子育ての知識や経験がある（できれば専門の）職員による対応が望ましいのではないか、という声が聞かれた。

また、子ども家庭支援センターでの勤務歴が長い職員や係長等からは、児童相談はノウハウが少なく、新人には大変であるといった意見や、ベテランと組んで学ぶことが大切である、児童相談所との研修を実施するはどうか等の提案もあった。

(7) 過度な精神的負担

大半の職員は、仕事に支障をきたすような精神的負担を感じることはないと回答した。

もっとも、過度な精神的負担を感じたとの職員の声もあったので、以下、紹介する。

- ・個別ケース検討会議が立て続けにあった際は、その準備に時間的にも精神的にも負担が大きかった。
- ・子ども家庭支援センターの判断を関係機関に理解してもらうための電話や面談等で、関係機関の賛同を得られず、各機関から批判を受けたときに、精神的負担を感じた。
- ・非常勤という立場でありながら、時間外業務が発生した際に負担を感じた。

(8) 職場環境の改善

職場環境に不満を抱えている職員は少なく、ほとんどの職員が働きやすい環境であると回答した。

もっとも、家庭訪問では複数で行動するのが原則であるため、緊急時には公用車が足りない等の声も聞かれた。

他には、子ども家庭支援センター内部での会議が長時間化していることに言及する職員もいた。現状、会議での報告内容や報告の方法が、各人の裁量に委ねられていることが原因で報告が長時間化し、会議を長引かせているとして、報告者の報告の指針や方法等をセンター内で決めておくことで、会議時間が短縮化できるのではないかという提案もあった。

(9) その他

アンケート記載事項以外にも、業務を行う上で必要と感じられるマニュアル・研修についてや、他機関との連携での悩み等についても面談の中で聞くことができたので、これらについての職員の話を紹介する。

ア マニュアル・研修について

厚生労働省が出している「子ども虐待対応の手引き」は、分量も多く、使い勝手が悪いとの意見があった。

その他、児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律のQ&A集があると便利であるとか、児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律の全体像が分かる研修を受けたいとの声が聞かれた。

この他にも、新人に対する研修を充実して欲しいとの声もあった。

このような意見が出るのは、市役所内の異動で突然に児童福祉の分野に配属され、全体像も分からず四苦八苦した経験がどの職員にも少なからずあるからだと考えられる。

また、児童との相談の際にどのように聞いたら良いのか等、現場での行動を具体的に指南したマニュアルや研修が欲しいとの声も数多く聞かれた。

他には、受け持つケースで様々な特性を持つ児童や保護者と接する機会が多いことから、発達障害について学ぶ研修、性犯罪について学ぶ研修を受けたいとの声も多かった。

より具体的なものとしては、虐待の証拠保存のために写真撮影をすることがあるが、後日確認した際に、傷跡や大きさが分かるように適切に証拠化することが難しいため、証拠化の方法等について、研修を受けたいとの声もあった。

イ 他機関との連携について

要対協の管理ケースにおいて、子ども家庭支援センターが調整機関であると他機関に理解してもらえないことが多く、困っている職員が多いように感じた。

例えば、本来であれば児童と直に接する機関に動いてもらいたい部分もあるが、子ども家庭支援センターに全て丸投げされて困っているとか、要対協の個別ケース検討会議で役割を割り振ったにもかかわらず他機関が動いてくれなかつたため、結局子ども家庭支援センターの職員がやることとなった等の悩みが聞かれた。

他には、学校等から虐待通告を受けた際に、通告元から通告元の名前は伏せて欲しいとか、通告があったこと自体を秘密にして欲しいと要請されることがあるとのことであった。子ども家庭支援センターとしては、通告があったことを保護者等に話さなければ、子ども家庭支援センターが家庭に介入する根拠がなくなるため、通告があったことを教えることは理解して欲しいと伝えているが、それでも、かたくなに拒まれることがあって困るとの話もあった。

ウ その他

その他、子ども家庭支援センターの職員からセンターの在り方に対する高知市への意見も聞かれた。

近年、児童虐待について、死亡事例等世間を賑わせるような大きな事件が立て続けに起きている。仮に、再び高知市で児童虐待について大きな事件が起こったときに、高知市には、子ども家庭支援センターに責任を押し付けるのではなく、高知市全体で責任を負って欲しい。人材配置や予算配分等も含めて、高知市全体で児童虐待による悲惨な事例が生じないよう考えて欲しいとの意見があった。

2 監査人の意見

(1) 職員の方々とのヒアリング結果から、各職員が、要保護児童やその保護者との対応方法に悩みを抱えていること、また、そのノウハウが少ないこと、そもそも児童福祉の専門家ではない者がこの仕事に携わっても大丈夫なのかという不安等が浮き彫りとなった。

そこで、監査人としては、人員配置の再検討や、マニュアル・研修の充実をすべきであると考える。

具体的には、以下の事項につき、検討することを提案する。

ア 人員配置について

(ア) 係長の増員

④ 意見 2

4つに分けている各地区に、係長をそれぞれ1名配置すべく、係長を2名増員することが望ましい(合理化の観点からする意見)。

高知市を東西南北の4地区に分けて、ケース管理を行っているところ、係長は、各地区に1名配置とはなっておらず、係長1名が2地区を同時に管理する体制となっている。

ケースワーカーは、対応が困難な事例の場合等には、家庭訪問の際に同行を頼む等、係長に応援を要請しているとのことであった。

他にも、緊急対応が必要な事例が発生した場合には、係長が対応することもあるとのことであった。

現在の体制では、係長1人が、高知市が管理する案件の約半分をサポートしなければならず、係長の負担も大きい。そうすると、各ケースワーカーが、必要なときに係長の助けをもらえないとか、係

長の助けを求めることが自体を躊躇する等といった事態を招きかねない。

そこで、現体制から係長を2名増員し、各地区に係長を1名ずつ配置することが望ましいと考える。

(イ) シニアサポート職の新設（非常勤ないし再任用）

⑤ 意見3

各職員のサポートやアドバイザー的役割を果たすことを目的に、児童福祉分野において経験豊富な人材を非常勤職員ないし再任用職員として雇用することが望ましい（3Eの観点、合理化の観点からする意見）。

要保護児童やその保護者との接し方に悩みを抱えている職員は多い一方、後述するように、そのノウハウは少ない。児童らとの応対方法については、マニュアルや研修で全てカバーすることは容易ではなく、経験豊かな人材から直接指南を受ける有用性は高い。

そして、仮に、上記係長の増員が高知市の人員配置の状況や予算の問題から実現が困難であるとしても、児童福祉の分野において経験豊富な人材を非常勤職員ないし再任用職員として雇用することで経済的かつ有効な業務遂行が期待できる。

そこで、各職員のサポートやアドバイザー的役割を担う経験豊かな人材を、非常勤ないし再雇用職員として雇用することを提案する。

(ウ) 職員の異動について

⑥ 意見4

職員の専門性向上のため、職員の適性を考慮した上で、職員の入れ替わりを抑制的とすることが望ましい（3Eの観点、合理化の観点からする意見）。

一人前の児童福祉司になるには5年はかかると言われているのが、児童福祉の分野である。

そのような中で、事務職員のほとんどは、子ども家庭支援センターに配属されて初めて、児童福祉の分野に踏み入れている実態がある。そして、その多くが数年で異動となっているようである。

このように、せっかく児童福祉の分野において専門性を身につけたとしても、数年の勤務の後に、センターを離れてしまうということが繰り返されてしまえば、専門性の高い職員がセンターに残らず、ノウハウの蓄積ができなくなってしまう。

そこで、特に高い専門性が求められる子ども家庭支援センターにおいては、職員の専門性向上のため、職員の適性を考慮した上で、職員の異動は抑制的にされることが望ましいと考える。

イ マニュアル・研修の充実

(ア) 初任者研修の実施

⑦ 意見 5

児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律の全体像が分かる研修や現場でのノウハウを伝える研修を実施することが望ましい（合理化の観点からする意見）。

先ほども述べたように、事務職員のほとんどは、児童福祉の分野について経験がない。他方で、子ども家庭支援センターに配属が決

まれば、特段、初任者研修等が行われないまま、その日からケースを受け持つこととなる。

個々のケースは必ず複数で担当しているということであるが、そうだとしても、児童福祉のイロハすら知識がないままケースを担当するのは、児童虐待という重い業務であるが故になおさら当該職員の負担になり、引いては、要保護児童等への適切な支援が滞る恐れもある。

そのため、ヒアリングの中で職員からも要望としてあがっていたように、児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律の全体像が分かる初任者研修のような研修や、実務的な現場でのノウハウを伝える研修等を実施することが望ましい。

(イ) 必要なマニュアルの整備、研修の実施

⑧ 意見 6

児童や保護者に接する際の具体的な立ち振る舞い等について
指南したマニュアルや研修を実施し、職員の技術の向上を図る
ことが望ましい（合理化の観点からする意見）。

その他、今回の職員ヒアリングにおいて要望が多かった、児童や保護者に接する際の具体的な立ち振る舞い等について指南したマニュアルの作成や研修を実施することで、各職員の技術の向上につながることが期待できるため、そのような方策を検討するのが望ましいと考える。

(2) その他監査人が気付いたことについて、以下述べる。

ア 職員の個人情報保護に関する意識について

職員の個人情報保護に対する意識は強く、この点は評価できるものと考える。

イ 職員の業務の質・量の適正化について

各ケースワーカーの担当ケース数については、ケースワーカーによってバラつきはあるものの、特段、大きな不満は挙がっていなかったため、現状で特に問題があるようには見受けられなかった。

もっとも、ケースの割り振りについて、

⑨ 意見 7

地区毎の偏りが大きくなった場合には、地区に捉われない柔軟な割り振り方法を今後検討することが望ましい（合理化の観点からする意見）。

また、職員からも要望が高かったが、

⑩ 指摘 3

電話に応対しながらケース記録入力ができるヘッドフォンセットについて、それほど値段も高いものではないため、その購入を検討すべきである（合理化、3Eの観点からする指摘）。

ウ 通告元の秘匿について

通告元の秘匿に関して、子ども家庭支援センターからヒアリングを行った結果をここで記載する。

職員からのヒアリングでも聞かれたように、学校や幼稚園・保育園（以下「学校等」という。）より虐待通告が子ども家庭支援センター

になされても、通告元の秘匿、さらには虐待の通告があったことすら秘匿して欲しいと要請される場合が少なからずあるとのことであった。

虐待通告があったことを保護者等が認知した場合、保護者等は、児童と直に接する機会が多い（ないし唯一の家庭外での接触である）学校等が通告元であると容易に推察することが可能であるため、学校等としては、保護者等とのトラブルを恐れて、通告元の秘匿や虐待通告があつたこと自体の秘匿を求めてくるようである。

この点について、子ども家庭支援センターの見解としては、虐待の通告があつた事実を告げずに、家庭訪問等の調査を行うことは事実上不可能であり、虐待の通告があつたこと自体を秘匿する運用は行っていないとのことであった。

また、通告元の秘匿については、通告元となる学校等から先に通告の事実を保護者に告知（「行政機関に連絡しなければならない」など）しておいた方が、子ども家庭支援センターや児童相談所はもとより、学校等にとっても、その後の対応・指導等がしっかりとできるケースの方が多く、学校等より通告元の秘匿の要請がされた場合は、その旨学校等に説明して、理解を求めている。もっとも、それでも学校等から通告元の秘匿を要請された場合には、通告元を明らかにするよう学校等に対して強く説得するような事はせず、速やかに、対象児童の安全確認、調査等を行っているとのことであった。

以上のように、虐待通告の事実自体の秘匿について、これを秘匿して家庭訪問等の調査を行うことは不可能であるという子ども家庭支援センターの見解も、円滑な事務執行の観点からして理解できるものであり、対応としては適法であると評価する。

ただし、虐待通告の事実を明らかにすると直ちに通告元が明らかになる恐れが極めて高く、かつ通告元が明らかになることによって、通告元に危害が生じる恐れが高い場合等は、児童虐待の防止等に関する法律第7条において職員に通告元の秘匿を義務づけた法の趣旨に鑑みて、虐待通告の事実自体を秘匿する扱いをするのがよいと考える。

また、通告元の秘匿について、学校等から通告元の秘匿を求められた場合に、通告元を明らかにしないまま家庭に介入することの実務上のデメリット等について、一応の説明はするものの、それに拘泥することなく、速やかに、通告元を秘匿した上で、対象児童の安全確認、調査等を行っているという子ども家庭支援センターの対応は、適法であると評価する。

三 子ども家庭支援センター職員の労務体制

1 監査の結果

子ども家庭支援センターからのヒアリングによると、高知市役所においては、タイムカードは導入されておらず、毎朝出勤簿に押印することで出勤を確認しているとのことであった。なお、新庁舎移転後は、庶務事務システムが導入される予定とのことであった。

出勤簿は、管理職が管理をし、出勤時刻を過ぎれば回収することであつた。

(1) 時間外勤務

時間外勤務（残業）については、事前に申請をすることが原則であるとのことであったが、緊急な事案が発生し時間外勤務の必要性が生じた

際には、後日での申請も認めることとし、柔軟な対応をとっているとのことであった。

平成 30 年度の時間外勤務の状況を調査したところ、時間外勤務が少ない職員で年 180 時間程度、多い職員は 800 時間を優に超えていた。

時間外勤務が 600 時間を超える職員が 5 名いる一方で、360 時間未満の職員も 4 名おり、時間外勤務の二極化が見られた。

なお、休日出勤は少なく、大多数の時間外勤務は、定時以降であった。

(2) 電話当番

休日や夜間にも電話対応できるよう電話当番体制が取られている。

1 週間ごとに副所長以下の職員が子ども家庭センターの携帯電話を保有して、持ち回りで担当していた。

休日・夜間電話当番中の行動規範については特段の定めはないものの、各職員が、県外に滞在しない、飲酒を控える等、自主的に当番に対応できるようにしているとのことであった。

なお、休日・夜間電話当番中は、緊急の対応をしなければならない事態が生じない限り、待機に伴う手当等の支給はないとのことであった。

2 監査人の意見

11 意見 8

ケースの配分、職員間の事務配分等、時間外勤務の多寡が職員によって偏りの生じないよう、なお配慮されることが望ましい（合理化の観点からする意見）。

時間外勤務の多寡については、担当している地区のその時の状況によつて、また、ケースそのものの緊急度・重要度・困難度等によって、さらに、その職員の経験値等によっても大きく左右されるものであり、一概に時間数のみでもって比較できるものではない。もっとも、それでも、現在、職員によって大きな差が出ている状況であることは否めない。

より適切なケース配分、職員間の事務配分等1人の職員に負荷がかかり過ぎないよう配慮されることが望ましいと考える。

12 意見 9

ゴールデンウィーク、正月休み等の長期休暇における電話当番に関しては待機手当を支給する等、休日当番に関して一定の給付措置を検討することが望ましい（適法性の観点からする意見）。

休日・夜間電話当番の待機中すべての時間に手当を支給することは困難であるとしても、当番待機中には、職員の私的な時間において種々の制約が生じることから、ゴールデンウィーク、正月休み等の長期休暇に限っては手当を支給する等の一定の給付措置を検討することが望ましい。

四 ケース管理システム

1 監査の結果

ケース管理システムにおいては、現在、「児童相談システム」を使い、ケース管理を行っている。

このシステムについては、子ども家庭支援センターからヒアリングを行うと共に、子ども家庭支援センターを見学した際に、パソコン画面で実際

のケースを開きながら、職員よりシステムの利用方法等の説明を受け、システム利用のデモンストレーションを見せてもらうことができた。

同システムは、シャープシステムプロダクト株式会社に外部委託をし、平成25年度から導入している。なお、導入に至るプロセス等については、本章「第4 高知市が外部委託している事業及び児童相談システムについて」において詳細に説明する。

同システム導入前は、「Microsoft Access」というマイクロソフト社が開発したソフトウェアを用い、子ども家庭支援センターの職員が手作業でケース管理のシステムを作っていた。しかしながら、従前のシステムは、不具合が生ずることが多く、その都度、システムの修復に時間が取られていた。そのような不都合を解消するために、専門業者に委託し、センター向けのシステム構築を依頼し、導入することとなった。

導入後のシステムでは、情報を横断的に検索することが可能となつたため、必要な情報へのアクセスが容易になったとのことである。例えば、今まで不可能であった学校名からの検索等が可能となつた。

また、従来のシステムでは、ケース管理が要保護児童毎でしかできなかつたが、導入後のシステムでは、兄弟姉妹児間や世帯内で情報の共有が可能となつた。これにより、従来は、例えば、二人兄弟がいる世帯で、保護者の状況に変化が生じた際には、兄弟一人一人の記録に同一の情報を入力しなければならなかつたが、現在では、兄弟の一人の記録に入力すれば、それがもう一人の記録にも反映されるようになった。

さらに、導入後のシステムは、住民基本台帳ネットワークシステムとの連動が可能となり、世帯構成員の変化や引越しをした等の情報が瞬時に反映されるようになった。これにより、対象となる家庭の状況をより迅速に把握できるようになったとのことである。

2 監査人の意見

同システムの利用により、業務の効率化を図ることができると共に、情報の洩れもなくすことができ、虐待予防にも資するものであると評価できる。

本章「第4 高知市が外部委託している事業及び児童相談システムについて」の部分においても、再度説明するが、導入及び維持のコストと効果を比較しても、有意義なシステム導入であったと大いに評価する。

第2 高知市における虐待相談から支援に至るまでの流れについて

一 虐待相談から支援に至るまでのモデル

虐待等要保護児童に関する個別の相談や通報から支援に至るまでの具体的な流れについては、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が発している、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について」（詳しくは、本章「第3 高知市における要保護児童対策地域協議会について」の中で触れる。）の中で、地域の実情に応じて様々な形態により運営することとされており、一つのモデルが示されている。

1 相談、通告受理

- ・関係機関等や地域住民からの要保護児童の相談、通告は支援拠点（子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点）以下「支援拠点」という。）が集約する。
- ・支援拠点は、相談、通告内容を相談・通告受付票に記録する。
- ・支援拠点は、関係機関等に事実確認を行うとともに、子どもの状況、所属する集団（学校・保育所等）、親や子どもの生活状況、過去の相談歴等、短期間に可能な情報を収集する。

2 受理会議（緊急受理会議）の開催

- ・支援拠点が受理会議を開催し、相談・通告受付票をもとに、事態の危険度や緊急度の判断を行う。

- ・受理会議は、事例に応じ参加機関を考え、隨時開催する。電話連絡などで協議するなど柔軟な会議運営に心がける。
- ・支援拠点が会議の経過及び結果を会議録に記載し保存する。
- ・緊急の対応（立入調査や一時保護）を要する場合は、支援拠点が児童相談所に通告する。
- ・緊急を要しないが要対協（要対協については、本章「第3 高知市における要保護児童対策地域協議会について」で詳述する。）の活用が必要と判断した場合は、支援拠点が個別ケース検討会議の開催や参加機関を決定する。

3 調査

- ・要対協において対応することとされた事例については、支援拠点が具体的な支援方針などの決定に当たり必要な情報を把握するため、関係機関等に協力を求め、必要な調査を行う。

4 個別ケース検討会議の開催

- ・調整機関が、受理会議（緊急受理会議）で決定した参加機関を集め、個別ケース検討会議を開催する。
- ・調整機関が、個別ケース検討会議において、支援に当たっての支援方針、具体的な方法及び時期、各機関の役割分担、連携方法、当該事例に係るまとめ役、次回会議の開催時期などを決定する。
- ・調整機関が、会議の経過及び結果は、会議録に記入し、保存する。

5 関係機関等による支援

- ・支援方針等に基づき、関係機関等による支援を行う。

6 個別ケース検討会議における支援方針等の見直し、進行管理の終結

- ・調整機関が、適時適切に子ども家庭支援に対する評価を実施し、それに基づき、支援方針等の見直しを行うとともに、要対協による進行管理の終結についてもその適否を判断する。

二 高知市の虐待相談・通告から支援に至るまでの実態

1 虐待相談・通告の実態

高知市の虐待相談・通告の実態は、子ども家庭センターからのヒアリング及び提出された資料によると、以下のとおりであった。

虐待の相談・通告先として、高知市内の学校・幼稚園等には、虐待及び虐待が疑われる事象が見られた場合は、子ども家庭支援センターにまず連絡するように通知している。もっとも、一般市民には、「虐待」というと「児童相談所」の方が認知されているようであり、一般市民からの相談・通告は高知県中央児童相談所の方が多いと思われる。なお、高知県中央児童相談所が高知市内の案件を受理した場合は、全件、高知県中央児童相談所から子ども家庭支援センターに連絡が来ているようである。

高知市内における児童家庭相談のうち、その約3分の1が虐待の相談であり、その数は、ここ数年200件前後を推移している。平成30年度は、児童虐待相談件数及び虐待認定対応件数が共にやや増加している。

また、平成26年度と比べると平成30年度は、虐待の種類別では身体的虐待が倍増し、被虐待児の年齢別では0歳から3歳未満の乳児が倍増、虐待者は父親（実父及び実父以外の父親）が倍増している。

児童家庭相談（種類別相談件数）

相談種別		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
養護相談	児童虐待相談	197	218	177	197	221
	その他	328	308	303	388	305
保健相談		0	0	1	0	1
障害相談		0	3	0	3	0
非行相談		2	0	2	0	1
育成相談		14	10	17	20	24
その他		20	23	10	6	5
計		561	562	510	614	557

※ 子ども家庭支援センターが直接受理した件数

児童虐待相談（通告）・認定対応件数

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
児童虐待相談（通告）件数	197	218	177	197	221
児童虐待認定対応件数	119	124	125	151	157

※ 子ども家庭支援センターが直接受理した件数

平成 30 年度の児童虐待認定対応 157 件中、通告元は、学校 64 件、保育所 39 件、市の他機関 12 件、近隣知人 9 件、家族 6 件、医療機関 3 件、県の機関 4 件、その他（虐待児の兄弟姉妹児等）20 件

児童虐待認定対応件数

(虐待種類別)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
身体的虐待	34	62	36	50	72
心理的虐待	55	49	67	66	55
ネグレクト	29	13	20	34	29
性的虐待	1		2	1	1

(被虐待児の年齢別)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
0～3歳未満	24	26	35	35	47
3歳～学齢前	29	40	27	47	39
小学生	43	49	44	60	58
中学生	16	4	12	7	8
高校生・その他	7	5	7	2	5

(主たる虐待者別)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
実父	38	51	50	62	71
実父以外の父親	3	9	4	11	9
実母	66	54	57	71	71
実母以外の母親	5	1	1	1	1
その他	7	9	13	6	5

※ 子ども家庭支援センターが直接受理した件数

2 相談・通告から支援までの流れ

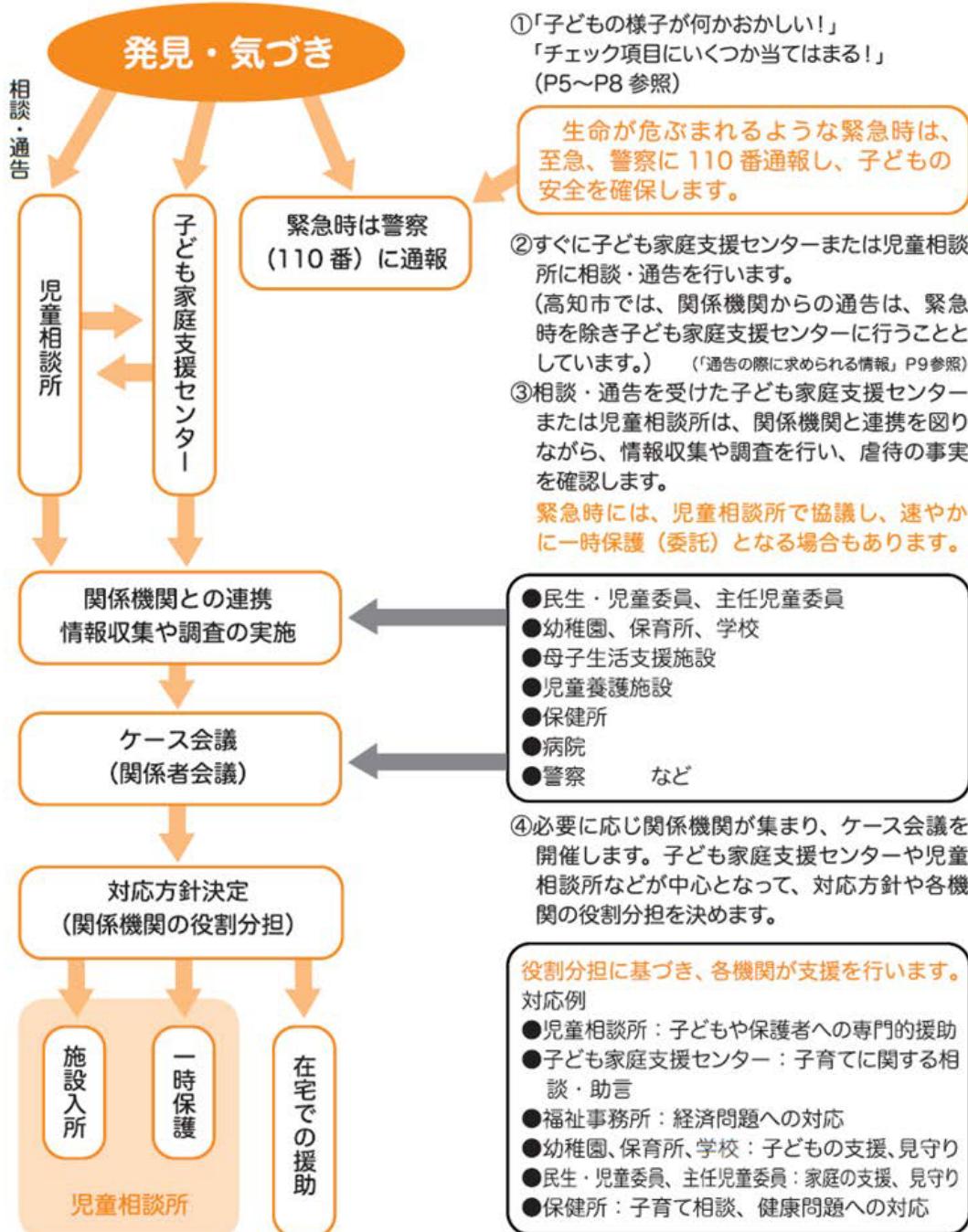
(1) 監査の結果

国で示されている上記相談から支援に至るまでのモデルに対し、高知市では、子ども家庭支援センターが支援拠点となって、虐待相談から支援まで、以下のような流れで対応していることが、子ども家庭支援センターからのヒアリング及び提出された資料により判明した。



4. 虐待の発見から援助まで

虐待が発見されてから援助まで、主に次のように流れます。



※ 高知市児童虐待対応手引きより

ア 相談・通告受理

虐待や虐待の疑いがある場合の相談・通告窓口として、児童相談所、及び高知市内のケースであれば子ども家庭支援センターが設置されている。

イ 受理会議（緊急受理会議）の開催・調査

相談・通告を受理すると、その受理した方が主体となって、受理会議（緊急受理会議）を開いて、関係機関と連携を図りながら、当該ケースに関する情報把握のための調査を行う。

その際、子ども家庭支援センターにおいては、要対協の関係機関ネットワークを活用して情報収集や調査を実施する。なお、情報収集・調査においてまず行う子どもの安全確認（目視）は、受理後48時間以内に行うと決めているが、実際は24時間以内に行っていることが多い。また、必要に応じて、関係機関を集めたケース会議を実施することもある。

ウ 支援方針会議の開催

情報収集や調査実施後、調査結果を踏まえて支援方針会議を開催し、虐待の判断を行うと共に、対応方針を決定する。

虐待認定及び虐待認定までには至らずとも継続支援が必要と判断されたケースについては、要対協の進行管理台帳に登録し（登録するか否かは子ども家庭支援センターが判断する。）、要対協管理ケースとして、関係機関と連携を図りながら、見守り・支援を行う。

要対協で管理するに至らないケースは、進行管理台帳には登録せずに、各関係機関での見守り・支援をお願いし、各関係機関において扱っていくことになる。

エ　対応方針決定後

児童相談所が虐待認定をしたケースについては、高知県中央児童相談所を主担当機関（全体の進行管理の責任主体としての機関）として、子ども家庭支援センターが虐待認定をしたケースについては、子ども家庭支援センターを主担当機関として、要対協の進行管理台帳に登録する。

施設入所ケースについては、高知県中央児童相談所が主担当機関となる。

オ　事案送致

（ア）主担当機関の決定

支援の途中において、緊急に子どもの一時保護を必要とするなど、市町村での対応が困難と判断した場合には、市町村から児童相談所に事案送致を行うことがある。逆に虐待再発の可能性が低いと判断され、市町村での見守りや支援が望ましい場合などは、児童相談所から市町村への送致もある。この児童相談所から市町村への送致は、平成28年児童福祉法改正（平成29年4月1日施行）によりできるようになった。

相談・通告を受理し、支援を決定した個々のケースにおいて、高知県中央児童相談所が主担当となるか、子ども家庭センターが主担当となるかの判断については、子ども家庭支援センターにおいては、後で触れる書式⑦のリスクアセスメントシートを用いて判断の材料としている。

（イ）事件送致の基準

現在のところ事案送致における明確な基準はない。もっとも、児童相談所が一時保護等の緊急性を要し、専門的な知識・技術を必要とする重症事案を中心に対応を行うのに対し、市町村は、地域での継続的な見守り・支援が必要となる在宅事案を中心に対応を行っている。

子ども家庭支援センターが事案送致を行う際は、関係機関が集まって個別ケース検討会議を開催するなど、高知県中央児童相談所と事前に十分な協議を行い、相互の合意を終えた上で送致を行うこととしている。文書による通知並びに詳細な情報も併せて提供することになっている。

一方、高知県中央児童相談所が相談を受けたケースについて、その後、子ども家庭支援センターに送る場合も上記と同様の手続きを取っている。

なお、各ケースの処理・対応について、その処理・対応が適切だったかどうかを高知県中央児童相談所との間で協議・検討する機会はない。

(ウ) 高知県中央児童相談所が主担当であるケースへの関わり

子どもの安全確保や健全育成を図るために、高知県中央児童相談所と十分に連携を図り、協働して指導・支援を行っていくことが重要であることから、高知県中央児童相談所が主担当機関として対応しているケースについても、支援方針や役割分担の中で、子ども家庭支援センターが介入・指導的に関わることはある。子ども家庭支援センターが単独で家庭訪問し、保護者と面談することもあるし、高知県中央児童相談所との同行訪問などを行う場合もあるとのことである。

(2) 監査人の意見

個別のケースについて、高知県中央児童相談所と子ども家庭支援センターのどちらが主担当機関となるかについては、相談・通告受理した方が情報収集・調査の過程を経て虐待認定を行い、虐待認定をした方が主担当機関となる。もっとも、個々のケースによっては、事案送致を行うという今のやり方については、問題ないと考える。

この点、どちらが主担当機関になるかの判断にあたって、基準を作るのも考えられるが、一方で、個々の事案の特性もあるため、基準を作成するのにそぐわないことも理解できる。したがって、当面は、今の体制でよいのではないかと考える。

3 子ども家庭支援センターで作成・使用されている書類

(1) 監査の結果

子ども家庭支援センターより、虐待の発見から支援に至るまでの間に、子ども家庭支援センターが使用している書式の提出を受け、各書式の説明を受けた。各書式の使用場面・使用方法は、次の通りである。なお、高知県中央児童相談所とほぼ同一の書式を使用しているとのことである。

ア 書式①

子ども家庭支援センターに相談・通告が入ったとき、書式①を作成する。

イ 書式②～⑤

相談・通告を受理した後、緊急受理会議を経て情報収集や調査をする過程で書式②～⑤の書類を作成していく。高知県中央児童相談所も同じ書式を使用している。

ウ 書式⑥⑦

虐待の判断を行うと共に、継続支援が必要と判断され、要対協の管理台帳に載せて管理することが決まったケースについて、書式⑥⑦を作成する。書式⑦は、書式⑥を作成するための情報収集の過程で作成する。

エ 書式⑧

要対協でケース管理をしている過程で、高知県中央児童相談所への送致や、他市町村への移管がなされる際に、当該ケースの資料として、書式⑧を作成する場合がある。

オ 書式⑨⑩

子ども家庭支援センターから高知県中央児童相談所に送致する際に書式⑨⑩を作成する。書式⑩は、高知県中央児童相談所が使用している書式であり、子ども家庭支援センターが使用しているリスクアセスメントシート（書式⑦）を書式⑩に組み替えて（直近の情報を転記して）、作成する。

カ 書式⑪

他の市町村へ移管する場合、書式⑪にケース記録を添付して、先方の自治体に送付する。

キ 書式⑫

書式⑫は、高知市で独自に作成したリスクランク表で、子ども家庭支援センターの職員間で共有している。横浜市が実際使用しているものを参照したことである。

リスクランクについては、国の統一的な定めはなく、あくまでローカルルールである。高知県内においても、他の市町村では、リスクランクが異なっていたり、そもそもリスクランク自体を設けていなかつたりするところもあるとのことであった。

書式①



虐待相談・通告受付票

担当	係長	副所長	所長

ケース番号	H31-●●●●			主担当 グループ				
聴取年月日	令和元年●月●日(水) ●時●分			担当者	地区担当者名			
受付日時	令和元年●月●日(水) ●時●分			聴取者	相談受理者名			
経路		種別				処理		
主担当機関	子ども家庭支援センター		電話番号	088-823-1212		区分		
子どもの氏名	フリガナ	生年月日(年齢)	性別	続柄	就学状況			
●● ●●	●●●● ●●●	平成●年●月●日(●歳)	男or女	二女	所属機関 学年			
住所	(郵便番号) ●●町 ●番●号			電話				
保護者	フリガナ 氏名 ●● ●●	●● ●●						
職業	(就労先等)			(就労先等)				
続柄、年齢	続柄	実父	年齢 ● 歳	続柄	実母	年齢 ● 歳		
(疑われる虐待種別 主:○○虐待) (疑われる虐待者 主:実父・実母: ●● ●●)								
主訴	(相談内容) いつ、誰が発見し、どのような状態(傷アザの状態や、精神状態等)か。 児や保護者の言動や反応も含む							
子どもの状況								
家族の状況及び子どもの家庭環境	同居の家族や、同居人(内縁関係も含む) 特に関係のある支援者等							
関係機関	機関名		担当	電話	備考			
	(主な見守り機関)							
備考								
過去の相談履歴	過去の相談履歴があれば、表示あり							
通告者	氏名	●● ●●●						
	住所				電話			
	関係				通告意図	相談・調査・保護 等		
	調査協力				当所からの連絡			
	虐待者に明かす				通告を知らせている人			
情報源	[]直接虐待を見聞 []人から聞いた []悲鳴や物音から虐待を推測 []子どもの様子から							
通告者への対応								
初期対応	安全確認	確認方法			確認結果			
	確認者			確認日時				
処理欄	対応方針							
	処理日				児童相談所との連携			
内容								

書式②

児童虐待の緊急度のめやす (アセスメントシート)

※市町村用

子ども氏名() 評価 A:緊急・B:早急・C:早期 評価日()

参加者()

- a. 子どもや保護者自らが虐待を理由に保護を求めている。

子ども自身が保護・救済を求めている

保護者が子どもの保護を求めている

- b. 子どもや保護者自らが虐待を訴える状況が切迫している。

- c. すでに虐待により重大な結果が生じている。

性的虐待 (性交、性的行為の強要の事実がある)

外傷 (致死的な外傷、内臓破裂、頭蓋骨骨折、火傷など)

保護の怠惰・拒否 (衰弱、脱水症状、医療放棄など)

- d. 次に何か起これば、重大な結果が生じる可能性が高い。

乳幼児である

生命に危険な行為がある (頭部打撲、首締め、戸外放置、溺れなど)

性的行為にいたらない性的な虐待

- e. 虐待が繰り返される可能性が高い。

新旧混在した傷があつたり、頻繁に入院したりする

過去に通報、児童相談所介入、一時保護、施設入所の経験がある

保護者に虐待の自覚、認識がない

保護者が精神的に不安定で、判断力が衰弱している

- f. 虐待の影響と思われる症状が子どもに表れている。

保護者への拒否感、恐れ、おびえが強い

無表情、無感動、過度のスキンシップを他の大人に求める

心身の発達の遅れ、または精神的な要因による身体症状がある

- g. 保護者に虐待につながる危険要因がある。

子どもへの拒否的感情

精神状態の問題がある (うつ的、育児ノイローゼなど)

アルコール、薬物等の問題がある

性格行動が衝動的、未熟

行政機関等からの援助に拒否的

家族や同居人に対する暴力がある

子どもの日常的な世話をする保護者がいない

- h. 虐待の発生につながる可能性のある家庭環境等。

虐待によらない子どもの生育上の問題がある (発達の遅れ、障害など)

子どもに問題行動が見られる (攻撃的、盗み、徘徊など)

保護者に被虐待歴がある

子どもの養育態度や知識に問題がある (意欲の欠如、知識不足など)

◎評価基準

・ a. b. c の項目のいずれかに該当する場合は、緊急度が非常に高く、直ちに介入を要する。

・ a. b. c の項目に該当しなくても、d. e のいずれかの項目に該当する場合は早急に介入が必要。

・ f. g のいずれかの項目に該当する場合は早期に介入し、集中的に援助し、保護の要否を判断する。

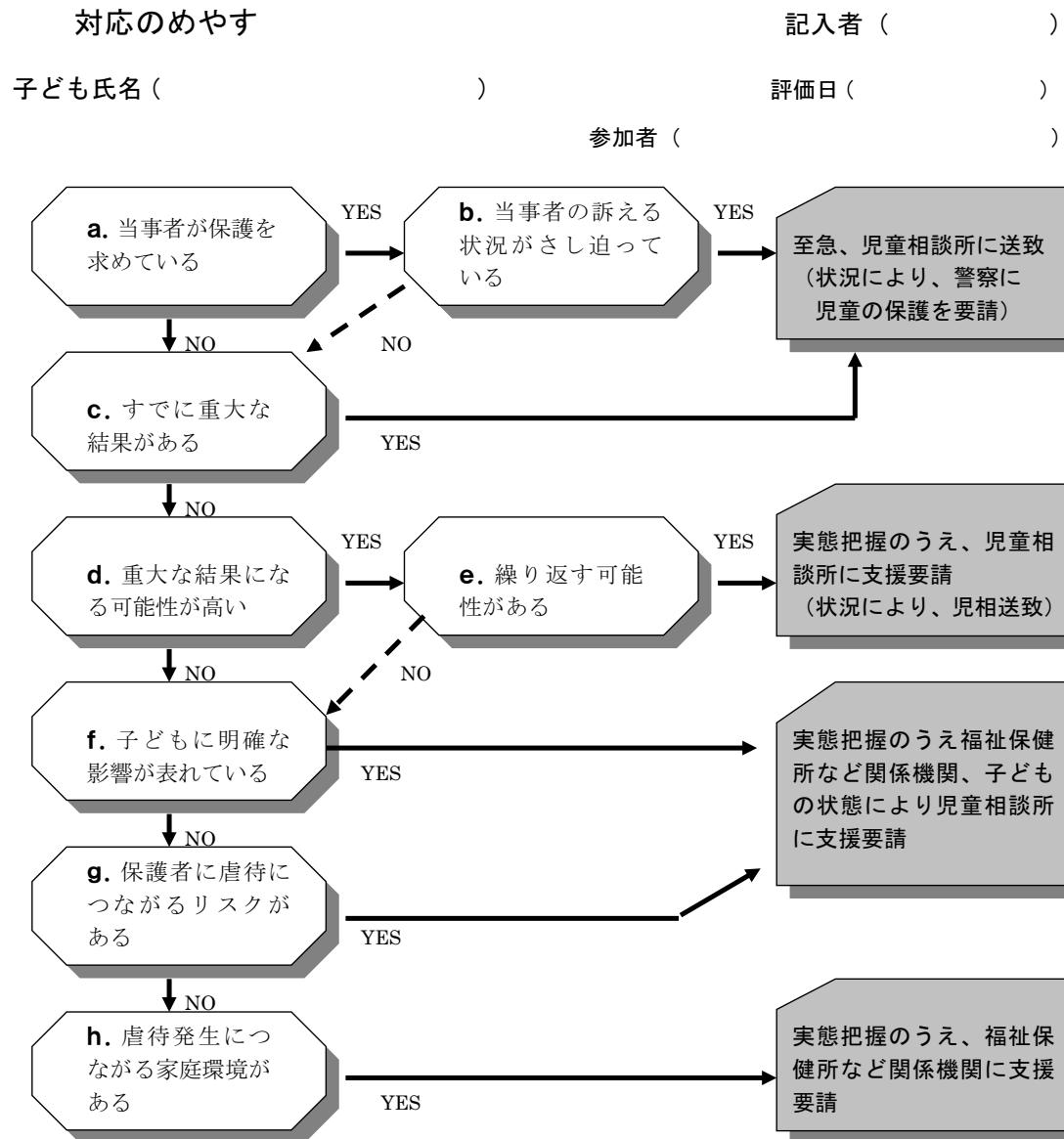
・ h の項目のいずれかに該当する場合は、家族への継続的・総合的援助が必要。

A
緊急

B
早急

C
早期

書式③



《解説》

①a. b. cのいずれかで「YES」がある場合

→ 速やかに児童相談所への送致を検討する。

②dに該当項目があり、かつeにも該当項目がある場合

→ 次の虐待が発生しないうちに実態を把握のうえ、児童相談所に支援要請する必要性を検討する。

③a～eいずれにも該当項目がないがf. gのいずれかで「YES」がある場合

→ 表面化していないなくても深刻な虐待が起きている可能性。

→ あるいは虐待が深刻化する可能性。

→ 虐待リスクを低減するための集中的援助。福祉保健所など関係機関に連絡。その見通しや子どもの状態によっては、児童相談所への支援要請を検討する。

※①～③のいずれにも該当がなく、hのみに「YES」がある場合

→ 家族への継続的・総合的援助が必要。福祉保健所や地域（機関）の支援実施を検討する。

書式④

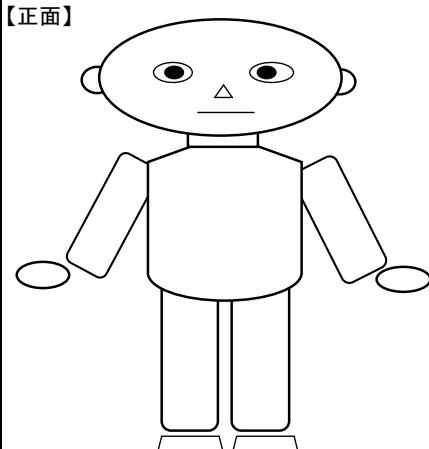
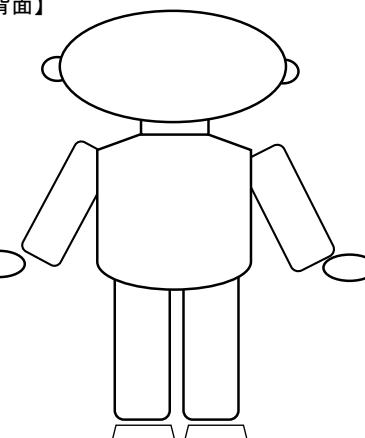
ケース番号	児童氏名	記入者

虐待ケースの調査項目リスト		記入日	記入日
1 虐待要因		1回目	2回目
(1)虐待者の生育歴(戸籍調査・施設入所歴等)			
(2)親自身の問題(病歴・障害・性格・性癖・対人関係性・逮捕歴等)			
(3)夫婦の関係性(婚姻・出産・トラブル・DV・同居人関係)			
(4)家屋・家庭の状況(家屋の構造・広さ・生活時間帯・屋内外の整理整頓・食事等の生活状況)			
(5)経済状況(就労・収入・借金等・職歴等)			
(6)社会的孤立(祖父母・兄弟姉妹・親族・近隣・地域との関係・転居歴・キーイングの有無)			
(7)子どもの特徴等(出生順位・きょうだい・性格気質・病気・障害の有無・問題行動・集団適応等)			
2 子どもの家庭環境・家族の状況			
(1)家族構成(住民票・戸籍謄本等で確認 ジェノグラム作成)			
(2)父母等、主な養育者の生育歴と性格(虐待者の場合は成育歴不要)			
(3)親子・家族の人間関係・家庭の雰囲気・子どもへの態度・親にとってどんな存在か等(関係機関から聞き取り)			
3 子どもの生育歴・生活面のようす			
(1)生育歴(兄弟との関係・乳幼児検診等の受診歴等・保護・施設入所歴)			
(2)生活面(衣食住・友人・遊び・興味・関心・規範意識・対おとなな関係等)			
(3)親子関係(愛着形成・信頼・依存・普段のようす)			
4 子ども・保護者等の現況			
(1)面接時の印象			
(2)性格特徴			
(3)現状に対する認識(保護者:改善意識、意欲・問題解決力等 子ども:内なる声を聞くことが肝要)			
(4)交友関係			
(5)障害等の有無(理解力も含む)			
5 子どもの居住環境及び学校、地域環境等への関わり			
(1)子どもの居住環境・地域環境の状況			
(2)所属集団の状況			
6 関係機関の意見と連携状況(キーイングの有無・関わり状況と効果等・法定協議会の関与等)			
7 その他必要と思われる事項			

調査は迅速に結果報告とリスクアセスメントを実施(C・A確認調査票・緊急度のめやす・対応のめやす等)

- ※ 評価(虐待の具体的な内容と緊急度)
- ※ 進行管理ランク付け
- ※ 援助方針(具体的方法、内容)
- ※ 市町村地域協議会や他機関との役割分担と定期的な状況把握

書式⑤-1

C・A 確認調査票				ケース番号	
子どもの情報	ふりがな	男	年月日生		
	氏名	女	(歳カ月)		
	住所	TEL: ()			
	調査日時	平成 年 月 日 時 分 頃	調査場所		
	回答者	(所属・氏名) (本児との関係)	調査者	(所属) (氏名) 子ども家庭支援センター	
	情報提供者の見立て				
	虐待者名 (疑いも含む)	男 ・ 女 (歳)	児童との 関係		
※調査の状況					
子どもの状況	身長	cm	体型 やせ型 ・ 太り気味 ・ 普通		
	体重	kg	印象 暗い ・ 明るい ・ 活発 ・ おとなしい ・ 多動		
	障害	【知的障害】有・無 【身体障害】有・無 【発達障害】有・無			
虐待の状況	①身体的虐待 けがや痣の状況(手指、足の裏、口内など細かくチェックし、記入してください。)				
	 【正面】  【背面】				
	 				
	• 医療機関での受診の 有・無 受診先 () • 過去の受診歴 • 過去のけがの 有・無				
	② 性的虐待 (有・疑わしい) • 具体的な状況				
	③ 心理的虐待 (有・疑わしい) «子どもの様子» •うつ状態 •表情が乏しい、無反応 •その他 { }				
	«保護者の様子» •極端なおびえ •他者への攻撃が強い				

書式⑤－2

虐待の状況	<p>④ネグレクト</p> <p>《子どもの様子》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頭髪、爪、身体のよごれ、季節感のない服装 ・食事が満足に与えられていない(ふしがある) ・登園(登校)状況 		<p>《保護者の様子》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家事をしない ・留守がちである ・養育を拒否している ・精神疾患 ・知的障害 ・薬物、アルコール依存症 				
	該当項目を○で囲む	母子(父子)家庭	親権者再婚	その他同居人あり 生保受給			
家庭状況							
保護者・子どもの意向	○保護者の意向						
所見							
確認後対応	<p>○見守り ○市町村における指導 ○福祉サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護 ・その他 <p>○医療機関への連絡 ○警察への連絡 ○児童相談所への通告</p> <p>通告先 : 児童相談所 担当: 通告日 : 平成 年 月 日</p>						
備考							

書式⑥

令和元年07月17日

ケース進行管理票(個票)



ケース番号	H●●-●●●●		主担当機関	子ども家庭支援センター又は中央児童相談所		担当者	地区担当者名		
受付日	令和元年5月24日		見守り機関	● ●		区分	要保護	ランク	
子ども本人	フリガナ 氏名	(フリガナ) ●● ●●		性別	男	生年月日	令和元年●月●日	年齢 ●歳●ヶ月	
	所属機関	未就園				学年・組	学齢前		
		担任	先生			入所施設			
	住所	(郵便番号) ●●町 ●●				電話番号			
連絡経路	保健センター(市)	虐待種類	虐待又は養護相談 等		虐待者	(実母)●● ●●			
ケース概要	ケースを把握した状況。過去の対応状況、要対協管理となった経緯。ケースの課題等								
支役 援割 方分 針担	●学校:役割 ●子ども家庭支援センター:役割								
変更事項等	●要対協登録後の管理状態の変化●転居状況●家族状況の変化(婚姻や離婚、別居)、生活保護受給等								
家族構成	続柄	氏名 年齢	職業・所属・備考		ジエノグラム				
	実父 (同居)	●●● ●歳	就労先等						
	実母 (同居)	●●● ●歳	就労先等						
	長男	●●● 8歳	○○学校 ○年						
	長女	●●● ●歳●ヶ月	未就園 学齢前						
関係機関	学校、母子保健課、子ども家庭支援センター 等								

<状況確認経過>

H31年4月 (主な見守り機関) 要支援 ランク:D	A 身体状況 B ケア状況 C 情緒行動面 D 家族環境	-	1□ 2□ 3□ 4□ 5□ 6□	7□	8□ 9□ 10□ 11□		
児童及び家庭状況							
R1年6月 (主な見守り機関) 要保護 ランク:B	A 身体状況 B ケア状況 C 情緒行動面 D 家族環境	-	1□ 2□ 3□ 4□ 5□ 6□	7□	8□ 9□ 10□ 11□		
児童及び家庭状況							
R1年7月 (主な見守り機関) 要保護 ランク:B	A 身体状況 B ケア状況 C 情緒行動面 D 家族環境	-	1□ 2□ 3□ 4□ 5□ 6□	7□	8□ 9□ 10□ 11□		
児童及び家庭状況							

書式⑦

(平成 年度分) リスクアセスメントシート

定例アセスメント会議用

児童氏名	男・女 生年月日 H · · 担当者名								
相談種類	虐待 ^{主◎} _{副○} (身体 · 心理 · ネグレクト · 性的) · 養育困難 · その他()								
虐待者 (続柄)	() 具体行為 頻度等								
大項目	番号	小項目	摘要 (以下に応じて評定)			アセスメント実施日			
			第回年 / /	第回年 / /	第回年 / /	第回年 / /	第回年 / /		
虐待程度	1	傷の程度	重度=要治療、中度=慢性の疾患等、軽度=痕が残らない						
虐待態様	※ 2	虐待の継続	常習・何日も放置等。頻度が少ないのは「やや」。						
	※ 3	虐待歴の有無	入院歴・施設歴(早期の離子分離)・本達な説明は「やや」。						
通告元	※ 4	性的虐待	疑いでも該当。	○なし					
	※ 5	関係機関	警察・医療機関からの通告は該当。	○なし					
子ども	6	身体的状態	障害・発育不全・アルギー等。理由不明の腹痛等は「やや」。						
	※ 7	精神状態	不安・うつ・攻撃的・暗い表情等。場合によりは「やや」。						
	8	日常監護欠	監護なし。不潔・医療放置等。部分的なら「やや」。						
	9	問題行動	暴力・盗み・家出・自傷・徘徊・怠学等。時々なら「やや」。						
	※ 10	意思・気持ち	親を嫌う・おひえ・怖いたがらない・アンビバレント等。						
虐待親	※ 11	精神的状態	不安定・うつ・通院服薬(疑いがある場合も)等。						
	12	性格の問題	攻撃的・未熟・衝動的・偏り・依存等。						
	※ 13	アルコール等	依存・薬物乱用の疑い等。	○なし					
	※ 14	被虐待歴	親の被虐待歴・施設入所歴・親に暴行を受けた思い等。	○なし					
養育態勢	15	子への感情	子ども嫌い・無関心・望まない妊娠・過干渉・依存						
	※ 16	虐待自覚	自覚なし・体罰容認等。親が過ぎたと認める場合「やや」。						
	※ 17	養育能力	意欲なし・知的障害等。飲酒で不適切な場合は「やや」。						
家族環境	18	養育知識	知識不足・不適切な知識等。情報過多で過干渉は「やや」。						
	※ 19	社会的支援	孤立的・親族の対立や過干渉等。非常時の支援は「やや」。						
	※ 20	夫婦問題	夫婦不和・DV・家出・別居・夫婦・(再婚・内縁)・中絶。						
	21	経済問題	借金・生活苦・失業・転職・多子・計画性の欠如等。	○なし					
支援者との関係	22	生活環境	ゴミ屋敷等劣悪な住居・安全確保の配慮がない等。						
	※ 23	協力態度	拒否・接触困難等。接觸可だが非協力な場合は「やや」。						
	24	援助効果	調整・改善が期待できない等。時々効果がある場合「やや」。						
	守る人	※ 25	子を守る人	日常的にいない場合該当。	○なし				
※は重要項目 小項目3, 5, 14 については、2回目以降はカウントしない。		「◎」の該当点数							
		「○」の該当点数							
		アセスメント評価 (結果)							

【備考】

<使用方法や注意点> ※2回目以降の各項目チェックは前回からの変化をチェックする。

1. 各項目の摘要欄を見て、その右欄にアセスメント実施月ごとに、「◎」「○」「△」「-」「不明」を記入する。

2. 「◎」は1点として計上、※番号の「◎」は2点として計上する。「○」も考慮し、2ヶ所1点として計上する。

3. 総点数による大まかにケースの重症度は <重症度表> のとおり。

4. あくまで補助的な指標なので、目安やケース管理として用いること。

不明項目が多いものは評価を保留する。調査に応じないための「不明」はハイリスク管理とする。

5. 番号1の「傷の程度」では、0歳児～3歳児はハイリスク対象として(頭部・顔部・頸部・性器・内臓への打撲など、軽微でも重大な結果が生じやすい部位)考慮しランクを決定する。特に0歳児はワンランクアップのリスク管理とする。

<シート記入方法>

番号	摘要	記入
1	重度	◎
	中度	○
	軽度	△
	なし	
2	不明	不明
	該当	◎
	やや	○
	非該当	—
25	不明	不明

<重症度表>

		重症度	評価基準	評価
1	生命・重度	生命の危険がある。健康や成長に重大な影響を与える場合(可能性を含む)。	該当12点以上 保護も視野に集中支援実施	特A・A
	中度	治療を要しない外傷等。長期的には大きな課題が残ると危惧されるもので、外部からの介入がないと改善の見込みがないもの。		
2	重	治療を要しない外傷等。長期的には大きな課題が残ると危惧されるもので、外部からの介入がないと改善の見込みがないもの。	該当7～11点 具体的な在宅支援実施	B
	軽度	暴力等が存在するが、一時的で一定の統制下にある場合。		
5	虐待危惧	虐待しそうなど訴える場合、近い将来虐待リスクが高まる心配があるもの	該当6点以下 虐待予防の支援実施	D

書式⑧

◆ ケース整理のための時系列チャート(多問題家族・複合家族・世代間継承されている問題)

家族員 (年月日)	本児の生育歴と家族の状況				保護者の生育歴・生活歴		
	本児 (H . . 生)	父 (実・養・繼)	母 (実・養・繼)	その他の家族 () () ()	父母 (年月日)	父 (実・養・繼) (. . 生)	母 (実・養・繼) (. . 生)
出生 〔父母・兄姉の年齢〕 保育所						出生	出生
小学校入学						乳幼児期	乳幼児期
中学校入学						小学生期	小学生期
高校入学						中学生期	中学生期
高卒						高校生期	高校生期
						成人	成人

書式⑨－1

《様式9》

31 子家セ第 号
令和 年月日

中央児童相談所長 様

高知市長

岡崎誠也

送致書

下記児童を児童福祉法 第25条の7第1項第1号 の規定により送致します。

記

子 ど も	ふりがな 氏名	男 女 H 年 月 日生 () 歳	保育園 学校 年 組 幼稚園 担任
	ふりがな 氏名	男 女 H 年 月 日生 () 歳	保育園 学校 年 組 幼稚園 担任
	ふりがな 氏名	男 女 H 年 月 日生 () 歳	保育園 学校 年 組 幼稚園 担任
住所 (※アパート名、部屋番号まで記入) 〒 — 電話			自宅付近の略図
本籍			
保 護 者	ふりがな 氏名 S 年 月 日生 () 歳 続柄 () 職業 () 住所 電話		
送致理由			

書式⑨－2

家族及び縁故者（該当の子ども・保護者は除く）					
続柄	氏名	生年月日	年齢	職業	その他参考事項
ケース概要					
対応経過	相談受付日	平成 年 月 日			
	相談経路	→ →			
児童相談所への連絡	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者はこの送致（依頼）を 承知 ・ 拒否 ・ 知らない				
市町村との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者は支援に対して 協力的 ・ 非協力的 ・ どちらでもない				
社会資源					
ケース担当者	所属 高知市子ども家庭支援センター 職名 氏名				
添付書類	なし ・ あり				
	TEL 088-823-1212 FAX 088-823-1210				

書式⑩

リスクアセスメント シート (初回・回目)

(あくまでも補助的な指標なので、定期的な概況把握や「めやす」として用いること)

ケース番号	一	評価日	平成 年 月 日	記入者				
児童氏名	男・女 (年 ケ月)							
虐待の種類	(主○ 副○) 身体・ネグレクト・心理・性的							
虐待者と具体行為	虐待者	行為と頻度	アセスメント評価					
虐待・傷の程度	摘要 (以下に応じてチェック)				重度	中度	軽度	不明
	重度=要治療、中度=慢性の疾患等、軽度=痕が残らない							
大項目	番号	小項目	摘要 (以下があれば該当)		該当	やや	非該当	不明
虐待態様	※1	虐待の継続	常習・何日も放置等 頻度が少ないのは「やや」		※			
	※2	虐待歴の有無	入院歴・施設歴・(早期の親子分離)不審な説明は「やや」		※			
	※3	性的虐待	疑いでも該当		※			
通告元	※4	関係機関	警察・医療機関からの通告は該当		※			
子ども	5	身体的状態	(発達)障害・発育不全・アレルギー等 理由不明の腹痛等は「やや」					
	※6	精神状態	不安・うつ状・攻撃的・暗い表情等 場合によりは「やや」		※			
	7	日常監護欠	監護なし 不潔・医療放置等。部分的なら「やや」					
	8	問題行動	暴力・盗み・家出・自傷・徘徊・怠学等 時々なら「やや」					
	※9	意思・気持ち	親を嫌う・おびえ・帰ったがらない・アンビバレンツ等		※			
虐待親	※10	精神的状態	不安定・うつ状・精神科通院服薬(疑いがある場合も)等		※			
	11	性格的問題	攻撃的・未熟・衝動的・偏り・依存等					
	※12	アルコール等	依存・薬物乱用の疑い等		※			
	13	被虐待歴	親の被虐待歴・施設入所歴・親に愛されなかつた思い等					
養育態勢	14	子への感情	不安定・子ども嫌い・無関心・望まない妊娠・過干渉・依存					
	※15	虐待自覚	自覚なし・体罰容認等 親が過ぎたと認める場合「やや」		※			
	※16	養育能力	意欲なし・知的障害等 飲酒等で不適切な場合は「やや」		※			
家族環境	17	養育知識	知識不足・不適切な知識等 情報過多で過干渉は「やや」					
	※18	社会的支援	孤立的・親族の対立や過干渉等 非常時の支援は「やや」		※			
	※19	夫婦問題	夫婦不和・DV・家出・別居・未婚・(再婚・内縁)・中絶		※			
支援者との関係	20	経済問題	借金・生活苦・失業・転職・多子・計画性の欠如等					
	21	生活環境	ゴミ屋敷、ペット多頭飼育等不衛生・安全確保の配慮がない等					
守る人	※22	協力態度	拒否・接触困難等。接触可だが非協力な場合は「やや」		※			
	23	援助効果	調整・改善が期待できない等 時々効果がある場合「やや」					
※24	子を守る人	日常的にいない場合該当		※				
		各欄の該当点数						
<リスクランク表>		総点数						
生命・重度		生命の危険がある。健康や成長に重大な影響を与える場合(可能性も含む)			該当12点以上 保護も視野に集中支援実施		A	
中度		治療を要しない外傷等。長期的には大きな課題が残ると危惧されるもので、外部からの介入がないと改善の見込みがないもの			該当7~11点 具体的な在宅支援実施		B	
軽度		暴力等が存在するが、一時的で一定の統制下にある場合			該当6点以下 虐待予防の支援実施		C	
虐待危惧		'虐待しそう'などと訴える場合 近い将来虐待リスクが高まる心配があるもの			該当6点以下 虐待予防の支援実施		D	

<使用方法や注意点> * 2回目以降の各項目チェックは前回からの変化をチェックする

- 各項目の摘要欄を見て、「該当」「やや該当」「非該当」「不明」のいずれかにチェック(印)を入れる。
- ※印番号の「該当」は2点 ※印なしの「該当」は1点、「やや該当」の点数も考慮し2か所で1点として計上。
- 総点数による大まかなケースの重症度は<リスクランク表>のとおり (Aのなかには特Aも含まれます)。
- 「虐待・傷の程度」では0歳児～3歳児はハイリスク対象として(頭部・顔部・頸部・性器・内臓への打撃等軽微でも重大な結果が生じやすい部位)考慮しランクを決定する。特に0歳児はワンランクアップのリスク管理。
- 不明項目が多いものは評価を保留する。調査に応じないための「不明」はハイリスク管理。

書式⑪－1

元 子家セ第 号
令和 年 月 日

〇〇市〇〇〇〇〇課 様

高知市長
岡崎 誠也

要保護児童の転居に伴うケースの移管・情報提供について

本市においては、下記の子どもと家庭について、高知市要保護児童対策地域協議会にて管理・支援してまいりましたが、この度、貴管内に転出されましたので（□移管／□情報提供）します。今後ともよろしくご配慮ください。

記

- 1 児童氏名 ○○ ○○ （□男／□女） 平成〇年〇月〇日生
- 2 保護者氏名 ○○ ○○ （□男／□女） 昭和〇年〇月〇日生
- 3 新住所 ○○県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
- 4 転出日 平成〇年〇月〇日
- 5 添付資料 ケース（移管・情報提供）票

□本件（移管・情報提供）については、当該家庭の同意に基づくものではありませんので、
取扱いについては、御配慮いただきますようお願いします。
□ 本件（移管・情報提供）については、当該家庭の同意に基づくものです。

<高知市要保護児童対策地域協議会 調整機関事務局>

高知市こども未来部 子ども家庭支援センター

（担当： ）

〒780-8571 高知市本町5丁目1-45

T E L 088-823-1212

F A X 088-823-1210

書式⑪－2

ケース（移管・情報提供）票

対象児童 住所	フリガナ 氏名		性別		生年月日 (年齢)	
	転出前					
転出先						
家族構成	続柄	氏名	生年月日	年齢	備考（職業・所属等）	関係図
ケース概要						
ケース・ 家族状況 の特記						
リスク要因						
高知市での支援経過（概要）						
関わる上で 配慮すべき 点						

情報記載機関： 高知市こども未来部 子ども家庭支援センター 担当（ ）
電話連絡先：088-823-1212

表スクランクリスト

〔 濁待の暑体的状況]

卷之三

(2) 監査人の意見

13 意見 10

高知市で用いているリスクランク表を参考に、高知市が先導して、
高知県内の他の市町村に対し、高知県内で統一的なリスクランク
表を作成するよう働きかけを行うことが望ましい（合理化の観点
からする意見）。

虐待相談・通告を受けてから子ども家庭支援センターで作成される複数の書類が、情報共有が最も求められる高知県中央児童相談所とほぼ同じものを使用していることは、事案の早期把握、事務処理の効率化に役立っていると考えられる。

また、各書式においても、事案の細部の事項まで記載できて、一覧で把握できるようになっており望ましい書式となっている。今後さらに、高知県中央児童相談所とも協議しながら、よりよい書式に改善されていくことを期待する。

さらに、高知市で独自に用いているリスクランク表は、細かい具体例なども示されており、職員間での虐待の危険性等の認識の共有に役立っているものと考えられ、有用なものと評価できる。

もっとも、これは高知市独自のルールとのことであり、高知県内の他の市町村においては、これと異なる指標を使用していたり、そもそもこのような指標すらない市町村もあるとのことである。

本来であれば、このようなリスクランク表については、国が主体的に動いて、全国で統一的な基準を作成すべきと思われるが、現状そのような動きはないようである。そのような中、高知県内において、虐待の認識・認定に齟齬が生じることは望ましいことではなく、せめて高知県内だけでも統一的なリスクランク表が作成されるのがよいと思われる。

そこで、既にリスクランク表を作成し、活用している高知市が音頭を取って、高知県内の他の市町村に対し、統一的なリスクランク表を作成するように働きかけを行うことを期待する。

第3 高知市の要保護児童対策地域協議会について

一 要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）とは

1 要対協の法的位置付け

（1）要保護児童の保護に必要なこと

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や要保護児童の適切な保護を図るために、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要である。

そして、こうした関係機関の円滑な連携・協力を確保するためには、

- ① 運営の中核となって関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制の明確化
 - ② 関係機関からの円滑な情報の提供を図るための個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の関係の明確化
- が必要である。

（2）平成16年児童福祉法改正法の基本的な考え方

このため、児童福祉法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 153 号。以下「平成 16 年児童福祉法改正法」という。）においては、以下の規定が整備された。

- ① 地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者（以下「要保護児童等」という。）に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要対協を置くことができる。
- ② 要対協を設置した地方公共団体の長は、要対協を構成する関係機関等のうちから、要対協の運営の中核となり、要保護児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う要保護児童対策調整機関を指定する。
- ③ 要対協を構成する関係機関等に対し守秘義務を課すとともに、要対協は、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対して資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

2 平成 16 年児童福祉法改正法に期待される効果

こうした改正により、①関係機関のはざまで適切な支援が行われないといった事例の防止や、②医師や地方公務員など、守秘義務が存在すること等から個人情報の提供に躊躇があった関係者からの積極的な情報提供が図られ、要保護児童の適切な保護に資することが期待されることとなった。

特に、要対協を構成する関係機関等に守秘義務が課せられたことにより、民間団体をはじめ、法律上の守秘義務が課せられていなかった関係機関等の積極的な参加と、積極的な情報交換や連携が期待されている。

3 要対協の運営指針

また、要対協の設置・運営については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について」(雇児発第0225001 平成 17 年 2 月 25 日, 最新改正雇児発 0331 第 46 号平成 29 年 3 月 31 日, 以下「要対協の運営指針」という。) を発しており、各自治体はこれをもとに運営を行っている。

二 要対協の意義

要対協においては、地域の関係機関等が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくこととなる。よって、以下のようないい處があるとされている。

- ① 支援対象児童等を早期に発見することができる。
- ② 支援対象児童等に対し、迅速に支援を開始することができる。
- ③ 各関係機関等が情報の共有を通じて、課題を共有化が図られる。
- ④ 共有された情報に基づいて、アセスメントを協働で行い、共有することが出来る。
- ⑤ 情報アセスメントの共有化を通じて、それぞれの関係機関等の間で、それぞれの役割分担について共通の理解を得ることができる。
- ⑥ 関係機関等の役割分担を通じて、それぞれの機関が責任をもって支援を行う体制づくりができる。
- ⑦ 情報の共有化を通じて、関係機関等が同一の認識の下に、役割分担しながら支援を行うため、支援を受ける家庭にとってより良い支援が受けられやすくなる。
- ⑧ 関係機関等が分担をし合って個別の事例に関わることで、それぞれの機関の責任、限界や大変さを分かち合うことができる。

三 対象者

要対協の対象者は、

- ① 要保護児童（児童福祉法第6条の3第8項「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童」）
- ② 要支援児童（同法第6条の3第5項「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童」）
- ③ 特定妊婦（同法第6条の3第5項「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」）

とされている。

なお、児童福祉法第6条の3第8項に規定する「要保護児童」は、虐待を受けた子どもに限らず、非行児童なども含んでいるが、高知市要保護児童対策地域協議会設置要綱においては、その第1条で「要保護児童」とは、同法第6条の3第8項に規定する要保護児童のうち、「市長が別に定めるものをい」うとされ、その別の定めにおいて、『本市において設置する要保護児童対策地域協議会においては、児童福祉法第6条の3第8項に規定する要保護児童のうち、「虐待あるいは虐待を受けている恐れのある児童」及び「養育困難家庭に児童」に限定した取り扱いとする。非行・不登校等その他の事例については、家庭の状況や支援協議の有効性等を検討の上、本協議会での取り扱い事例とするか否かについては調整機関において判断することとする。』とされている（平成19年11月15日決裁 19子育て第761号起案紙）。

よって、高知市では、児童福祉法上の「要保護児童」から「非行児童」は除く扱いとなっている。

四 要対協の設立

1 設置主体

要対協の設置主体は地方自治法第1条の3に規定する地方公共団体であり、普通地方公共団体である市町村及び都道府県のほか、特別地方公共団体である特別区や地方公共団体の組合（一部事務組合や広域連合）等も含まれる。

2 構成員

要対協の構成員は児童福祉法第25条の2第1項に規定する「関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者」であり、具体的には以下の者が想定されるが、これに限らず、地域の実情に応じて幅広い者を参加させることが可能である。

【児童福祉関係】

- ・市町村の児童福祉、母子保健、障害福祉等の担当部局
- ・児童相談所
- ・福祉事務所（家庭児童相談室）
- ・保育所
- ・児童養護施設等の児童福祉施設
- ・児童家庭支援センター
- ・里親会
- ・児童館
- ・放課後児童クラブ
- ・利用者支援事業所
- ・地域子育て支援拠点
- ・障害児相談支援事業所
- ・障害児通所支援事業所

- ・民生委員児童委員協議会、民生委員
- ・児童委員（主任児童委員）
- ・社会福祉士
- ・社会福祉協議会

【保健医療関係】

- ・市町村保健センター
- ・子育て世代包括支援センター
- ・保健所
- ・地区医師会、地区産科医会、地区小児科医会、地区歯科医師会、地区看護協会、助産師会
- ・医療機関
- ・医師（産科医、小児科医等）、歯科医師、保健師、助産師、看護師
- ・精神保健福祉士・カウンセラー（臨床心理士等）

【教育関係】

- ・教育委員会
- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の学校
- ・P T A協議会

【警察・司法・人権擁護関係】

- ・警察（警視庁及び道府県警察本部・警察署）
- ・弁護士会、弁護士
- ・家庭裁判所
- ・法務局・人権擁護委員

【配偶者からの暴力関係】

- ・配偶者暴力相談支援センター等配偶者からの暴力に対応している機関

【その他】

- ・N P O 法人
- ・ボランティア
- ・民間団体

3 守秘義務

構成員及び構成員であった者には、要対協の職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない義務があり（児童福祉法第25条の5），守秘義務に違反した場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがある（同法第61条の3）。

五 要対協の運営

1 業務

要対協は、要保護児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとされている（児童福祉法第25条の2第2項）。

要対協については、個別の要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うことを念頭に、要保護児童対策調整機関や要対協の構成員に対する守秘義務が設けられており、個別の事例について担当者レベルで適時検討する会議（個別ケース検討会議）を積極的に開催することはもとより、

構成員の代表者による会議（代表者会議）や実務担当者による会議（実務者会議）を開催することが期待されている。

2 代表者会議

（1）会議の趣旨

要対協の構成員の代表者による会議であり、実際の担当者で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催される。

ネットワークを構成する関係機関の円滑な連携を確保するためには、各関係機関の責任者（管理職）の理解と協力が不可欠であり、実務者レベルにとどまらず、責任者（管理職）レベルでの連携を深めることで、関係機関等の共通認識が醸成されるとともに、実務者レベルで人事異動があった場合においても、責任者（管理職）の理解があれば、連携の継続性が保たれ、支援の質の低下を最低限に抑えることが可能となる。

（2）協議事項

- ① 支援対象児童等の支援に関するシステム全体の検討
- ② 実務者会議からの要対協の活動状況の報告と評価

3 実務者会議

（1）会議の趣旨

実務者会議は、実際に活動する実務者から構成される会議である。

（2）協議事項

- ① すべてのケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、支援方針の見直し等

- ② 定例的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討
- ③ 支援対象児童等の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握
- ④ 要保護児童対策を推進するための啓発活動
- ⑤ 要対協の年間活動方針の策定、代表者会議への報告

4 個別ケース会議

(1) 会議の趣旨

個別の支援対象児童等について、その児童に直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、当該支援対象児童等に対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催される。

個別ケース検討会議の構成員も、要対協の構成員である以上、守秘義務が課せられているので、関係機関等の間で積極的な情報提供を行い、要保護児童に対する具体的な支援の内容等を検討することが期待される。

(2) 協議事項

- ① 関係機関が現に対応している虐待事例についての危険度や緊急度の判断
- ② 要保護児童の状況の把握や問題点の確認
- ③ 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有
- ④ 支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- ⑤ ケースの主担当機関と主たる支援機関の決定
- ⑥ 実際の支援、支援方法、支援スケジュール（支援計画）の検討
- ⑦ 次回会議（評価及び検討）の確認

なお、各関係機関の役割分担や次回会議の日程等、個別ケース検討会議で決定した事項については、記録するとともに、その内容を関係機関等で共有することが重要である。

5 進行管理台帳の作成

虐待への対応は、多数の関係機関が関与し、児童相談所と市町村の間の役割分担が曖昧になるおそれもあるため、市町村内におけるすべての虐待ケースに関して要対協において絶えず、ケースの主担当機関及び主たる支援機関をフォローし、ケースの進行管理を進めていくことが必要である。こうした観点から要対協の調整機関において、全ケースについて進行管理台帳を作成し、実務者会議等の場において、定期的に（例えば、3か月に1度）、状況確認、主担当機関の確認、支援方針の見直し等を行うことが適当である。

6 会議のあり方

市町村の規模や関係機関の多寡等によっては、幅広い関係機関を構成員とし、代表者会議や実務者会議への参加を通じて問題意識の共有や必要に応じ的確な対応を取るための体制の確保を図りつつ、個別ケース検討会議については、対象とするケースの性質に応じて参加機関等を選定することも考えられる。

個別ケース検討会議においては、関係機関が対応している事例についての危険度や緊急度の判断、支援対象児童等に対する具体的な支援の内容について検討を行うことが適当であり、子どもの権利を守るために支援方針や支援の内容を具体的に実施していくための支援計画を作成するために、

可能な限り子ども、保護者及び妊婦の意見や参加を求め、保護者に左右されずに子どもの意見を聞く配慮が必要である。

また、個別ケース検討会議への個別の支援対象児童等に関する情報の提供については、あらかじめ子どもや保護者又は妊婦本人の理解を得ておくことが望ましいが、特に必要がある場合であって、これらの者の理解を得ることが困難であるときはこの限りではない。

要対協は、施設から一時的に帰宅した子どもや、施設を退所した子ども等に対する支援に積極的に取り組むことも期待されているところであり、児童相談所や児童福祉施設等と連携を図り、施設に入所している子どもの養育状況を適宜把握するなど、一時的に帰宅した際や退所後の支援の円滑な実施に向けた取組を実施することが期待される

六 関係機関に対する協力要請

1 協力要請

こうした支援対象児童等に関する情報の交換や支援の内容に関する協議を行うために必要があると認めるときは、要対協は、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる（児童福祉法第25条の3）。

2 守秘義務との関係

この協力要請は、要対協の構成員以外の関係機関等に対して行うことも可能であるが、この要請に基づき当該関係機関等から要対協に対し一方的に情報の提供等が行われる場合はともかく、今後の支援の内容に関する協議など、当該関係機関等と要対協の構成員の間で双方向の情報の交換等を

行うことが見込まれる場合には、協力要請時に、守秘義務が課せられる要対協の構成員なることについても要請することが適當である。

なお、医師や地方公務員等については、他の法令により守秘義務が課せられているが、支援対象児童の適切な保護を図るために、この規定に基づき情報を提供する場合には、基本的にはこれらの法令による守秘義務に反することとはならないものと考えられている。

3 個人情報保護法との関係

また、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）においては、本人の同意を得ない限り、あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないとともに、第三者に個人データを提供してはならないこととされている（個人情報保護法第 16 条及び第 23 条）。

しかし、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされており、児童福祉法第 25 条の 3 に基づく協力要請に応じる場合は、この「法令に基づく場合」に該当するものであり、個人情報保護法に違反することにもならないものと考えられている。

七 要保護児童対策調整機関

1 要保護児童対策調整機関の設置

多くの関係機関等から構成される要対協が効果的に機能するためには、その運営の中核となって関係機関の役割分担や連携に関する調整を行う機関を明確にするといった責任体制の明確化が重要である。

そこで、要対協にはこうした業務を担う要保護児童対策調整機関（以下単に「調整機関」という。）を置くこととされている。

2 調整機関の指定

要対協を設置した地方公共団体の長は、要対協を構成する関係機関等のうちから、一に限り調整機関を指定する（児童福祉法第25条の2第4項）。

調整機関には、児童福祉担当部局あるいは母子保健担当部局といった児童福祉に關係の深い部局が指定されることが想定されるが、具体的にどの関係機関等を調整機関として指定するかは各地方公共団体の子ども家庭相談体制の実情等によるとされている。

3 業務

調整機関は、要対協に関する事務を総括するとともに、支援対象児童等に対する支援が適切に実施されるよう、厚生労働省令で定めるところにより、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行うもの、母子保健法第22条第1項に規定する子育て世代包括支援センターその他の関係機関等との連絡調整を行う（児童福祉法第25条の2第5項）。

調整機関の業務として具体的に想定されるものは、以下のとおりである。

① 要対協に関する事務の総括

- ・ 協議事項や参加機関の決定等の要対協開催に向けた準備
- ・ 要対協の議事運営
- ・ 要対協の議事録の作成、資料の保管等
- ・ 個別ケースの記録の管理

② 支援の実施状況の進行管理

- ・ 関係機関等による支援の実施状況の把握

- ・ 市町村内におけるすべての虐待ケース等について進行管理台帳（別添1参照）を作成し、実務者会議等の場において、定期的に（例えば3か月に1度）、状況確認、主担当機関の確認、支援方針の見直し等を行う。

③ 関係機関との連絡調整

個々のケースに関する関係機関等との連絡調整（個別ケース検討会議におけるケースの再検討を含む。）

八 高知市における要対協の状況について

1 要対協の運営及び統計資料

以上の通り、国より要対協の運営指針が出されているが、高知市における要対協の運営がどのように行われているのか、子ども家庭支援センターからのヒアリング及び提出された資料によると、以下の通りであった。

高知市においては、平成19年12月、これまでの高知市児童虐待予防ネットワーク会議設置要綱（平成16年4月30日制定）が廃止されて、高知市要保護児童対策地域協議会設置要綱が施行され、調整機関の役割は、現在こども未来部（担当課：高知市子ども家庭支援センター）が担っている。

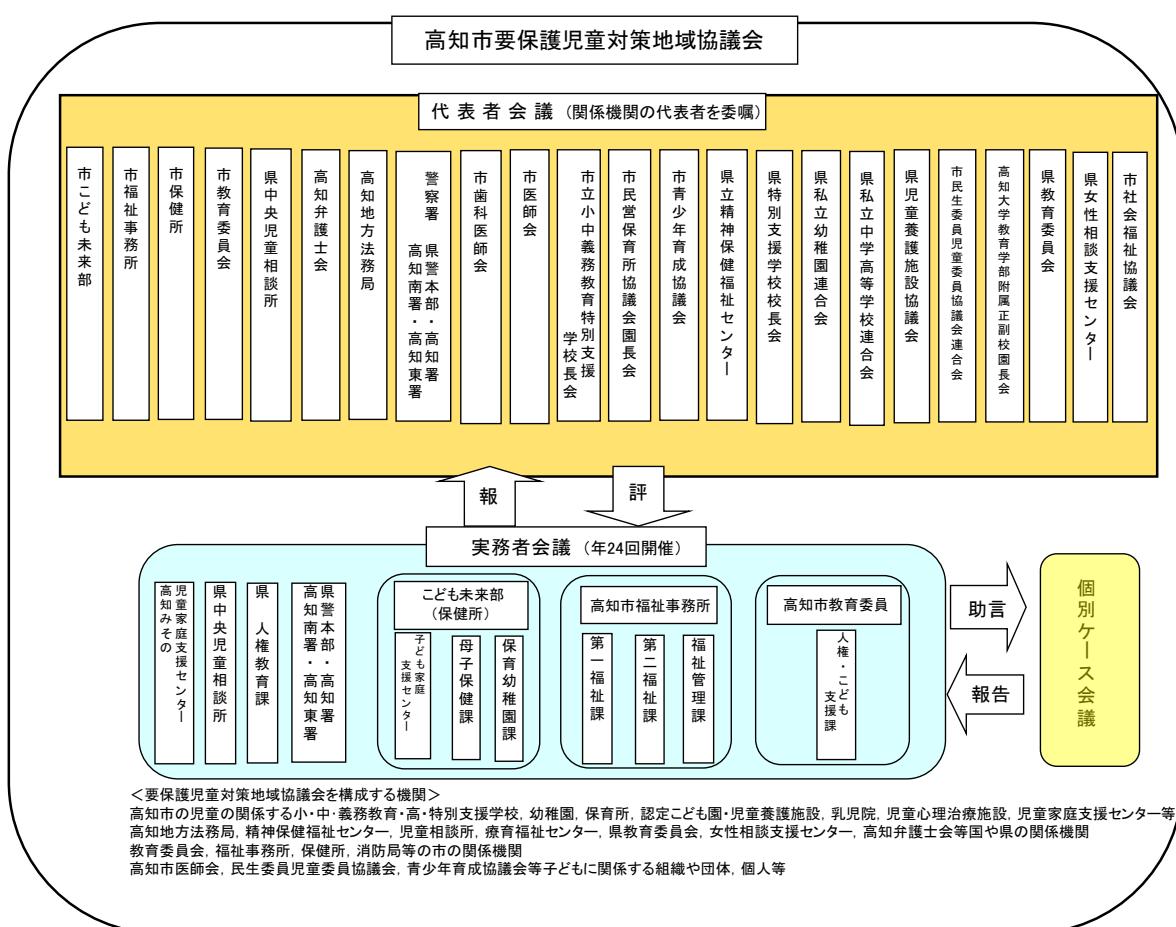
高知市子ども家庭支援センターは、同要綱に基づき、関係機関のネットワーク強化を図ると共に、児童虐待の早期発見、早期対応に努めている。

現在の高知市要対協の体制は、次の図の通りであり、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の三層構造の協議会を設置して、各会議間で情報共有を行っている。

なお、高知市における要対協の管理ケース数は、平成27年度は769件であったが、その後微減し、平成30年度は633件と700件を割り込んだ。

また、平成30年度は、要保護児童・要支援児童の数はそれぞれ前年に比して減少しているが、特定妊婦の数は増加している。このような推移から鑑みると、虐待を早期に発見し、早期に対応しようと、出生前後の段階から虐待の恐れがあるケースを把握し、適切な支援・対応につなげていることの表れではないかと考えられる。

一方で、子ども家庭支援センターで管理しているケースのうち、3年以上管理しているケースが、全体の2割に及んでおり、管理の長期化・困難化が危惧される。



高知市要保護児童対策地域協議会の管理ケース数

主担当		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
児童相談所 ①	虐待	287	344	314	255
	その他	80	77	82	73
	計	367	421	396	328
子家C ②	虐待	180	151	186	185
	その他	222	131	129	120
	計	402	282	315	305
合計 ①+②	虐待	467	495	500	440
	その他	302	208	211	193
	合計	769	703	711	633

ランク等		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
要保護児童	A	0	11	30	5
	B	68	71	69	45
	C	420	379	368	378
	入所	158	151	155	147
要支援児童（D）		116	87	85	46
特 定 妊 婦		7	4	4	12
合 計		769	703	711	633

* C→B→Aの順に、要保護性が高くなる。

2 各会議の実情

(1) 監査の結果

高知市における要対協の3つの会議がどのように行われているのか、子ども家庭支援センターからヒアリングをし、資料の提出を受けると共に、代表者会議・実務者会議については会議の傍聴を行った。

ア 代表者会議

要対協の構成員の代表者による会議であり、関係機関等の円滑な連携の確保や実務者会議が円滑に運営されるための環境整備や、要保護児童等の支援に関するシステムの検討、協議会の活動状況の報告と評価等を行うことを目的として開催している。個々のケースを扱うというよりは、全体的な状況報告や虐待に対して各機関がどういった取り組みをしているのかを総合的に報告する会議として位置付けられている。

(ア) 開催頻度

年1～2回開催（1回あたり2時間程度）

(イ) 会議メンバー

高知地方法務局、高知県中央児童相談所、高知県立精神保健福祉センター、高知県警察本部、高知警察署、高知南警察署、高知東警察署、高知市教育委員会、高知市保健所、高知市福祉事務所（第一福祉課・第二福祉課・障がい福祉課等）、高知市こども未来部（母子保健課・保育幼稚園課・子ども育成課・子育て給付課・子ども家庭支援センター）、高知県特別支援学校校長会、高知市立小中義務教育特別支援学校長会、国立大学法人高知大学教育学部附属正副校園長会、一般社団法人高知市医師会、一般社団法人高知市歯科医師会、高知県私立幼稚園連合会、高知県児童養護施設協議会（各児童養護

施設・児童家庭支援センター・高知みその等), 高知県私立中学高等学校連合会, 高知市民営保育所協議会園長会, 社会福祉法人高知市社会福祉協議会, 高知市民生委員児童委員協議会連合会, 高知市青少年育成協議会, 高知県女性相談支援センター, 高知県教育委員会, 高知弁護士会

イ 実務者会議

支援に関わる主要機関の実際に活動する実務者で構成をし, 全ケースの定期的な状況確認, 主担当機関の確認, 援助方針の見直しや, 個別ケース検討会議での課題等について協議している。

要保護ケースだけでなく, 要支援ケース・特定妊婦を含めた全ケースを対象として進行管理を行っている。

平成 28 年度からは, 高知市内の中学校区を単位に東西南北 4 ブロックに分割し, 各ブロックの順に毎月 2 回 (年 24 回) 開催している。なお, 東・北ブロックを係長 1 名, 南・西ブロックを係長 1 名で担当している。

また, 新規ケース, 転出入ケース, 終結予定ケースに関しては, なるべく早い時期に関係機関で情報共有を図ることが必要であるため, 每月 2 回開かれている実務者会議開催日のうちの 1 回を, 上記実務者会議とは別に, 新規ケース連絡会議の開催日と位置付けて, 実務者会議とは別の時間を取り, 関係機関に報告を行っている。

実際の会議を傍聴する限りにおいては, 会議の内容は, 子ども家庭支援センターの担当者からの報告が主で, 他の関係機関からの発言はほとんどなかった。

(ア) 開催頻度

毎月 2 回開催 (1 回あたり 2 ~ 3 時間程度)

(イ) 会議メンバー

高知県中央児童相談所、高知市教育委員会、高知市保健所、高知市福祉事務所、高知市こども未来部、高知県警察本部、高知警察署、高知南警察署、高知東警察署、高知県教育委員会、児童家庭支援センター

(ウ) 進行管理方法

中学校区を単位に市内を東西南北4ブロックに分割して、各ブロックの順に会議を開催している。1つのブロックの会議開催頻度としては、4か月毎、年6回となっている。

全てのケースについて、進行管理台帳を作成し、支援の実施状況に関する進行管理を実施している。

実務者会議の開催状況（協議件数）

（平成28年度）

開催年月日	地区	子ども家庭支援センター		児童相談所			合計
		虐待	その他	虐待	その他	入所	
H28. 4. 20	北	21	11	25	2	17	76
H28. 4. 27	北	14	8	47	0	21	90
H28. 5. 11	東	19	11	28	4	18	80
H28. 5. 25	東	20	9	36	6	19	90
H28. 6. 22	西	34	27	23	3	15	102
H28. 6. 29	西	24	27	36	3	11	101
H28. 7. 13	南	13	18	22	3	31	87
H28. 7. 27	南	13	15	24	1	14	67
H28. 8. 10	北	24	10	27	2	15	78
H28. 8. 24	北	17	11	41	0	19	88
H28. 9. 14	東	16	13	34	4	21	88
H28. 9. 28	東	16	10	39	6	22	93
H28. 10. 12	西	31	31	19	3	18	102
H28. 10. 26	西	18	29	41	0	12	100
H28. 11. 9	南	18	19	26	2	30	95
H28. 11. 22	南	14	14	30	1	14	73
H28. 12. 14	北	21	9	28	2	15	75
H28. 12. 21	北	20	16	35	1	20	92
H29. 1. 11	東	30	11	36	5	20	102
H29. 1. 25	東	19	10	43	7	19	98
H29. 2. 8	西	24	22	23	3	21	93
H29. 2. 22	西	21	29	37	1	13	101
H29. 3. 8	南	19	22	24	2	28	95
H29. 3. 15	南	11	14	22	0	15	62

(平成29年度)

開催年月日	地区	子ども家庭支援センター		児童相談所			合計
		虐待	その他	虐待	その他	入所	
H29. 4. 19	北	23	6	19	2	14	64
H29. 4. 26	北	30	17	20	3	20	90
H29. 5. 10	東	33	14	29	3	18	97
H29. 5. 24	東	33	7	32	5	21	98
H29. 6. 21	西	19	14	24	7	19	83
H29. 6. 28	西	22	28	25	0	13	88
H29. 7. 12	南	26	29	21	0	32	108
H29. 7. 26	南	16	16	17	1	16	66
H29. 8. 9	北	25	9	17	1	17	69
H29. 8. 23	北	27	22	19	2	18	88
H29. 9. 13	東	33	14	27	3	22	99
H29. 9. 27	東	40	8	28	2	22	100
H29. 10. 11	西	18	9	24	5	18	74
H29. 10. 25	西	21	29	18	0	12	80
H29. 11. 8	南	33	27	21	1	33	115
H29. 11. 22	南	21	8	17	1	16	63
H29. 12. 13	北	31	13	8	1	13	66
H29. 12. 20	北	34	22	24	4	24	108
H30. 1. 11	東	24	31	29	2	25	111
H30. 1. 24	東	24	6	21	1	20	72
H30. 2. 14	西	15	10	31	4	16	76
H30. 2. 28	西	15	23	13	5	11	67
H30. 3. 14	南	21	21	32	3	35	112
H30. 3. 20	南	29	16	22	3	15	85

(平成30年度)

開催年月日	地区	子ども家庭支援センター		児童相談所			合計
		虐待	その他	虐待	その他	入所	
H30. 4. 18	北	31	15	6	2	11	65
H30. 4. 25	北	32	16	32	4	24	108
H30. 5. 9	東	16	29	32	0	23	100
H30. 5. 23	東	17	13	14	0	17	61
H30. 6. 20	西	16	11	21	5	17	70
H30. 6. 27	西	22	18	5	2	9	56
H30. 7. 11	南	20	17	30	3	32	102
H30. 7. 25	南	35	12	21	2	13	83
H30. 8. 8	北	31	9	5	0	12	57
H30. 8. 22	北	28	17	26	1	27	99
H30. 9. 12	東	13	28	43	0	23	107
H30. 9. 26	東	18	11	16	1	15	61
H30. 10. 10	西	18	11	19	7	17	72
H30. 10. 24	西	18	18	5	2	11	54
H30. 11. 14	南	31	15	19	2	32	99
H30. 11. 28	南	39	13	24	1	13	90
H30. 12. 12	北	31	9	6	1	10	57
H30. 12. 19	北	29	13	32	1	31	106
H31. 1. 16	東	21	21	35	0	24	101
H31. 1. 23	東	13	7	23	0	15	58
H31. 2. 13	西	14	10	16	8	16	64
H31. 2. 27	西	15	22	12	1	9	59
H31. 3. 13	南	39	14	17	1	13	84
H31. 3. 20	南	28	13	24	2	36	103

※ 新規ケース連絡会議

- ア 開催頻度 毎月 1 回開催（1回あたり 2 時間程度）
- イ 会議メンバー 実務者会議と同じ
- ウ 進行管理方法 新規ケース、転出入ケース、終結（予定）ケースについて報告・協議

新規ケース連絡会議の開催状況

(H28年度)

開催年月日	判定結果報告(協議)件数		終結予定ケース 報告(協議)件数
	子ども家庭 支援センター	児童相談所	
H28. 4. 20	10	30	
H28. 5. 11	10	3	
H28. 6. 22	12	18	
H28. 7. 13	7	18	
H28. 8. 10	15	18	
H28. 9. 14	12	17	
H28. 10. 12	12	6	
H28. 11. 9	11	11	
H28. 12. 14	20	11	
H29. 1. 11	16	38	
H29. 2. 8	15	18	5
H29. 3. 8	8	19	6

(H29年度)

開催年月日	判定結果報告・協議件数		終結予定ケース報告・協議件数
	子ども家庭支援センター	児童相談所	
H29. 4. 19	26	28	18
H29. 5. 10	15	12	10
H29. 6. 21	12	16	5
H29. 7. 12	36	12	4
H29. 8. 9	20	7	0
H29. 9. 13	9	12	1
H29. 10. 11	22	16	10
H29. 11. 8	7	24	2
H29. 12. 13	19	42	0
H30. 1. 11	9	43	0
H30. 2. 14	9	16	20
H30. 3. 14	14	11	3

(H30年度)

開催年月日	判定結果報告・協議件数		終結予定ケース報告・協議件数
	子ども家庭支援センター	児童相談所	
H30. 4. 18	20	21	7
H30. 5. 9	10	38	3
H30. 6. 20	14	14	4
H30. 7. 11	34	26	7
H30. 8. 8	23	26	4
H30. 9. 12	17	30	0
H30. 10. 10	4	25	2
H30. 11. 14	19	29	0
H30. 12. 12	25	23	9
H31. 1. 16	18	10	2
H31. 2. 13	6	19	1
H31. 3. 13	13	22	9

ウ 個別ケース検討会議

個別の事案について、支援対象児童等と直接関わりのある担当者により構成されており、要保護児童等の状況把握や問題点の確認、支援方針と役割分担の決定等要保護児童等への具体的な支援について協議している。

家庭に大きな状況変化があるなどして、早急に情報共有をして危険度や緊急性の判断、具体的な支援内容の検討が必要な場合、定期的に支援経過の報告・評価をして実際の支援方法等の見直しを行う場合などに、具体的な支援内容等を検討するため、子どもや家庭に関わる関係機関を集め、隨時開催している。

もっとも、実際の会議の状況については、監査人及び補助者において傍聴することができず、どのように会議の運営がされているのか、実情の把握はできなかった。

個別ケース検討会議の開催状況

年度	開催回数		主催機関				
	新規	継続	支援C	児相	所属機関	その他	
H26年度	140	87	53	22	33	67	18
H27年度	167	117	50	63	53	33	18
H28年度	273	141	132	98	83	69	23
H29年度	323	187	136	158	82	54	29
H30年度	355	210	145	177	86	54	38

エ 個別ケース検討会議の運営

上記要対協の3つの会議の中でも、最も現場に近いところで、支援対象児童の具体的な支援の方策にあたるのが個別ケース検討会議である。

要保護児童等の支援の鍵を握る会議であるが、実際の個別ケース検討会議の運営がどのように行われているのか、さらにより詳しく、子ども家庭支援センターよりヒアリングした結果の概要は次の通りであった。

(ア) 招集手続

状況の変化や、早急な対応が必要な場合等に開催される個別ケース検討会議は、多くの場合、ケース進行管理の責任主体となる子ども家庭支援センター又は児童相談所が状況を見て開催を提案している。他機関に対しては、電話で会議開催の連絡をし、招集している。子どもの所属機関（学校、保育所等）や医療機関などから開催の提案が挙がってくることもある。

(イ) 会議における資料の提供・配布物の内容

子ども家庭支援センターが個別ケース検討会議を主催するときは、ケース概要等をまとめたカンファレンス用の資料（次項「3 進行管理台帳の作成」内で掲示した様式③を使用）を作成し、会議当日に配布している。また、必要に応じて、会議参加機関から資料が配布されることもある。

(ウ) 議事録の作成

子ども家庭支援センターでは、個別ケース検討会議の開催後に、会議録（出席者のすべての発言を記載したものではなく、概要版と

してまとめたもの)を作成し, 管理職の決裁を取ることとしている。会議録の内容について, 出席者に確認は求めていないが, 会議によつては, 話し合われた事項等をホワイトボードに板書するなどして, 出席者が内容を確認できるような工夫もしている。

(2) 監査人の意見

ア 実務者会議について

14 意見 11

実務者会議において, 参加するメンバーの選定や, 会議の議事進行方法等会議の運営を見直し, 他機関からの意見も出る, 活発な会議となるよう会議のあり方を工夫されたい(合理化の観点からする意見)。

職員のヒアリングや会議の傍聴によると, 実際の実務者会議は, 調整機関である子ども家庭支援センターからの報告に終始し, 他の関係機関からの積極的な発言は見られない。一方, 各職員は, 実務者会議開催に向けて, ケース進行管理台帳の作成, 事前のチェックリストの確認等, 会議の資料準備に追われているようである。

実務者会議への参加機関については, 平成 27 年に専門家等の意見も聞いて現在の形になっており, 各機関へは, 会議の資料を, 会議の 1 週間前に直接持参しているとのことである。

実務者会議が実効性のあるものになるよう, 子ども家庭センターにおいても試行錯誤していることは評価できるが, それでもなお, 単なる報告会で終始している側面は否定できない。より実効的な会議となるよう, 会議に参加するメンバーの再度の見直しや, 議事進行方法の

改善等会議のあり方を工夫して、活発な議論ができる場となることが望ましい。

〔15〕 意見 12

実務者会議がより実効的な会議となるよう、現在4ブロックに分けていた区割りの見直しや、区割りの細分化等も検討されるのが望ましい（合理化の観点からする意見）。

平成 30 年度の実務者会議における協議件数を見ると、1回あたり 50 件台の時もあれば、100 件を超える時もあり、協議する件数にはらつきが見られる。

協議する件数が、その時期によって、地域に偏りが出てくることはやむを得ないことであり、また、件数が多い時には、会議の時間を延長する等して協議時間が確保出来るように対応していることであるが、それでも、対応に限りが出てくることは十分に予想されるものである。実務者会議がより実効的な会議となるよう、状況を見ながら、区割りの見直しや区割りの細分化等も検討されることを望む。

イ 個別ケース会議について

〔16〕 意見 13

個別ケース検討会議の実施の是非や、会議に招集する団体の選別について、子ども家庭支援センター内部の基準を作ることが望ましい（合理化の観点からする意見）。

〔17〕 意見 14

個別ケース検討会議開催における各関係機関への招集にあたっては、議題を記載した招集通知を発送し、会議資料を事前に送付する等会議が効率的かつ実効的に運営できるよう工夫するとともに、事前に配布する資料についても、各関係機関において検討してきてもらいたい着眼点等を共通のシートで配布する等の工夫をされたい（適法性の観点、3Eの観点、合理化の観点からする意見）。

〔18〕 指摘4

個別ケース検討会議においては、会議録の作成を行い、関係機関へ配布すべきである（適法性の観点、合理化の観点からする指摘）。

個別ケース検討会議の開催の要否や、招集する団体の選択については、子ども家庭センターの各ケース担当者の裁量・判断が中心になっているようである。そのため、同じ事案においても、前回の会議は招集されたのに、今回は招集されないという関係機関も出てきているのではないかと思われる。また、招集方法についても、子ども家庭支援センターから電話で日程調整をし、会議の資料は当日渡されるという実情のようである。

そのため、各関係機関においては、前後の流れがわからず、事前準備もできないまま会議に出席することになり、会議での発言内容も、主観的な印象や感想、その場の思いつきになってしまっているのではないかと懸念される。

そこで、会議の招集手続においては、事実上の日程調整は電話等で行うとしても、追って、議題を記載した招集通知を発送し、会議資料

を事前に送付する、その資料には各関係機関において検討してきて欲しいことなどが共通のシートで記載されている等の工夫をすれば、会議がより効率かつ実効的に運営でき、短時間で実りのある会議となることが期待できる。

また、会議録を作成して、それを各関係機関と共有することで、各関係機関との問題点の共有、支援方針の共有、次回までのスケジューリング等認識を統一することが期待できる。

以上の点に鑑みると、個別ケース検討会議の実施の是非や、ケース会議への招集団体の選択等について、内部の基準を作ること、会議開催にあたっては、会議の議題や目的を明確にして、事前に資料送付等を行うこと、会議実施にあたっては、会議録を作成して、各関係機関の間で共有することが望ましいと考える。

なお、既述の要対協の運営指針にも、「各関係機関の役割分担や次回会議の日程等、個別ケース検討会議で決定した事項については、記録するとともに、その内容を関係機関等で共有することが重要である。」とされており、速やかな対応が必要であると考える。

ウ 職員の事務分担について

〔19〕 意見 15

要対協における子ども家庭センター内部の事務分担として、関係機関の調整役と支援の実施役を分ける仕組みの構築を検討するのが望ましい（3Eの観点、合理化の観点からする意見）。

子ども家庭センターの職員は、各ケースにおいて、関係機関の調整役と支援の実施役の双方の役割を担っている。

現在1ケースにつき、担当を1人決め、同一ブロック内でサポートするという体制を取っているようであるが、一人二役を担うことが職員の負担となることも懸念される。

そこで、内部の事務分担として、関係機関の調整役と支援の実施役を分けてケースに対応するという体制作りも考えられることから、そういういた事例がないか他の自治体の調査・研究等も行って、よりよい体制が構築されることを望む。

3 進行管理台帳の作成

(1) 監査の結果

子ども家庭支援センターより、要対協における進行管理台帳のサンプルとして、3様式の書式の提供を受け、各書式の説明を受けた。これらの進行管理台帳及びそのデータの管理保管は、全て子ども家庭支援センターが行っている。

実務者会議において、会議の1週間前に、子ども家庭支援センターが、様式①を各関係機関に配布し、これに基づいて、各担当者がケースの状況を報告している。

実務者会議開催の前には、子ども家庭支援センターより各関係機関に様式②にチェックしてもらって情報収集をし、様式①の作成に役立てている。

また、個別ケース検討会議においては、子ども家庭支援センターにおいて、様式③を使用して各ケースの情報を記載し、会議当日、これを関係機関に配付して、情報を共有している。

これらの書式については、各ケースにおける膨大な情報が一覧で確認できるように工夫されており、有意義なものと思われる。

様式①

主担当機関 番号	フリガナ 氏名	生年月日 (受付時年 齢)	所属 学生	ケース番号	家族構成	住所	種別（主） 別（従）	関係機関	ケース概要・問題点 支援方針	区分 ランク	状況等	(変更事項等)	受付 担当者 日付
A B C D E	子ども 家庭 支援 センター 又は 児童 相談 所	H●年●月● (フリガナ) ●●●	日 学校・保育園 (学年) H29-●●	●●●	同じの家族や、同居人・内線関係も含む)●●●番	●●●町●●番	虐待 虐待者（副） 虐待者（主） （主）	【里子】 ○○学校 【隣系機関】 子ども家庭支援セ ンター等	ケースを把握した状況、過去の歴史等、ケースの問題等 要お手理などにつづれ、ケースの問題等 【隣系機関】 子ども家庭支援セ ンター等	A B C D	児童及び家庭状況 - - - -	●対応看護後 の 管理状況の変化● 施設状況、例、宿泊 場所等、生活状況 等	高知市 対応登録年月日 当者名
A B C D E	子ども 家庭 支援 センター 又は 児童 相談 所	H●年●月● (フリガナ) ●●●	日 学校・保育園 (学年) H29-●●	●●●	同じの家族や、同居人・内線関係も含む)●●●番	●●●町●●番	虐待 虐待者（副） 虐待者（主） （主）	【里子】 ○○学校 【隣系機関】 子ども家庭支援セ ンター等	ケースを把握した状況、過去の歴史等、ケースの問題等 要お手理などにつづれ、ケースの問題等 【隣系機関】 子ども家庭支援セ ンター等	A B C D	児童及び家庭状況 - - - -	●対応看護後 の 管理状況の変化● 施設状況、例、宿泊 場所等、生活状況 等	高知市 対応登録年月日 当者名
A B C D E	子ども 家庭 支援 センター 又は 児童 相談 所	H●年●月● (フリガナ) ●●●	日 学校・保育園 (学年) H29-●●	●●●	同じの家族や、同居人・内線関係も含む)●●●番	●●●町●●番	心理的 的身体的虐待	【里子】 ○○学校 【隣系機関】 子ども家庭支援セ ンター等	ケースを把握した状況、過去の歴史等、ケースの問題等 要お手理などにつづれ、ケースの問題等 【隣系機関】 子ども家庭支援セ ンター等	A B C D	児童及び家庭状況 - - - -	●対応看護後 の 管理状況の変化● 施設状況、例、宿泊 場所等、生活状況 等	高知市 対応登録年月日 当者名
A B C D E	子ども 家庭 支援 センター 又は 児童 相談 所	H●年●月● (フリガナ) ●●●	日 学校・保育園 (学年) H29-●●	●●●	同じの家族や、同居人・内線関係も含む)●●●番	●●●町●●番	性的 身体的虐待	【里子】 ○○学校 【隣系機関】 子ども家庭支援セ ンター等	ケースを把握した状況、過去の歴史等、ケースの問題等 要お手理などにつづれ、ケースの問題等 【隣系機関】 子ども家庭支援セ ンター等	A B C D	児童及び家庭状況 - - - -	●対応看護後 の 管理状況の変化● 施設状況、例、宿泊 場所等、生活状況 等	高知市 対応登録年月日 当者名
A B C D E	子ども 家庭 支援 センター 又は 児童 相談 所	H●年●月● (フリガナ) ●●●	日 学校・保育園 (学年) H29-●●	●●●	同じの家族や、同居人・内線関係も含む)●●●番	●●●町●●番	性的 身体的虐待	【里子】 ○○学校 【隣系機関】 子ども家庭支援セ ンター等	ケースを把握した状況、過去の歴史等、ケースの問題等 要お手理などにつづれ、ケースの問題等 【隣系機関】 子ども家庭支援セ ンター等	A B C D	児童及び家庭状況 - - - -	●対応看護後 の 管理状況の変化● 施設状況、例、宿泊 場所等、生活状況 等	高知市 対応登録年月日 当者名
A B C D E	子ども 家庭 支援 センター 又は 児童 相談 所	H●年●月● (フリガナ) ●●●	日 学校・保育園 (学年) H29-●●	●●●	同じの家族や、同居人・内線関係も含む)●●●番	●●●町●●番	性的 身体的虐待	【里子】 ○○学校 【隣系機関】 子ども家庭支援セ ンター等	ケースを把握した状況、過去の歴史等、ケースの問題等 要お手理などにつづれ、ケースの問題等 【隣系機関】 子ども家庭支援セ ンター等	A B C D	児童及び家庭状況 - - - -	●対応看護後 の 管理状況の変化● 施設状況、例、宿泊 場所等、生活状況 等	高知市 対応登録年月日 当者名
A B C D E	子ども 家庭 支援 センター 又は 児童 相談 所	H●年●月● (フリガナ) ●●●	日 学校・保育園 (学年) H29-●●	●●●	同じの家族や、同居人・内線関係も含む)●●●番	●●●町●●番	性的 身体的虐待	【里子】 ○○学校 【隣系機関】 子ども家庭支援セ ンター等	ケースを把握した状況、過去の歴史等、ケースの問題等 要お手理などにつづれ、ケースの問題等 【隣系機関】 子ども家庭支援セ ンター等	A B C D	児童及び家庭状況 - - - -	●対応看護後 の 管理状況の変化● 施設状況、例、宿泊 場所等、生活状況 等	高知市 対応登録年月日 当者名
A B C D E	子ども 家庭 支援 センター 又は 児童 相談 所	H●年●月● (フリガナ) ●●●	日 学校・保育園 (学年) H29-●●	●●●	同じの家族や、同居人・内線関係も含む)●●●番	●●●町●●番	性的 身体的虐待	【里子】 ○○学校 【隣系機関】 子ども家庭支援セ ンター等	ケースを把握した状況、過去の歴史等、ケースの問題等 要お手理などにつづれ、ケースの問題等 【隣系機関】 子ども家庭支援セ ンター等	A B C D	児童及び家庭状況 - - - -	●対応看護後 の 管理状況の変化● 施設状況、例、宿泊 場所等、生活状況 等	高知市 対応登録年月日 当者名
A B C D E	子ども 家庭 支援 センター 又は 児童 相談 所	H●年●月● (フリガナ) ●●●	日 学校・保育園 (学年) H29-●●	●●●	同じの家族や、同居人・内線関係も含む)●●●番	●●●町●●番	性的 身体的虐待	【里子】 ○○学校 【隣系機関】 子ども家庭支援セ ンター等	ケースを把握した状況、過去の歴史等、ケースの問題等 要お手理などにつづれ、ケースの問題等 【隣系機関】 子ども家庭支援セ ンター等	A B C D	児童及び家庭状況 - - - -	●対応看護後 の 管理状況の変化● 施設状況、例、宿泊 場所等、生活状況 等	高知市 対応登録年月日 当者名

高知市要保護児童対策地域協議会 ケース進行管理個
票 (チェックリスト)

様式(②)

大項目	確認年月日	平成 年 月 日							
		チェック項目	状況等	チェック	状況等	チェック	状況等	チェック	状況等
A. 身体状況									
1 不自然な外傷がある(あざ・傷・やけどの骨折等)	1 □	1 □	1 □	1 □	1 □	1 □	1 □	1 □	1 □
2 性器を痛がつたりかゆがつたりする	2 □	2 □	2 □	2 □	2 □	2 □	2 □	2 □	2 □
3 発育不良(身長の伸び・体重増加が極端に少ない)	3 □	3 □	3 □	3 □	3 □	3 □	3 □	3 □	3 □
4 病気になることが多い(発熱、風邪、喘息等)	4 □	4 □	4 □	4 □	4 □	4 □	4 □	4 □	4 □
5 気になる身体症状がある(腹痛、嘔吐、下痢、脱毛、チック等)	5 □	5 □	5 □	5 □	5 □	5 □	5 □	5 □	5 □
6 発達に著しい遅れがある(運動発達・言語発達)	6 □	6 □	6 □	6 □	6 □	6 □	6 □	6 □	6 □
B. ケア状況									
1 汚れた衣服を着ていたり季節はずれの衣服を着ている	1 □	1 □	1 □	1 □	1 □	1 □	1 □	1 □	1 □
2 身体・頭髪が不潔で臭う(何日も入浴していない)	2 □	2 □	2 □	2 □	2 □	2 □	2 □	2 □	2 □
3 黒帯にお腹をすかせている(家庭で十分な食事を与えられていない)	3 □	3 □	3 □	3 □	3 □	3 □	3 □	3 □	3 □
4 弁当を持たされてこない(昼食用費用も持たされていない)	4 □	4 □	4 □	4 □	4 □	4 □	4 □	4 □	4 □
5 保育所や学校に遅刻していくことが多い、連絡なしでお迎えが多い	5 □	5 □	5 □	5 □	5 □	5 □	5 □	5 □	5 □
6 保育所や学校を連絡なしで休んだり理由のはつきりしない欠席が多い	6 □	6 □	6 □	6 □	6 □	6 □	6 □	6 □	6 □
7 必要な医療機関の受診をさせないと健診・予防接種を受けてない	7 □	7 □	7 □	7 □	7 □	7 □	7 □	7 □	7 □
C. 情緒・行動面の問題									
1 表情が乏しい、暗い(活気がない)無気力	1 □	1 □	1 □	1 □	1 □	1 □	1 □	1 □	1 □
2 楽端におひねたりオドオドする、家に帰りたがらない。	2 □	2 □	2 □	2 □	2 □	2 □	2 □	2 □	2 □
3 落ち着きがない、多動傾向	3 □	3 □	3 □	3 □	3 □	3 □	3 □	3 □	3 □
4 だれかわなくべたゞらと異常に甘える	4 □	4 □	4 □	4 □	4 □	4 □	4 □	4 □	4 □
5 他者の言葉や行動が強暴・攻撃的	5 □	5 □	5 □	5 □	5 □	5 □	5 □	5 □	5 □
6 動植物への過度行為にあたつたりする	6 □	6 □	6 □	6 □	6 □	6 □	6 □	6 □	6 □
7 学校に行こうしない(本人の意志による不登校)	7 □	7 □	7 □	7 □	7 □	7 □	7 □	7 □	7 □
8 食行動の問題がある(過食、拒食、異食など)	8 □	8 □	8 □	8 □	8 □	8 □	8 □	8 □	8 □
9 排泄行動の問題がある(夜尿、遺尿、過食など)	9 □	9 □	9 □	9 □	9 □	9 □	9 □	9 □	9 □
10 自傷行為がある(頭をぶつけける、抜毛、リストカット等)	10 □	10 □	10 □	10 □	10 □	10 □	10 □	10 □	10 □
11 盗み、万引き、徘徊、家出などの非行がみられる	11 □	11 □	11 □	11 □	11 □	11 □	11 □	11 □	11 □
D. 家庭環境									
1 夜間など長時間子どもだけて放置していることがある	1 □	1 □	1 □	1 □	1 □	1 □	1 □	1 □	1 □
2 家の中や周囲が過剰に乱雑で不衛生な状態	2 □	2 □	2 □	2 □	2 □	2 □	2 □	2 □	2 □
3 保護者と連絡がとれない、家庭訪問しても留守をつかう	3 □	3 □	3 □	3 □	3 □	3 □	3 □	3 □	3 □
4 保護者の心身状態が非常に悪く、精神的に不安定	4 □	4 □	4 □	4 □	4 □	4 □	4 □	4 □	4 □
5 子どもを怒鳴りつけたり拒否的な態度や差し戻される	5 □	5 □	5 □	5 □	5 □	5 □	5 □	5 □	5 □
6 子どもへの暴力がみられる、家庭内の暴力(DV)がある	6 □	6 □	6 □	6 □	6 □	6 □	6 □	6 □	6 □
7 経済的に困窮している(集金等の滞納がある等)	7 □	7 □	7 □	7 □	7 □	7 □	7 □	7 □	7 □

<記入方法>該当するチェック項目にレ点をつけ、状況等の欄に具体的な状況を記入する。

※(注) 状況等の文字数: 一ヶ条進行管理票に人入可能なのは全項目の合計で255文字以内。

次年度継続管理の必要性: 要・否

様式③

4 要対協へのケース登録及びケース終結の手順

(1) 監査の結果

子ども家庭支援センターからのヒアリングによると、要対協へのケース登録及びケース終結については、以下の手順で行っているとのことである。

要対協への登録の要否については、子ども家庭支援センターにおいて、相談・通告に基づく必要な調査・アセスメント等を行い、継続対応・支援の必要なケースについては、支援方針会議で進行管理台帳への登録(ケース管理)を決定している。

登録を終結する場合も同様に、必要な調査や児童・保護者面談等を行ったうえで、子ども家庭支援センター内のアセスメント会議で協議を行って終結を決定している。

終結の際には、リスクアセスメントシート等も活用し、虐待ケースにおいては、虐待状況ないこと、支援により養育状況が改善されていること、有力な支援者がいることなどを確認して総合的に評価することとしている。

そして、ケース管理終結については、要対協の実務者会議に報告すると共に、関係機関にも漏れなく報告しているとのことである。

なお、関係機関に意見聴取を行う際には、各関係機関の管理者（学校長、園長等）をはじめ、教員・保育士等直接対応している職員からも、丁寧な聞き取り、意見交換を行うこととしている。もちろん、新たに虐待等を疑わせる事実が出できたときや状況が変化したときには、子ども家庭支援センターまで連絡を入れてもらい、再度受理対応できることも各関係機関には説明している。

なお、平成30年度において、一旦登録解除されたが、再びケース登録された再登録事案は、34件あった。

もっとも、ケース登録・終結の最終判断は子ども家庭支援センターの判断によることになっているが、要対協の管理を終結させるか否か、ケース管理終結の明確な基準は策定されていないようである。

また、ケース管理終結後に、個々のケースの終結の是非などについて、チェックするシステムはなく、子ども家庭支援センター内又は児童相談所との間での事案検討会や振り返り会などのような会もないとのことである。

(2) 監査人の意見

20 意見 16

管理が終結した過去の個別ケースについて、振り返り会や事案検討会等、実際のケースを題材にしながらの勉強会を、児童相談所と子ども家庭支援センターで定期的に開催することが望ましい
(合理化の観点からする意見)。

児童相談所と子ども家庭支援センターとの間は、その目的・立場の違いもあり、緊急度の評価や事案の把握等において、評価が異なることもあり得る。そのため、互いの違いを理解すると共に、認識を共有することは、円滑な事務執行においても必要なことである。

また、要対協におけるケース管理終結の最終的な決定権は、子ども家庭支援センターが持っている。

現状、子ども家庭支援センターでは、終結に際しては、保護者の状況、関係機関からの聞き取り内容、終結理由等について、ケース記録に記載し、必要な情報をもとに評価・査定を行い、子ども家庭支援センター内の会議において判断した上で、実務者会議で意見聴取を行つており、慎重な検討過程を経て終結の判断をしているようである。そ

して、今までのところ大きな問題も発生していないことからすると、今は適切な判断がなされているものと思われる。

しかし、行政の事務執行に絶対はないものであって、虐待という事の重大性に鑑みても、高知市の管理から離れてしまう終結の場面において、その判断が適切か否かを考察する仕組みがあることも大切であると考える。

以上のことより、児童相談所と子ども家庭支援センターの互いの理解促進のため、行政の適正な事務執行のため、個別ケースの中でも特徴的なケースや参考になるケース等について、管理終結後に、その場面場面における事務執行が適切だったのか、なぜそのような判断をしたのか等個別ケースの振り返り会や事案検討会等の勉強会を、定期的に開催するのが望ましいと考える。

なお、児童相談所との研修については、高知県で発生した平成 27 年の女児虐待死事件の検証委員会においても、「各機関のもつ本来の役割と限界を理解した上で、自らの機関が『子どもの 安全・安心を守るために』担う役割」をしっかりと認識し、児童相談所と相互補完的に子どもや家庭の支援にあたることが必要である。このため、子どもの安全・安心を守るために共同して相互の専門性や役割を理解するための研修等を積み重ねることを要望する。」とされていることに鑑みても、上記のような勉強会の実施に向けて検討を進めることを望む。

5 長期管理ケースについて

(1) 監査の結果

子ども家庭支援センターより提出された資料によると、平成 31 年 3 月 1 日付での要対協の管理ケースのうち、

- ① 1 年以上管理継続しているケース 429 件

② 2年以上管理継続しているケース 304件

③ 3年以上管理継続しているケース 237件

であった。

高知市要保護児童対策地域協議会管理期間別統計

H31.3.1付管理ケース状況

要対協管理期間	全件	子家C	児童相談所	
			(うち入所)	
1年未満	195	130	65	12
1年以上2年未満	125	77	48	13 H30登録
2年以上3年未満	67	29	38	14 H29登録
3年以上4年未満	59	29	30	15 H28登録
4年以上5年未満	48	4	44	14 H27登録
5年以上6年未満	27	7	20	9 H25登録
6年以上	103	23	80	50 H24以前登録
計	624	299	325	127

(2) 監査人の意見

21 意見 17

管理が長期化しているケースについて、その支援のあり方につき、見直しをすることを目的とした会議等の設置も検討されたい（合理化の観点からする意見）。

要対協における管理が長期間に及んでいるということは、ケースによっては、それだけ実効性のある支援ができていないことの表れとも指摘できる。

もちろん、期間の長さだけで判断できるものでないことは十分に承知しているが、管理期間に比べ個別ケース検討会議の開催頻度が少ないと

か、状況に変化がなく数年間経過している等の事案の中には、漫然とした管理が継続している可能性も否定できない。

したがって、管理が長期化しているケースについて、その支援のあり方につき、再検討することを目的とした会議の設置等管理のあり方の見直しをする機会を設けることが望ましいと考える。

第4 高知市が外部委託している事業・業務について

子ども家庭支援センターからのヒアリングによると、子ども家庭支援センターが担当する事務のうち、児童虐待対応研修事業、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業の3事業を外部委託しているとのことであった。そこで、これら3事業の事務執行がどのように行われているのか、子ども家庭支援センターからのヒアリングや提出された資料の分析、及び外部委託先に出向く等して、事務執行の実情を調査した。

また、平成25年に導入された児童相談システムについて、システム導入及びその後の保守業務を、システム会社に業務委託していることであり、子ども家庭支援センターからのヒアリングや提出された資料の分析、及び子ども家庭センターを見学して、実際のシステムの動作を確認した。

一 児童虐待対応研修

1 監査の結果

(1) 事業の概要

「虐待対応研修」とは、児童虐待防止法第4条2項、同条3項を根拠として行われるものであり、高知市でも、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を進めるため、要保護児童対策地域協議会に属する関係機関（構成員）の専門性の強化と顔の見える関係づくりを図ることを目的として研修が行われている。

(2) 委託先

平成 30 年度、高知市は、児童虐待対応研修業務の企画・運営等を、認定特定非営利活動法人カンガルーの会に委託し、委託契約を締結している。

認定特定非営利法人カンガルーの会とは、児童虐待の予防、子育て支援を図る為、周産期から児童に係わる関係者に対して、研修会や講演会を開催する事業等を行い、児童の健全育成を支援し公益の増進に寄与することを目的とする団体である。

(3) 委託業務内容

高知市が、認定非営利活動法人カンガルーの会に委託している内容は以下のとおりである。

- ・研修目的に沿ったカリキュラムの作成
- ・講師の選定、派遣
- ・研修資料の作成
- ・研修当日の会場設営・進行運営

(4) 委託料

平成 30 年度の虐待対応研修の委託事業の委託料は、660, 000 円(税込)であった。

そして、平成 30 年度事業支出の内訳は、以下のとおりであった。

事業精算額内訳書

支出額調

	区 分	支出済額	実績内訳
対象経費	報償費	210,000 円	講師謝金 @ 10,000 円×21 人 = 210,000 円
	賃金	371,000 円	研修準備、研修当日手伝い、研 修後の業務等 @ 7000 円×53 日 = 371,000 円
	旅費	9,066 円	講師旅費 9,066 円
	雑費	70,820 円	消耗品費 49,544 円 印刷費 21,276 円
合 計		660,886 円	

(5) 研修内容

平成 30 年度に開催された高知市児童虐待対応研修の講師の経歴・所属は、医師、元希望が丘学園長、元高知市保育園長、高知聖園天使園長、地域包括支援センター長、児童自立支援施設指導員、児童家庭支援センター社会福祉士、さくらの森学園長等、高い専門知識及び豊富な経験を有する者による研修であった。

平成 30 年度は、年間合計 11 回の講義を実施しており、1 回の講義時間は 3 時間であった。そして、年間の研修参加人数は合計 177 人、研修 1 回あたりの参加人数は平均 16 名であった。

開催日	開催場所	研修名	参加者数
7月6日	保健福祉センター	親支援の実践	19
		虐待を受けた子供への支援	
8月17日		地域における子育て支援・親支援	18
		事例検討・演習	
9月6日		リスクを持つ妊婦や母親への対応	16
		事例検討・演習	
11月2日	あんしんセンター	虐待予防の意義	14
		虐待の基礎知識・被虐待児への対応	
12月7日		課題のある子どもの支援について	18
		相談援助のための乳幼児精神保健	
1月15日		地域での子育て支援について	16
		家族に寄り添う支援の在り方	
2月15日		事例検討（講義）	17
		事例検討（演習）	
12月11日	アスパル高知	課題のある子どもの支援について	14
		相談援助のための乳幼児精神保健	
1月8日		児童虐待予防の意義	14
		虐待の基礎知識・被虐待児への対応	
2月19日		地域での子育て支援について	16
		家族に寄り添う支援の在り方	
3月7日		事例検討（講義）	15
		事例検討（演習）	
開催数 合計 11回		参加人数合計	177

2 監査人の意見

(1) 委託先について

認定特定非営利活動法人カンガルーの会は、児童虐待の予防、子育て支援を図る為、周産期から児童に係わる関係者に対して、研修会や講演会を開催する事業等を行い、児童の健全育成を支援し公益の増進に寄与することを目的としている団体であり、委託先として適切であると評価できる。

また、委託契約書に法令違反等ではなく、個人情報の保護条項も入っており、適切と評価できる。

(2) 研修内容について

研修の講師の経歴・所属は、医師、元希望が丘学園長、元高知市保育園長、高知聖園天使園長、地域包括支援センター長、児童自立支援施設指導員、児童家庭支援センター社会福祉士、さくらの森学園長等と、児童福祉や児童虐待の分野において、高い専門知識及び豊富な経験を有する者による研修が実施されていると評価できる。

また、研修の形式についても、講義形式のみでなく、演習形式やグループワークを行う等の工夫等も見られる。

研修への参加機関は、学校・保育所・幼稚園・民生児童委員・警察・児童福祉施設・高知市関係課等であり、各機関の連携の基礎づくりに有効であると考えられる。

以上のことからすると、かかる研修内容は、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を進めるだけなく、関係機関の顔を見る関係づくりを図ることにとっても有効であると評価できる。

(3) 委託費について

〔22〕 指摘 5

児童虐待対応研修事業委託先から報告のあった事業支出のうち、
賃金の単価や日数の根拠について不明であり、この点について
明らかにしてもらうべきである(適法性の観点、3 E の観点から
の指摘)。

児童虐待対応研修における平成 30 年度の委託料は、660, 000 円（税込）である。

前述の通り、年間合計 11 回の講義を実施し、1 回の講義時間は 3 時間であるから、単純計算で、1 時間あたりの委託料は 2 万円となる。

講師 1 名に対する謝礼は 1 万円であり、講師の経歴・経験・知識に照らせば妥当である。

もっとも、委託先から提出された事業精算額内訳書によると、賃金の項目において、その内訳として、単価 7, 000 円で、53 日間とされているところ、その根拠が不明であるため、この点を委託先より明らかにしてもらう必要がある。

(4) その他

〔23〕 意見 18

研修に参加できなかった者が、後でフォローができる工夫や、
研修の参加者の幅を広げる工夫等がなされることが望ましい
(合理化の観点からの意見)。

平成 30 年度高知市児童虐待対応研修業務実施報告書添付の事業成果報告書を見ると、「全講義を網羅できたのは、受講者の約半数であり、スケジュール調整が難しさを感じる。」という反省点が挙がっていた。

この点については、講義形式のものや基本的な部分については、資料を提供やビデオ撮影を行い、参加できなかった者でも、後で受講できるなどの工夫があるとなお良いと思われる。

二 子育て短期支援事業

1 監査の結果

(1) 事業の概要

「子育て短期支援事業」とは、児童福祉法第6条の3第3項に規定する事業で、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業である。

短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）がある。

(2) 高知市における委託先

ア 短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

- ・乳児院高知聖園ベビーホーム（2歳未満児のみ）

※ 社会福祉法人みその児童福祉会が運営

- ・児童養護施設高知聖園天使園

※ 社会福祉法人みその児童福祉会が運営

- ・児童養護施設子供の家

※ 社会福祉法人高知県福祉事業財団が運営

- ・母子生活支援施設ちぐさ

※ 社会福祉法人高知県福祉事業財団が運営

- ・児童養護施設愛仁園
※ 社会福祉法人高知慈善協会が運営
- ・児童養護施設博愛園
※ 社会福祉法人高知慈善協会が運営
- ・児童養護施設さくら園
※ 社会福祉法人同朋会が運営
- ・児童養護施設南海少年寮
※ 社会福祉法人南少が運営

イ 夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

- ・母子生活支援施設ちぐさ（原則小学生対象）
※ 社会福祉法人高知県福祉事業財団が運営

（3）委託料について

各委託先に対する委託料については、高知市子育て短期支援事業実施要綱に定められている。

短期入所生活援助事業

区分		事業委託料(日額)	利用者負担金(日額)
生活保護世帯	2歳未満児	10,700 円	0 円
	2歳以上児	5,500	0
	緊急一時保護の母親	1,500	0
当該年度分 市町村民税非課税世帯 ※4/1から6/30までの利用にあっては前年度分市町村民税非課税世帯 ※4/1から6/30までの利用にあっては前年度分市町村民税非課税世帯を含む。)	ひとり親家庭	2歳未満児	10,700
		2歳以上児	5,500
		緊急一時保護の母親	1,500
	その他の世帯 (ひとり親家庭で市町村民税課税世帯を含む。)	2歳未満児	9,600
		2歳以上児	4,500
		緊急一時保護の母親	1,200
その他の世帯	2歳未満児	5,350	5,350
	2歳以上児	2,750	2,750
	緊急一時保護の母親	750	750

夜間養護事業

区分		事業委託料(日額)	利用者負担金(日額)
生活保護世帯	基本分	1,500 円	0 円
	宿泊分	1,500	0
当該年度分 市町村民税非課税世帯 ※4/1から6/30までの利用にあっては前年度分市町村民税非課税世帯 ※4/1から6/30までの利用にあっては前年度分市町村民税非課税世帯を含む。)	ひとり親家庭	基本分	1,500
		宿泊分	1,500
	その他の世帯 (ひとり親家庭で市町村民税課税世帯を含む。)	基本分	1,200
		宿泊分	1,200
その他の世帯	基本分	750	750
	宿泊分	750	750

(4) 実施状況

子ども家庭支援センターより提供された資料によると、各委託先への支払額や、利用児童延べ人数、利用日数は下記のとおりであった。

委託先	支払額（円）	利用児童 延べ人数	利用日数 (日)
【社会福祉法人みその児童福祉会】			
高知聖園ベビーホーム（2歳未満）	648,300	12	66
高知聖園天使園（2歳以上）	165,000	5	30
【社会福祉法人高知県福祉事業財団】			
ちぐさ	22,000	4	4
子供の家	159,500	6	29
【社会福祉法人高知慈善協会】			
愛仁園	246,500	6	45
博愛園	22,000	1	4
【社会福祉法人南少】			
南海少年寮	77,000	4	14
【社会福祉法人同朋会】			
さくら園	-	0	0
合計	1,340,300	38	192

2 監査人の意見

各委託先との間の契約書を確認したが、違法な事務処理等は見受けられない。複数の委託先を確保しており、適切であると考えられる。

三 養育支援訪問事業

1 監査の結果

(1) 養育支援訪問事業の概要

養育支援訪問事業は、児童福祉法第6条の3第5項を根拠とするもので、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業のことをいう。

養育支援訪問事業は、平成18年から「育児家庭訪問事業」としてスタートし、平成21年度に「養育支援訪問事業」に事業名称が変更された後、平成30年度においても継続して実施されている。

(2) 養育支援訪問事業の対象となる家庭

養育支援訪問事業の対象者は、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施結果や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制に基づく情報提供及び関係機関からの連絡・通告等により把握され、養育支援が特に必要であって、本事業による支援が必要と認められる家庭の児童及びその養育者とする。

具体的には、以下のような家庭が事業の対象になると考えられる。

- ・若年の妊婦、妊婦健康診査未受診、望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭
- ・出産後おおむね1年以内の養育者が、育児ストレスや、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安、孤立感等を抱える家庭

- ・食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭
- ・児童養護施設等の退所、又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭

（3）事業の内容

養育訪問支援事業における支援内容は、下記のとおりである。

ア 家庭内での育児に関する専門的な援助

- ・産後の母子のケアに関する指導及び援助
- ・児童の成長に応じた育児指導及び栄養指導
- ・養育者の身体的、精神的不調状態に対する相談及び援助
- ・児童の心身の発達の相談及び心身の発達を促す援助
- ・親子関係再構築への援助

イ 養育環境を整えるための育児・家事等の援助

- ・産後の一時的な家事・育児の援助
- ・保育所、保育園又は学校等への登園、登校又は送迎等の緊急な援助
- ・児童の発達援助並びに児童及び養育者の健康管理のために必要な通院介助
- ・基本的な生活習慣にかかる援助
- ・近隣等との対人関係図づくりの援助

（4）委託先

高知市は、養育支援訪問事業を、社会福祉法人みその児童福祉会に委託している。委託先については、社会福祉法人みその児童福祉会との間の随意契約となっており、競争入札としていない。

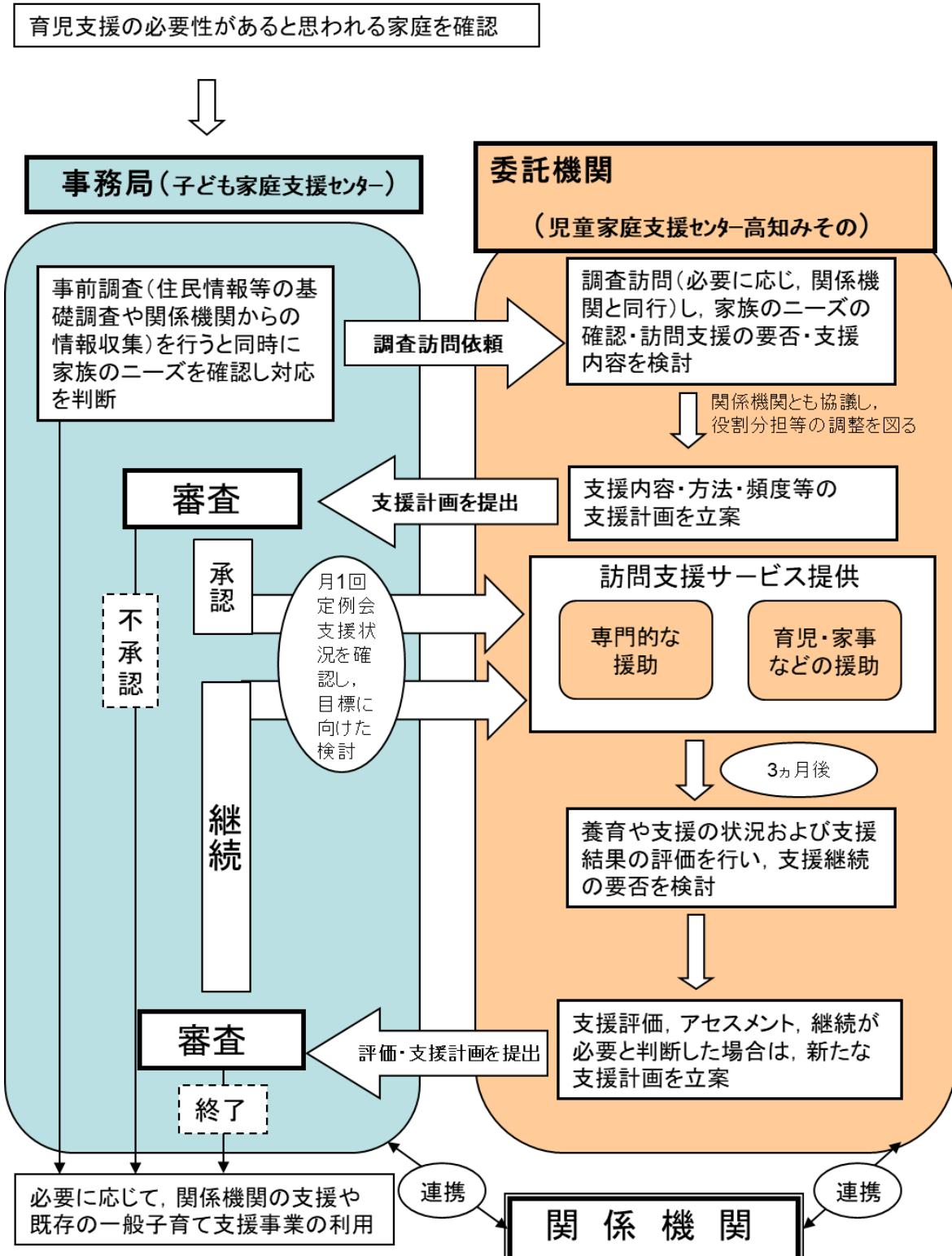
なお、社会福祉法人みその児童福祉会における養育支援訪問事業における体制は以下のとおりである。

- ・保育士 5名
- ・教員 2名
- ・臨床心理士 1名

(5) 事務局（子ども家庭支援センター）と委託機関との役割分担

高知市における養育支援訪問事業は、下記のフロー図の流れで実施されている。

高知市養育支援訪問事業フロー図



(様式1) 養育支援家庭訪問事業 情 報 書 作成日 (H . . .)

対象家庭	フリガナ 氏名	性別	生年月日	年齢	続柄	職業・所属			
養育者									
子ども									
住所				連絡先					
把握動機 及び 対応経過									
子ども及び 養育者の 状況・ 家庭背景									
関係機関の 関わり及び 支援状況 (社会資源 の活用)									
支援が必要 と思われる 部分(内容) 及び期間									
対象者の 利用希望	有	・	未確認	・	無	アセスメント票添付の有無	有	・	無
情報提供機関名					担当者名				

事務局処理欄

事務局一次審査 (H . . .)	1. 訪問事業適用の必要性あり(⇒支援計画作成・支援開始) 2. 必要性判断のための調査訪問要 3. 訪問事業不適用	委託先への依頼日 (H . . .)
-----------------------	--	------------------------

(様式2-1) 育児支援家庭訪問事業 アセスメント票 (新規用)

養育者名				調査(初回)訪問日	訪問者:
------	--	--	--	-----------	------

児 氏 名			調 査	養育支援が必要となりやすい要素	その他の情報
子どもの状況	1 発育・発達			・身長増加不良・体重増加不良・発達の遅れ・ことばの発達の著しい遅れ ・発達のアンバランス・その他()	
	2 健康状態・身体症状			・不潔・不自然ながやあざ・慢性疾患、障害・重度のアトピー、喘息(アレルギー疾患)・その他()	
	3 情緒の安定性			・表情が乏しい・無表情・夜尿、遺糞、失禁が多い・眠りが浅い、夜泣き ・うつ状、活気がない・緊張が高い・その他()	
	4 問題行動			・多動・乱暴・自傷行為・不登校・暴力・万引き・家出・虚言・年齢不相応な性的な興味関心、言動・急激な学力低下・その他()	
	5 基本的な生活習慣			・年齢相応の基本的な生活習慣が身についていない・年齢に不相応な行儀の良さ・その他()	
	6 関係性			・養育者との関係(なつかない・拒否、おびえる、服従、萎縮)・視線を合わせない・家に帰ったがらない・誰とでもべたべた・身体接触を極端に嫌がる・同年代の子どもとしか遊べない・孤立・その他()	
養育者の状況	7 健康状態等			・疾患(身体、精神)・障害(身体、知的、精神)・依存症(薬物、アルコール) ・うつ状・慢性的なストレス状態・その他()	
	8 性格的傾向			・よく怒る・攻撃的・衝動的・体罰の容認・感情不安定・自己中心的 ・社会的未熟な性格・その他()	
	9 日常的世話の状況			・衣食住の世話をしない・事故が多い・健診、予防接種を受けさせず・しつけせず・子との関わり少ない・その他()	
	10 養育能力等			・発達理解がない・育て方がよくわからない・家事能力が低い・依存的 ・育児不安が強い・育児しようとせず・その他()	
	11 子どもへの思い・態度			・かわいいと思えない・愛容がない・きょうだいで差別する・イライラする ・拒否的・無関心・過干渉・権威的・その他()	
	12 問題認識・問題対処能力			・子どもや養育上の問題の認識(自覚)がない・子どもを守れない・子どもの状況より親の欲求を優先・共感性が乏しい・虚言癖・危機の解決できず・ストレス解消できず・その他()	
養育環境	13 夫婦・家族関係			・夫婦不和・対立・家族不和・対立・夫婦間暴力・家庭内暴力 ・その他()	
	14 家族形態の変化			・離婚、死別、別居・同居、内縁、再婚・一人親等 ・その他()	
	15 養育者との接触度			・児は在宅で養育者とのみいる時間が長い ・その他()	
	16 きょうだい関係			・きょうだいに疾患、障害あり・きょうだいが多い(多子) ・その他()	
	17 居住状況			・不衛生・居室内の著しい乱れ・転居をくりかえす・住所不定 ・その他()	
	18 労働状況			・定職なし・失業中・働く意志がない・職を転々とする・不規則な就業時間 ・就労によるストレス(疲労)・その他()	
	19 経済状況・経済基盤			・経済不安あり・生活苦・計画性の欠如(ギャンブル、借金等) ・その他()	
	20 地域社会との関係			・親族からの孤立・対立・近隣、友人からの孤立・育児援助者がいない ・相談できる人がいない・その他()	
非変動環境	21 妊娠・分娩状況			・望まない妊娠・妊婦健診未受診での分娩・出生後精神疾患(マタニティ・ブルース、産後うつ等)・その他()	
	22 児の出生状況			・低出生体重児・多胎・先天性の疾患等 ・その他()	
	23 養育者との分離歴			・出生後の長期入院(分離)・子どもとの分離(施設入所等)・養育者が一定しない・その他()	
	24 養育者の年齢			・第1子出生時十代の親 ・その他()	
	25 養育者の生育歴			・養育者自身の被虐待歴・親から愛されなかった思い・親との対立 ・厳格な親に育てられた・その他()	

総合的所見・判断	育児支援家庭訪問事業の活用 : 必要 ⇒ 支援計画別紙添付 · 不要				

事務局二次審査日			承認・不承認	承認支援期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
----------	--	--	--------	--------	---------------------

(様式2-2) 育児支援家庭訪問事業 アセスメント票（きょうだい用）

児氏名	調査				養育支援が必要となりやすい要素	その他の情報
子どもの状況	1	発育・発達			・身長増加不良・体重増加不良・発達の遅れ・ことばの発達の著しい遅れ ・発達のアンバランス・その他()	
	2	健康状態・身体症状			・不潔・不自然ながやあざ・慢性疾患、障害・重度のアトピー、喘息(アレルギー疾患)・その他()	
	3	情緒の安定性			・表情が乏しい、無表情・夜尿、遺糞、失禁が多い・眠りが浅い、夜泣き ・うつ的、活気がない・緊張が高い・その他()	
	4	問題行動			・多動・乱暴・自傷行為・不登校・暴力・万引き・家出・虚言・年齢不相応な性的な興味関心、言動・急激な学力低下・その他()	
	5	基本的な生活習慣			・年齢相応の基本的な生活習慣が身についていない・年齢に不相応な行儀の良さ・その他()	
	6	関係性			・養育者との関係(なつかない、拒否、おびえる、服従、萎縮)・視線を合わせない・家に帰ったがらない・誰とでもべたべた・身体接触を極端に嫌がる ・同年代の子どもとしか遊べない・孤立・その他()	

児氏名	調査				養育支援が必要となりやすい要素	その他の情報
子どもの状況	1	発育・発達			・身長増加不良・体重増加不良・発達の遅れ・ことばの発達の著しい遅れ ・発達のアンバランス・その他()	
	2	健康状態・身体症状			・不潔・不自然ながやあざ・慢性疾患、障害・重度のアトピー、喘息(アレルギー疾患)・その他()	
	3	情緒の安定性			・表情が乏しい、無表情・夜尿、遺糞、失禁が多い・眠りが浅い、夜泣き ・うつ的、活気がない・緊張が高い・その他()	
	4	問題行動			・多動・乱暴・自傷行為・不登校・暴力・万引き・家出・虚言・年齢不相応な性的な興味関心、言動・急激な学力低下・その他()	
	5	基本的な生活習慣			・年齢相応の基本的な生活習慣が身についていない・年齢に不相応な行儀の良さ・その他()	
	6	関係性			・養育者との関係(なつかない、拒否、おびえる、服従、萎縮)・視線を合わせない・家に帰ったがらない・誰とでもべたべた・身体接触を極端に嫌がる ・同年代の子どもとしか遊べない・孤立・その他()	

児氏名	調査				養育支援が必要となりやすい要素	その他の情報
子どもの状況	1	発育・発達			・身長増加不良・体重増加不良・発達の遅れ・ことばの発達の著しい遅れ ・発達のアンバランス・その他()	
	2	健康状態・身体症状			・不潔・不自然ながやあざ・慢性疾患、障害・重度のアトピー、喘息(アレルギー疾患)・その他()	
	3	情緒の安定性			・表情が乏しい、無表情・夜尿、遺糞、失禁が多い・眠りが浅い、夜泣き ・うつ的、活気がない・緊張が高い・その他()	
	4	問題行動			・多動・乱暴・自傷行為・不登校・暴力・万引き・家出・虚言・年齢不相応な性的な興味関心、言動・急激な学力低下・その他()	
	5	基本的な生活習慣			・年齢相応の基本的な生活習慣が身についていない・年齢に不相応な行儀の良さ・その他()	
	6	関係性			・養育者との関係(なつかない、拒否、おびえる、服従、萎縮)・視線を合わせない・家に帰ったがらない・誰とでもべたべた・身体接触を極端に嫌がる ・同年代の子どもとしか遊べない・孤立・その他()	

(様式3) 育児支援家庭訪問事業

支 援 計 画 表 ・ 評 価 表

養育者名		支援期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	担当者:
------	--	------	---------------------	------

支援目標	関係機関	役割及び支援内容、関わりの頻度等

育児支援家庭訪問事業による支援

支援内容	専門的な援助		育児・家事等の援助	
	①産後の母子のケアに関する指導や援助		⑥産後の一時的な家事・育児援助(沐浴介助等)	
	②児童の成長に合わせた育児指導・栄養指導		⑦緊急な保育園、幼稚園、学校等の登園(登校)・お迎えの援助	
	③養育者の身体的・精神的不調状態に対する相談や援助		⑧児童や養育者の発達援助・健康管理のために必要な通院介助	
	④児童の心身の発達面の相談や発達を促す援助		⑨基本的な生活習慣に関する援助(清掃・食習慣・生活リズム等)	
	⑤親子関係再構築への援助(施設退所後のアフターケア等)		⑩近隣等との対人関係づくりの援助	

支 援 計 画 (作成日 : H . . .)			評 価 (評価日 : H . . .)	
内容番号	支援の必要な部分	現状と具体的な支援方法	頻度	支援の効果、現在の状態等

総合的所見・判断	育児支援家庭訪問事業の継続 : 必要 ⇒ 支援計画別紙添付	不要(終了)

事務局審査日		審査結果	承認・不承認	承認支援期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
事務局意見欄					

(様式4-1) 育児支援家庭訪問事業 アセスメント票

作成日(H . . .)

養育者名		機関名:		担当者:	
				(聴取者:)

子どもの状況	チェック	養育支援が必要となりやすい要素	その他の情報
子どもの状況	1 発育・発達	・身長増加不良・体重増加不良・発達の遅れ・ことばの発達の著しい遅れ・発達のアンバランス・その他()	
	2 健康状態・身体症状	・不潔・不自然ながやあざ・慢性疾患、障害・重度のアトピー、喘息(アレルギー疾患)・その他()	
	3 情緒の安定性	・表情が乏しい、無表情・夜尿、過食、失禁が多い・眠りが浅い、夜泣き・うつ状、活気がない・緊張が高い・その他()	
	4 問題行動	・多動・乱暴・自傷行為・不登校・暴力・万引き・家出・虚言・年齢不相応な性的な興味関心、言動・急激な学力低下・その他()	
	5 基本的な生活習慣	・年齢相応の基本的な生活習慣が身についていない・年齢に不相応な行儀の良さ・その他()	
	6 関係性	・養育者との関係(なつかない、拒否、おびえる、服従、萎縮)・視線を合わせない・家に帰ったがらない・誰とでもべたべた・身体接触を極端に嫌がる・同年代の子どもとしか遊べない・孤立・その他()	
養育者の状況	7 健康状態等	・疾患(身体、精神)・障害(身体、知的、精神)・依存症(薬物、アルコール)・うつ状・慢性的なストレス状態・その他()	
	8 性格的傾向	・よく怒る・攻撃的・衝動的・体罰の容認・感情不安定・自己中心的・社会的未熟な性格・その他()	
	9 日常的世話の状況	・衣食住の世話をしない・事故が多い・健診、予防接種を受けさせず・しつけせず・子との関わり少ない・その他()	
	10 養育能力等	・発達理解がない・育て方がよくわからない・家事能力が低い・依存的・育児不安が強い・育児しようとせず・その他()	
	11 子どもへの思い、態度	・かわいいと思えない・受容がない・きょうだいで差別する・イライラする・拒否的・無関心・過干渉・権威的・その他()	
	12 問題認識・問題対処能力	・子どもや養育上の問題の認識(自覚)がない・子どもを守れない・子どもの状況より親の欲求を優先・共感性が乏しい・虚言癖・危機の解決できず・ストレス解消できず・その他()	
養育環境	13 夫婦・家族関係	・夫婦不和・対立・家族不和・対立・夫婦間暴力・家庭内暴力・その他()	
	14 家族形態の変化	・離婚、死別、別居・同居、内縁、再婚・一人親等・その他()	
	15 養育者との接触度	・児は在宅で養育者とのみいる時間が長い・その他()	
	16 きょうだい関係	・きょうだいに疾患、障害あり・きょうだいが多い(多子)・その他()	
	17 居住状況	・不衛生・居室内の著しい乱れ・転居をくりかえす・住所不定・その他()	
	18 労働状況	・定職なし・失業中・働く意志がない・職を転々とする・不規則な就業時間・就労によるストレス(疲労)・その他()	
非変動環境	19 経済状況・経済基盤	・経済不安あり・生活苦・計画性の欠如(ギャンブル、借金等)・その他()	
	20 地域社会との関係	・親族からの孤立・対立・近隣、友人からの孤立・育児援助者がいない・相談できる人がいない・その他()	
	21 妊娠・分娩状況	・望まない妊娠・妊娠健診未受診での分娩・出産後精神疾患(マタニティ・ブルース、産後うつ等)・その他()	
	22 児の出生状況	・低出生体重児・多胎・先天性の疾患等・その他()	
	23 養育者との分離歴	・出生後の長期入院(分離)・子どもとの分離(施設入所等)・養育者が一定しない・その他()	
	24 養育者の年齢	・第1子出生時十代の親・その他()	
	25 養育者の生育歴	・養育者自身の被虐待歴・親から愛されなかった思い・親との対立・厳格な親に育てられた・その他()	

備考

--

(様式4-2) 育児支援家庭訪問事業 アセスメント票(きょうだい用)

子ども		チェック	養育支援が必要となりやすい要素	その他の情報
子どもの状況	1 発育・発達		・身長増加不良・体重増加不良・発達の遅れ・ことばの発達の著しい遅れ ・発達のアンバランス・その他()	
	2 健康状態・身体症状		・不潔・不自然ながやあざ・慢性疾患、障害・重度のアトピー、喘息(アレルギー疾患)・その他()	
	3 情緒の安定性		・表情が乏しい、無表情・夜尿、遺糞、失禁が多い・眠りが浅い、夜泣き ・うつ状、活気がない・緊張が高い・その他()	
	4 問題行動		・多動・乱暴・自傷行為・不登校・暴力・万引き・家出・虚言・年齢不相応な性的な興味関心、言動・急激な学力低下・その他()	
	5 基本的な生活習慣		・年齢相応の基本的な生活習慣が身についていない・年齢に不相応な行儀の良さ ・その他()	
	6 関係性		・養育者との関係(なつかない、拒否、おびえる、服従、萎縮)・視線を合わせない・家に帰りたがらない・誰とでもべたべた・身体接触を極端に嫌がる ・同年代の子どもとしか遊べない・孤立・その他()	

子ども		チェック	養育支援が必要となりやすい要素	その他の情報
子どもの状況	1 発育・発達		・身長増加不良・体重増加不良・発達の遅れ・ことばの発達の著しい遅れ ・発達のアンバランス・その他()	
	2 健康状態・身体症状		・不潔・不自然ながやあざ・慢性疾患、障害・重度のアトピー、喘息(アレルギー疾患)・その他()	
	3 情緒の安定性		・表情が乏しい、無表情・夜尿、遺糞、失禁が多い・眠りが浅い、夜泣き ・うつ状、活気がない・緊張が高い・その他()	
	4 問題行動		・多動・乱暴・自傷行為・不登校・暴力・万引き・家出・虚言・年齢不相応な性的な興味関心、言動・急激な学力低下・その他()	
	5 基本的な生活習慣		・年齢相応の基本的な生活習慣が身についていない・年齢に不相応な行儀の良さ ・その他()	
	6 関係性		・養育者との関係(なつかない、拒否、おびえる、服従、萎縮)・視線を合わせない・家に帰りたがらない・誰とでもべたべた・身体接触を極端に嫌がる ・同年代の子どもとしか遊べない・孤立・その他()	

子ども		チェック	養育支援が必要となりやすい要素	その他の情報
子どもの状況	1 発育・発達		・身長増加不良・体重増加不良・発達の遅れ・ことばの発達の著しい遅れ ・発達のアンバランス・その他()	
	2 健康状態・身体症状		・不潔・不自然ながやあざ・慢性疾患、障害・重度のアトピー、喘息(アレルギー疾患)・その他()	
	3 情緒の安定性		・表情が乏しい、無表情・夜尿、遺糞、失禁が多い・眠りが浅い、夜泣き ・うつ状、活気がない・緊張が高い・その他()	
	4 問題行動		・多動・乱暴・自傷行為・不登校・暴力・万引き・家出・虚言・年齢不相応な性的な興味関心、言動・急激な学力低下・その他()	
	5 基本的な生活習慣		・年齢相応の基本的な生活習慣が身についていない・年齢に不相応な行儀の良さ ・その他()	
	6 関係性		・養育者との関係(なつかない、拒否、おびえる、服従、萎縮)・視線を合わせない・家に帰りたがらない・誰とでもべたべた・身体接触を極端に嫌がる ・同年代の子どもとしか遊べない・孤立・その他()	

(6) 委託料

養育支援訪問事業における平成30年度の委託料は、8,486,049円（税込）である。

(7) 実施状況

養育支援訪問事業で対応している家庭数は、以下のとおりであった。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対応家庭数	26	31	29	23	29

また、平成30年度の対応件数及び対応時間は以下のとおりであった。

	調査訪問件数	調査訪問時間	専門支援件数	専門支援時間	育児家事件数	育児家事時間	電話件数	電話時間	メール件数	関係機関連絡件数	関係機関連絡時間
合計	17件	2,270 h	265件	30,293 h	212件	26,809 h	499件	1,723 h	59件	701件	8,225 h

さらに、社会福祉法人みその児童福祉会において、職員に対するヒアリングを実施したところ、以下の内容が判明した。

調査訪問及び専門支援には、基本的には職員1人で対応する。もつとも、ケースによっては職員2人で対応するものもある。

面談を行う頻度はケースバイケースであり、毎日行っているケースもある。

養育者との間の信頼関係を築くため、できるだけ同じ職員が行く、2人1組でどちらかは行くようとする等の工夫をしている。

職員が病院への通院介助をすることもあり、自宅へ迎えに行くこともある。病院への通院介助は、一番時間がかかる印象がある。大きな病院では、待ち時間が長い。

家事等の援助（食事・清掃等）も、職員が全部やるというよりは養育者と一緒にやる方向に促している。

支援計画については、3か月に1度程度見直しを行う。

2 監査人の意見

（1）随意契約である点について

委託先については、平成18年に育児家庭訪問事業が開始してから長年にわたり、社会福祉法人みその児童福祉会との間の随意契約となっており、競争入札としていない。

この点につき、行政の事務執行として適切かどうか問題ともなり得るが、随意契約としていることについては、地方自治法第167条の2第1項2号に該当し、適法であると考える。

すなわち、本委託業務は、要支援を特に必要とする家庭に対し、当該家庭の適切な養育の実施を確保するとともに、児童の健全な育成を促進することを目的として、訪問支援者（保健師、介護士、ヘルパー等）がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言、支援等を行うものである。

国の養育支援訪問事業ガイドラインは、業務委託先の要件として、本事業を適性かつ円滑に遂行しうる人員を有するとともに、本事業のマネジメントのための体制が確保されている事業者であることとしている。

上記事業者は、児童福祉法に定める児童福祉施設「児童家庭支援センター」を設置し、児童福祉の専門援助機関として相談支援事業を行っている。また、児童相談所から「子どもと家庭の110番」の委託を受け、育児不安・しつけ・いじめ・不登校・非行など子供にかかる様々な電話

相談を 24 時間体制で受け付けるなど、当該業務にも関連する高い専門性と知識、豊富な経験を有していると考えられる。

高知市内において「児童家庭支援センター」を設置しているのは、社会福祉法人みその児童福祉会以外にはない。なお、社会福祉法人みその児童福祉会は、乳児院・児童養護施設・児童家庭支援センターを運営し、児童福祉の専門援助機関として高い専門性と確かな知識を有している。

以上のことから、社会福祉法人みその児童福祉会が、当該業務について、効果的かつ適切に実施できる高知市における唯一の事業者であると評価できる。

したがって、本件事業を委託するにあたり、随意契約とすることは、地方自治法第 167 条の 2 第 2 項に照らし、適法であると考える。

(参照法規)

地方自治法第百六十七条の二

地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(略)

二

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(2) 委託契約書の内容

委託契約書の内容については、法規に照らし、特に問題がなかった。

（3）委託料

平成 30 年度、高知市は、養育支援訪問事業の委託料として、社会福祉法人みその児童福祉会に対し、8, 486, 049 円（税込）の委託料を支払っている。

養育支援訪問事業自体が、個々の家庭の状況等に合わせて、支援の内容を柔軟に対応せねばならず、かかる事業を市直営で実施する場合に比べて、社会福祉法人みその児童福祉会に委託することで、人件費等のコスト抑制につながる。

したがって、養育支援訪問事業を、社会福祉法人みその児童福祉会に委託することは、3 E の観点からも有益であると考えられる。

もっとも、社会福祉法人みその児童福祉会からのヒアリングによると、社会福祉法人みその児童福祉会においては、養育支援訪問事業単体では赤字が発生しており、他に委託を受けている事業と兼任することによって収支の帳尻を合わせているとのことであった。

よって、本監査において敢えて指摘や意見という形にはしないが、養育支援訪問事業は、虐待予防・早期発見には大変有意義な事業であることや、現状の高知市において、社会福祉法人みその児童福祉会が同事業を遂行できる唯一の団体であることから、今後の課題として、社会福祉法人みその児童福祉会の意見も聞きながら、委託料増額などの手当てを行い、適切な金額の委託料を支払うことなども検討していくことが望ましいと考える。

（4）子ども家庭支援センターとの情報共有・連絡について

子ども家庭支援センターと社会福祉法人みその児童福祉会との間では、月 1 回子ども家庭支援センターの職員が社会福祉法人みその児童福

社会に出向き、各対象ケースについての現状報告や互いの情報交換を行う定例会を開催しており、情報共有とケースの整理をしている。

これに限らず、職員のヒアリングによると、互いに電話しない日がないくらいとのことであり、日々双方が緊密に連絡を取り合い、情報共有をしているようである。

養育支援訪問事業対象案件については、社会福祉法人みその児童福祉会から子ども家庭支援センターに報告され、児童家庭支援システムに情報を入力して管理している。そして、毎月定例会を開催し、養育支援訪問の継続並びに支援内容の見直し、終結について協議を行うと共に、協議内容は同システムの会議録へ入力されている。

養育支援訪問事業の事務局にあたる子ども家庭支援センターと委託機関である社会福祉法人みその児童福祉会との間では、書類のやりとりだけでなく、かなり緊密な情報共有等の連携が図られている印象があり、児童虐待の発生予防及び早期対応についての組織運営が適切に行われていると評価できる。

(5) 個人情報の取り扱いについて

社会福祉法人みその児童福祉会の職員に対して、ヒアリングを実施したところ、社会福祉法人みその児童福祉会は、独自に個人情報保護規程を作成しており、文書については永年保存しているとのことであった。

個人情報の取り扱いについては、職員が新しく入所した際、オリエンテーション等で注意喚起をしており、また、ヒヤリハット事例があると隨時注意喚起を行っているとのことであった。さらに、他機関から照会等があっても、子ども家庭支援センターに確認してから対応しており、独自に情報を出すことはしていないとのことである。

よって、個人情報の取扱業務として適法・適切であると評価する。

四 児童相談システム

1 監査の結果

(1) システム導入の経緯

現在の児童相談システムは平成 25 年に導入されたが、それ以前は、当時子ども家庭支援センターに所属していた職員が Microsoft Office Access で作成したデータベースを使用していた。

そして、平成 19 年 12 月に要対協が設置されたことを受け、関係機関からの情報収集の方法や提供の方法等をよりよい方法にするため、職員において、手作業でシステム修正をしていた。

しかし、システムの修正をする度に、どこにエラーが生じるかわからない状態になり、さらに、入力作業中にシステムがフリーズすることが頻繁にあったため、要保護児童等の管理のためのシステム開発を行う必要があった。

(2) 契約方式

新たに児童相談管理をするシステムを導入すべく、公募型プロポーザル方式で、児童相談システム整備事業の委託業者選定を行い、2 社の応募があったところ、最終的に、評価得点に優れていた 1 社が選定され、平成 25 年 2 月 1 日、当該業者と随意契約を締結した。

その後、当該システム開発委託業者との間で、保守契約を締結している。

保守業務には、以下の内容が含まれている。

ア 対応窓口の設置

- ・本システム全般に関する障害対応、Q & A対応等の連絡窓口を設置すること。
- ・窓口の対応時間は、原則として平日（国民の祝日及び休日・委託者の指定日を除く。以下同じ。）の9時から17時15分までとするが、その他の時間帯についても障害の発生が想定されるような場合、緊急時の連絡が取れるよう配慮すること。

イ ソフトウェア等の障害時対応

- ・システムに障害が発生した場合は、速やかに復旧作業を行うこと。障害復旧作業は、平日の午前8時30分から午後5時15分の間は、高知市から連絡を受けて3時間以内に着手することを目安とする。
- ・発生した障害への対応（障害の内容、発生理由、対応経緯、実施作業等）について速やかに報告を行う。
- ・障害復旧作業は、電話対応を原則とする。ただし、受託者が必要と認めた場合は、設置場所で作業するものとし、このとき修理及び調査等のために機器を持ち出す必要がある場合は事前に委託者の承認を得る。
- ・本システムを構成するソフトウェアについて、システム運用に影響を及ぼすような障害等が発見された場合は、修正プログラムの適用等、必要な対策を実施する。

ウ 運用支援

- ・法改正等によりシステムの修正が必要な場合は、本システムの更新機能によりアップデートすること。ただし、大幅なシステ

ム修正が必要となった場合は、別途契約を含め委託者と受託者で協議する。

(3) 保守管理の実施状況

保守管理に関する業務の実施状況は、以下のとおりである。

平成30年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
システムに関する問い合わせ対応	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	4
ソフトウェア等の障害時対応	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2
運用支援	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
計	2	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2	2	8

2 監督人の意見

(1) 委託料について

児童相談システム整備事業委託業務における委託料は、4, 998, 000円(税込)であった。

平成 24 年の高知県による市町村の児童虐待防止対策の強化を図るため実施する事業に対して交付する補助金(高知県児童虐待防止対策緊急強化事業費補助金)をこれに充てることができ、高知市における費用負担はなかった。

また、平成 30 年度の児童相談システムの運用保守に関する業務委託料は、505, 950 円(税込)であった。

以上のとおり、児童相談システムの開発に要した費用は、補助金により高知市の実質負担がない上、保守管理に要する費用も高額とは言えない。前述の通り、同システムの利用により、業務の効率化を図ることができると共に、情報の洩れもなくすことができ、虐待予防にも

資するものであることからすれば、3Eの観点からしても、大変評価できるものである。

(2) 損害賠償額の予定について

〔24〕 指摘6

児童相談システム整備事業委託契約書 28 条において規定されている個人情報取扱特記事項及び児童相談システム運用保守に関する業務委託契約書 30 条に規定されている個人情報取扱特記事項において、損害賠償額の予定の条項を入れるべきである（適法性の観点からの指摘）。

児童相談システム整備事業契約書第 23 条 2 項において、賠償額の限度は委託料相当額を原則とするとされている。しかしながら、同契約書第 28 条で引用する「個人情報取扱特記事項」においては、損害賠償額について賠償額の限度の記載がない。

児童相談システム整備事業に関する業務委託契約書（抜粋）

（損害賠償）

第23条

乙は、本契約の履行に伴い甲又は第三者に損害を加えた場合は、甲及び乙は、その損害の原因及び損害額等について協議するものとし、協議の結果、当該損害の原因が乙の責に帰するものであると判断された場合、乙は賠償責任を負うものとする。

2

前項において、乙が負担する賠償額の限度は委託料相当額を原則とするが、損害の規模、乙の義務違反の程度、損害発生の態様並びにその他一切の事情を考慮し、甲乙協議して乙が負担する賠償額を定めるものとする。

(個人情報の保護)

第28条

乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

別記 個人情報取扱特記事項

(損害賠償)

第12

乙は、この個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

また、児童相談システム運用保守に関する業務委託契約書第19条及び第20条においても賠償額の限度は委託料相当額を原則とするとされているが、同契約書第30条で引用する別記個人情報取扱特記事項においては、損害賠償額について賠償額の限度の記載がない。

児童相談システム運用保守に関する業務委託契約書（抜粋）

(一般的損害)

第19条

契約の履行に関して生じた損害は、乙の負担俊、その賠償額の限度は委託料相当額を原則とする。ただし、その損害のうち天災地変その他の不可抗力な事由又は甲の責めに帰すべき事由によりしょうじたものについては、この限りでない。

(第三者に及ぼした損害)

第20条

乙は、契約の履行に当たって第三者に損害を及ぼしたときは、その損害の賠償をするものとし、賠償額の限度は委託料相当額を原則とする。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとする。

(個人情報の保護)

第30条

乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記の「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

別記 個人情報取扱特記事項

(損害賠償)

第16

乙は、この個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

以上の各条文を解釈しても、個人情報取扱特記事項に違反した場合、損害賠償額が委託料に限定されると解釈すべきか否かについて、判然としない。

よって、高知市と委託業者との間で、契約書の解釈について齟齬がないよう、いずれの解釈となるのか明確になる記載に変更すべきと考える。

なお、近時、神奈川県の行政文書を保存したハードディスク(HDD)計18個がインターネットオークションで売却され、納税に関する個人情報や職員名簿などの大量の秘密情報が流出していたという事件が発生している。

児童虐待に関する情報というセンシティブな情報が大量に漏洩した場合、それに伴う損害賠償請求額も多額になる可能性がある。

特に、児童相談システム運用保守に関する業務委託契約については、年間 505, 950 円であるため、保守の段階での情報漏洩の場合は、委託業者に対して、賠償責任を問うことができる範囲が極めて限定的となるリスクが存在している。

一方で、責任を重く問う契約内容となれば、児童相談システム運用保守に関する業務の委託先を失う可能性もある。

この点のリスクを十分に検討した上で、契約書の内容を改訂すべきである。

第6章 終わりに

今回の監査においては、高知市における児童虐待関連施策に関する事務の中でも特に、こども未来部内の子ども家庭支援センターが行っている事務執行全般を俯瞰するということに注力した。

現在、日々報道され、世間の耳目を集めている児童虐待について、高知市でどのような体制が組まれ、どのような対応が取られているのか、これまで、系統的に監査されたことがなかった。そのため、今回、その流れを調査・確認できたことは、一定の意義があったのではないかと考えている。

特に監査を進めていく中で感心したのは、「児童相談システム」を使用したケース管理であった。導入にあたって、高知県の補助金が利用できた点、兄弟姉妹で連動しているなど入力の省力化が図れている点、住基ネットと連動して異動があればタイムリーに把握できる点など、経済的かつ効率的で、有効なシステムとなっており、業務の合理化が図れていた。高知県の他の市町村の中には、まだ児童相談に特化したシステムが導入されていないところもあるようだが、未導入の他の市町村にも、是非このような児童相談に特化したシステムを導入するよう、高知市に先導的役割をお願いしたいところである。

また、今回の監査において、児童虐待関連施策の遂行が、個々の職員の使命感や熱意によって支えられていることを感じた。職員には大変頭の下がる思いである。一方で、それが個々の職員の負担となっているのではないかと懸念される。監査人の前で明確に業務の負担を訴える職員はいなかつたが、個々の職員の属人性ではなく、組織として、管理ケースへの対応ができるようなより万全な体制作りをお願いしたい。

なお、本監査に取りかかった当初は、子ども家庭支援センターが管理している（または管理していた）個々のケースについて、ケース管理台帳等の生

の資料にあたり、各ケースが適切に管理・処理されているのか調査分析を行うという形で、高知市の児童虐待に対する事務執行の実態に迫ろうと考えていた。しかし、これらの資料には、当該児童に関する非常に高度な個人情報・秘密情報が含まれることから、監査人・補助者によるケース管理台帳の閲覧や個別ケース検討会議の傍聴等は叶わなかった。そのため、当初目指していた形での監査は諦め、子ども家庭支援センターの事務執行全般を俯瞰するという内容に監査の方向性をシフトさせた。この経緯について、監査人としては、今回はやむを得なかつたものと理解しているが、今後、包括外部監査と個人情報・秘密情報の利害が衝突した場合、これをどのように調整していくのか検討する必要があると考える。

今回の監査において、子ども家庭支援センターには、日々の業務を割いて、しかも、今年度は市役所建て替えに伴う引っ越し等の作業も重なる中、度重なるヒアリングにご協力頂き、また、センターの見学や、職員とのヒアリング、会議の傍聴等、沢山のご協力を頂いたことに深く感謝申し上げる。

本監査業務を進めている間においても、残念ながら続々と新しい児童虐待の話題が世間を騒がせ、先日は、高知市内でも、虐待を疑わせる事件が報道された。

児童虐待に関する事務は、終わりのない事務ではあるが、高知市において、児童虐待関連施策が適法・合理的に遂行され、児童虐待の事前防止・早期発見により、子どもの権利侵害を防ぐ体制がより一層強固なものになることを期待してやまない。

そのために、本報告書で申し上げたことが、少しでも高知市の今後の事務執行のヒントとなれば幸甚である。

以上